

出雲崎町地域防災計画

(風水害・震災等対策編)

令和5年2月修正

出雲崎町防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画作成の趣旨等	1
第2節 町民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節 出雲崎町の自然条件	13
第4節 出雲崎町の社会的条件	15
第5節 出雲崎町の既往の主な災害	16
第6節 被害の想定	20
第7節 緊急地震速報と地震情報	22
第2章 災害予防	25
第1節 防災教育計画	25
第2節 防災訓練計画	29
第3節 自主防災組織育成計画	31
第4節 防災まちづくり計画	33
第5節 集落孤立対策計画	35
第6節 建築物等災害予防計画	37
第7節 気象等防災観測体制の整備	40
第8節 道路・橋梁等の災害対策	41
第9節 漁港施設の災害対策	43
第10節 土砂災害及び地盤災害予防計画	44
第11節 豪雪に対する災害予防計画	47
第12節 異常降雨及び季節風(高潮・高波)に対する災害予防計画	51
第13節 竜巻等突風災害予防計画	54
第14節 火災予防計画	56
第15節 農地・農業用施設等の災害予防計画	61
第16節 防災通信施設の整備と災害対策	63
第17節 ガスの災害対策	65
第18節 上水道の災害対策	66
第19節 下水道等の災害対策	68
第20節 危険物等施設の災害対策	70
第21節 廃棄物処理体制の整備	71
第22節 救急・救助体制の整備	72
第23節 医療救護体制の整備	74
第24節 避難体制の整備	76
第25節 要配慮者の安全確保計画	84

第 26 節	食料・生活必需品等の確保計画	88
第 27 節	学校の災害対策	91
第 28 節	文化財の災害対策	94
第 29 節	ボランティア受入れ体制の整備	96
第 30 節	行政機関の業務継続計画	97
第 31 節	事業所等の事業継続	101

第 3 章 災害応急対策..... 103

第 1 節	災害警戒本部.....	103
第 2 節	災害対策本部・災害復興推進本部.....	105
第 3 節	職員の動員配備体制	111
第 4 節	防災関係機関の相互協力体制	116
第 5 節	気象情報等伝達計画	121
第 6 節	災害時の通信確保.....	129
第 7 節	被災状況等収集伝達計画	132
第 8 節	広報計画	136
第 9 節	町民等避難計画	141
第 10 節	避難所等運営計画	149
第 11 節	輸送計画	157
第 12 節	消火活動計画	160
第 13 節	水防計画	163
第 14 節	救急・救助活動計画	171
第 15 節	医療救護活動計画	173
第 16 節	防疫及び保健衛生計画.....	175
第 17 節	こころのケア対策計画.....	178
第 18 節	廃棄物の処理計画	180
第 19 節	トイレ対策計画	183
第 20 節	入浴対策	185
第 21 節	食料・生活必需品等供給計画	186
第 22 節	要配慮者の応急対策	189
第 23 節	学校等における応急対策	191
第 24 節	文化財応急対策	198
第 25 節	障害物の処理計画	199
第 26 節	遺体等の捜索・処理・埋葬計画	200
第 27 節	愛玩動物の保護対策	204
第 28 節	給水・上水道施設応急対策.....	205
第 29 節	下水道等施設応急対策.....	208
第 30 節	危険物等施設応急対策.....	210

第 31 節	漁港・河川・海岸施設の応急対策	211
第 32 節	土砂災害・斜面災害応急対策	212
第 33 節	農地・農業用施設等の応急対策	214
第 34 節	農林水産業応急対策	216
第 35 節	商工業応急対策	219
第 36 節	応急住宅対策	221
第 37 節	ボランティアの受入れ計画.....	227
第 38 節	義援金の受入れ・配分計画.....	229
第 39 節	救援物資受入れ計画	230
第 40 節	災害救助法による救助.....	231
第 41 節	個別災害対策	239

第 4 章	災害復旧計画.....	245
第 1 節	民生安定化対策	245
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画.....	251
第 3 節	公共施設等の災害復旧計画	263
第 4 節	災害復興対策.....	269

作成	昭和 4 4 年	6 月	9 日
修正	昭和 4 5 年	4 月	1 3 日
修正	昭和 5 3 年	3 月	2 5 日
修正	昭和 5 6 年	2 月	2 7 日
修正	昭和 5 7 年	2 月	2 7 日
修正	昭和 5 8 年	3 月	4 日
修正	昭和 5 9 年	2 月	2 9 日
修正	昭和 6 0 年	2 月	1 8 日
修正	昭和 6 1 年	2 月	2 4 日
修正	昭和 6 2 年	2 月	2 6 日

(消防団の編制替に伴う部分は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行)

修正	昭和 6 3 年	3 月	2 8 日
----	----------	-----	-------

(消防団の編制替に伴う部分は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行)

全文修正	平成 元年	3 月	2 3 日
修正	平成 2 年	3 月	2 9 日
修正	平成 3 年	3 月	2 2 日
修正	平成 4 年	3 月	2 6 日
修正	平成 5 年	3 月	2 3 日

修正 平成 7年 2月 7日

修正 平成11年 3月23日

修正 平成17年 2月24日

修正 平成18年 3月17日

(組織名等の修正箇所の手扱いについては、平成18年4月1日から施行)

全文修正 平成21年 3月31日

(風水害対策編・震災対策編 2編の構成)

修正 平成26年 3月24日

全文修正 平成28年 3月28日

(風水害対策編・震災対策編の合編)

全文修正 令和 5年 2月24日

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、町、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき出雲崎町防災会議が策定する出雲崎町地域防災計画のうち次に掲げる災害に関する計画であり、町の地域における災害の対策に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、地域内の防災関係各機関の協力を含めた総合的かつ基本的な性格を有するものである。

- (1) 風水害等（暴風、竜巻、洪水、高潮、高波、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪、火災等による災害）
- (2) 震災
- (3) 津波災害
- (4) 個別災害（油等流出事故、海上事故、航空事故、鉄道事故、大規模な道路事故及び集団事故）

なお、出雲崎町地域防災計画は、本編並びに別冊の「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成し、この計画に定めのない事項は、新潟県地域防災計画に準ずる。

3 関連計画との整合

この計画は、町の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」や「新潟県地域防災計画」等の他の計画との整合を図るものとする。

また、国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「新潟県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧復興対策の推進体制を整える。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

町及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

町及び防災関係機関等は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

町及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

また、本編に定めのない複合災害時の対策は、「原子力災害対策編」の定めることによる。

7 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他特に配慮を要する者をいう（災害対策基本法第8条第2項関係）。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう（災害対策基本法第49条の10関係）。

(3) 地区防災計画

出雲崎町防災会議が、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区の事業所（以下「地区居住者等」という。）からの提案を受け、必要に応じて定めるものであり、地区居住者等が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画をいう（災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2関係）。

(4) 避難場所

災害の危険が切迫した場合における町民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

(5) 指定緊急避難場所

避難場所のうち町が指定したもの（災害対策基本法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）。

(6) 避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した町民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

(7) 指定避難所

避難所のうち町が指定したもの（災害対策基本法第49条の7及び第49条の8関係）。

(8) 罹災証明書

災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの（災害対策基本法第90条の2関係）。

(9) 被災者台帳

被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう（災害対策基本法第90条の3関係）。

第2節 町民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

(1) 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施にあたって町民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、町、県を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動を促進するとともに、地域の防災力向上のために自主防災組織や事業者等が連携して行う防災活動を促進するために必要に応じて、地区防災計画を定める等、町民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ、大規模な災害が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い出雲崎町」を実現していく。

ア 町民等に求められる役割

(ア) 町民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、町民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

(イ) 町民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

(ウ) 町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

(エ) 町は、町民及び企業等による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 町民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- (イ) 町民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 企業等は、その立地地域において、町民の行う防災活動への協力を努める。
- (エ) 町は、町民及び企業等による安全を確保するための地域における取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 町に求められる役割

- (ア) 町は、災害時の町民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - d 国の研修機関等及び県及び町の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
 - e ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
 - f 災害対応業務のプログラム化、標準化
 - g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時から構築
 - h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 町は、平時から、町民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。
- (ウ) 町は、町民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (エ) 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
また、町は、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (オ) 町は、県及び防災関係機関と相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (カ) 町は、平常時から、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (キ) 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 支援と協力による補完体制の整備

町は、自らの対処能力が不足した場合、県、防災関係機関、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女両性及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施にあたっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。

また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施にあたっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期に発生する災害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、冬季風浪による海岸決壊や高潮災害など比較的にな少ないが、本町の自然条件に鑑み、積雪期などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備えた対策を、各業務においてあらかじめ考慮することとし、本計画では、関係節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

町は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

2 町民等及び防災関係機関の責務

(1) 町民・事業所等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、町民等はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、町、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

(2) 町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び町民等の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における町の役割について明確化しておくよう努める。

(3) 県

市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域町民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び県民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

大規模災害から町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

町及び町内の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
出雲崎町	1 出雲崎町防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び町民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報及び高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11 被災要配慮者に対する相談、援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 15 水道等公営事業の災害対策に関すること
柏崎市消防本部	1 火災予防、災害防止対策及び指導に関すること 2 消防活動及び浸水対策活動に関すること 3 災害時における消火、救助及び救急活動に関すること
長岡市 【長岡市鳥越クリーンセンター】	1 し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること
長岡市 【長岡市与板無憂苑斎場】	1 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること
新潟県	1 新潟県防災会議に関すること 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務または業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難指示等に関すること 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
		12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 要配慮者に対する相談、援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること
新潟県警察本部 (与板警察署)		1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3 行方不明者の捜索及び死体の検視に関すること 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
指定地方 行政機関	北陸農政局新潟支局	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること
	第九管区海上保安本部	1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関する事 2 災害時における非常通信に関する事 3 非常災害時における臨時災害放送局の臨機の措置に関する事 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事
長岡労働基準監督署	1 災害時における産業安全の確保に関する事
北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所	1 台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関する事 2 港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関する事 3 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関する事 4 一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関する事 5 洪水予報指定河川の洪水予報業務に関する事 6 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関する事 7 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関する事 8 荒川水系大石川及び信濃川水系三国川におけるダム管理に関する事 9 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関する事 10 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関する事

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
		11 国が行う海洋の汚染の防除に関すること 12 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急援護活動の実施に関すること
指定公共 機関	東日本旅客鉄道(株)新潟支社	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び防災管理に関すること 2 災害時の緊急通話の確保及び気象情報等の伝達に関すること
	日本赤十字社出雲崎町分区	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
	日本放送協会	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	東北電力ネットワーク(株)柏崎電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時にける電力供給の確保に関すること
	日本通運(株)長岡支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便(株)出雲崎郵便局	1 災害時における郵便業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
	指定地方 公共機関	蒲原瓦斯(株)出雲崎営業所 新潟県LPガス協会長岡支部
	北越後観光バス(株)	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
	(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟 長岡移動電話システム (株)	1 津波警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
	(株)新潟日報社柏崎支局	1 災害時における広報活動に関する事
その他の 公共的団 体及び防 災上重要 な施設の 管理者	えちご中越農業協同組 合 新潟漁業協同組合出雲 崎支所 中越よつば森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事 3 災害時における緊急物資の調達及び緊急輸送に関する事
	出雲崎町商工会	1 災害時における物価安定についての協力に関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	小・中学校及び高等学校	1 災害時における児童・生徒等の安全措置に関する事
	保育所	1 災害時における乳幼児の安全措置に関する事
	特別養護老人ホーム	1 災害時における入所者の安全措置に関する事
	危険物関係施設の管理 者	1 災害時における危険物の保安措置に関する事
	社会福祉法人出雲崎町 社会福祉協議会	1 町災害ボランティアセンターの設置・運営の支援協力 に関する事
	一般建設業者	1 災害時における応急復旧の協力に関する事
	出雲崎町日本赤十字奉 仕団	1 災害時における医療救護等の協力に関する事
	金融機関	1 被災者に対する融資又はあっせんに関する事

第3節 出雲崎町の自然条件

1 地理的概要

出雲崎町は、新潟県のほぼ中央に位置し、北部は長岡市（旧寺泊町）に東部は長岡市（旧和島村）に、南部は長岡市（旧三島町）に、西部は柏崎市（旧西山町）に接しており、約10 kmに及ぶ海岸線を有し、佐渡と相對している。

位置	東経 138 度 43 分
	北緯 37 度 32 分
広ぼう	東西 9.3 km
	南北 10.1 km
周囲	37.7 km
海岸線	10.092 km
面積	44.38 km ²

2 地形と地質

(1) 地形

地形は海岸部と内陸部に大別でき、町内を2条の小山脈が南北に走り中央部の平地を中心として西側及び東側は低い丘陵地帯で、これらより幾多の支脈を出し、この間に狭長な耕地が点在し、その周辺に集落が点在している。

海岸部は、日本海に面し背後は海拔50m前後の小山脈が迫り、帯状で、住家のほとんどがこの小山脈を背後に抱え、耕地は主としてこの山腹にある。

町内を流れる主な中小河川は、水源を小木ノ城山脈の稜線から発したものや小山脈から発したもの、または自然の湧き水を水源としており、これらの中小河川から農業用水に灌漑し、反復利用している。

(2) 地質

海岸線に沿って北から西山層、寺泊層、椎谷層が南に分布し、特に尼瀬から勝見にかけて分布する寺泊層を形成する風化粘土層は地すべりを引き起こすことが多いため、地すべり防止区域となっている。

内陸部の平地は小国層、沖積層が分布し、本町の稲作地帯の中心をなしている。

また、小山脈に分布している西越層は、丘陵をつくる地層のなかでは最も新しい地層であり、砂層や粘土層の軟弱な土質で形成されている。

小木ノ城山脈に分布する灰爪層にも地すべり防止区域があり軟弱な土質が多く分布している。

土壌は島崎川流域の北部水田に細粒強グライ土層が分布しており排水不良田が多い。

3 気候・気象

出雲崎町の気象は、日本海型気候で、春秋は晴天の日が多く温暖であるが、梅雨期から8月にかけて、時には集中豪雨に見舞われ災害をもたらすことがある。

冬季は、積雪は比較的少なく、冬型の気圧配置となって北西の季節風が海岸部で強く、内陸部に入るにしたがって弱くなる。

第4節 出雲崎町の社会的条件

1 人口

出雲崎町の令和2年の国勢調査による人口は4,113人(1,535世帯)で前回調査(平成22年)の4,907人(1,665世帯)から約8%の人口が減少している。

2 土地

出雲崎町の総面積は44.38㎢で、このうち山林が約67%を占めていて、農用地面積が約5.5㎢、宅地としての利用は約1.2㎢、その他約8.0㎢となっている。

今後も町の振興開発、民間等による開発も予想され、防災面との整合を図った開発が求められるものである。

3 産業

本町の産業は、第一次産業を基軸とした中で行われてきたが、近年第一次産業が減少し、第三次産業が増加している。

第一次産業の中心は農業と漁業であり、農業では稲作が主体で第二種兼業農家がほとんどを占め、漁業は県内有数の海産物の供給基地として名声は高く、捕る漁業はもちろんのこと育てる漁業にも積極的に取り組んでいるがいずれも経営者の高齢化が進み、後継者の確保が課題となっている。

第二次産業は、既存企業の育成、優良企業の誘致に積極的に取り組み、特に若者の町への定住を促すよう努める必要がある。

第三次産業は、一部を除いて事業規模が小さい。

今後は観光を軸とした第一次産業、第二次産業ともタイアップした産業の振興にも取り組む必要があると思われる。

4 交通

高速交通体系が整備され、上越新幹線及び関越自動車道の開通に伴い、首都圏へは日帰りができ、北陸自動車道の開通により関西圏とも短時間で結ばれた。

本町の交通環境をみると国道3路線、県道4路線があり、国道116号は北陸自動車道西山インターへの乗り入れ路線として主要路線である。

国道352号は出雲崎町を中心に柏崎市と長岡市方面を結ぶとともに日本海側と関東圏をも結ぶ動脈的道路である。

国道402号は柏崎市と県都新潟市を結ぶ路線であり、日本海側縦貫無雪道としての役割が大きい。

JR越後線は、柏崎市と新潟市を結ぶ日本海側縦貫鉄道として利用されている。

第5節 出雲崎町の既往の主な災害

1 既往の主な風水害等

災害の種類は、その発生原因により豪雨、台風、地震、大規模な火災等に大別できる。過去において、本町の被った主な災害は次表のとおりである。

発生年月日	種別	名称	被害状況
S36. 8. 5	豪雨（水害）	8. 5 水害	死者 13 人、重軽傷者 43 人、住家全壊 134 戸
S36. 8. 20	豪雨（水害）	8. 20 水害	（被災世帯員数 420 人）、半壊 115 戸（被災世帯員数 460 人）、一部小破 66 戸（被災世帯員数 326 人）、床上浸水 568 戸（被災世帯員数 921 人）、非住家全壊 105 戸、半壊 66 戸、小破 26 戸、耕地畑地埋没 30ha ほか 被害総額 8 億円
S36. 9. 16	台風	第二室戸台風	死者 4 人、負傷 27 人、住家全壊 65 戸、半壊 875 戸、大小破 1, 122 戸ほか 被害総額 7 億 6, 473 万円
S44. 2. 11	火災	鳴滝町	全焼 4 戸、部分焼 3 戸
S51. 7. 13	火災	石井町	全焼 6 戸、半焼 1 戸、負傷 2 名
S51. 8. 14	豪雨（水害）	8. 14 水害	全壊流出 2 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 33 戸田冠水 51ha、田浸水 150ha
S53. 6. 26	豪雨（水害）	6. 26 水害	住家一部破損 10 戸、床上浸水 4 戸、床下浸水 39 戸、田冠水 114ha
S56. 5. 19	火災	羽黒町	全焼 3 戸、半焼 1 戸、死者 1 名
S63. 7. 9～ 7. 10	豪雨（水害）	7/9～7/10 梅雨前線 豪雨	住家一部破損 13 戸、床下浸水 10 戸、田冠水 32ha、被害総額 5 億円
H 元. 10. 20	火災	尼瀬	全焼 2 戸、半焼 1 戸、部分焼 4 戸
H7. 7. 16～ 7. 17	豪雨（水害）	7. 11 水害	住家一部破損 1 戸、床下浸水 9 戸、田冠水 106 ha ほか 被害総額 3 億 2 千万円
H7. 8. 10～ 8. 11	豪雨（水害）	8. 10 水害	住家一部破損 1 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 26 戸、田冠水 65ha ほか 被害総額 6 億 2 千万円
H13. 6. 22	火災	尼瀬	全焼 4 戸、部分焼 5 戸
H16. 7. 13	豪雨（水害）	7. 13 水害	死者 1 人、住家全壊 4 戸、一部破損 28 戸、床上浸水 5 戸、床下浸水 45 戸、田埋没 30ha・冠水 33ha ほか 被害総額 29 億 5 千万円

発生年月日	種別	名称	被害状況
H16.10.23	地震	新潟県中越地震 (災害救助法適用)	重傷1人、住家半壊7戸、住家一部破損100戸ほか 被害総額18億9千万円
H19.7.16	地震	新潟県中越沖地震 (災害救助法適用)	重傷2人、軽傷8人、住家全壊17戸、住家半壊131戸、住家一部破損1,377戸ほか 被害総額約25億1千万円
H20.9.9	火災	大門	全焼2戸、部分焼2戸、死者1名
H25.7.31～ 8.1	豪雨(水害)	平成25年7月豪雨	住家半壊1戸、一部損壊1戸、床下浸水5戸、田埋没1ha・冠水3ha・浸水10haほか

2 7.13 水害(気象庁命名は「平成16年7月新潟・福島豪雨」とその被害

(1) 規模

発生年月日	2004年(平成16年)7月12日～13日
24時間雨量	349.5mm(12日23時から13日23時まで)
最大時間雨量	50.5mm(13日8時から13日9時まで)

(2) 被害の状況

ア 人的被害

地域	区分	人的被害(人)			
		死者	重傷	軽傷	計
出雲崎町		1	—	—	1

イ 住家被害

出雲崎町	住家被害							全世帯数 (16年7月末)
	全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	合計	
	4	—	—	28	7	45	84	
0.21%	—	—	1.5%	0.38%	2.42%	4.51%		

ウ その他被害

(ア) 電気

停電 1,214 世帯

(イ) 通信(電話)

電話不通 400 世帯

(ロ) 道路施設

177 箇所

(ハ) 田

埋没 30.0ha

冠水 33.0ha

浸水 260.0ha

(ニ) 畑

浸水 20.0ha

3 中越大震災（気象庁命名は「平成16年（2004年）新潟県中越地震」）とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	2004年（平成16年）10月23日17時56分
震源・規模	新潟県中越地方 北緯37度18分、東経138度52分
	深さ約13キロメートル マグニチュード 6.8

(2) 震度5以上を観測した地震

年 月 日	時 分	最大震度	備 考（最大震度記録）
平成16年10月23日	17時56分頃	5強	川口町 震度7
平成16年10月23日	18時12分頃	5弱	小千谷市 震度6強
平成16年10月23日	18時34分頃	5強	十日町市 震度6強
平成16年10月27日	10時40分頃	5弱	広神村 震度6弱

(3) 被害の状況

ア 人的被害

地域	区分	人的被害（人）			
		死 者	重 傷	軽 傷	計
出雲崎町		—	1（骨折）	—	1

イ 住家被害

出雲崎町	住家被害					全世帯数 （16年10月末）
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計	
	—	—	7	100	107	1,851
—	—	0.38%	5.4%	5.78%		

ウ ライフライン被害

(ア) 上水道

断水箇所は9箇所発生し、約920世帯に影響を及ぼした。

H16.10.25 全世帯復旧した。

(イ) 下水道

下水道管、約8,960m マンホール周りの被災 299箇所。

H16.10月末 通水、H17.10月末 全復旧した。

(ウ) 電気

町内全域の電気施設が機能を失い、町内全域が停電した（1,500世帯）。

H16.10.24 午前7時頃、全世帯復旧した。

(エ) 通信（電話）

町内全域の電話が不通となった。

H16.10.24 全町復旧した。

(オ) 道路施設

町内の全域において、道路にクラックが入り、路面の陥没が多数発生した。

(カ) 鉄道施設

JR越後線 吉田駅～柏崎駅までの間が不通(H16. 10. 23～H16. 10. 27)となった。

4 中越沖地震（気象庁命名は「平成19年（2007年）新潟県中越沖地震」）とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	2007年（平成19年）7月16日10時13分
震源・規模	新潟県上中越沖 北緯37度33分24秒、東経138度36分30秒
	深さ約17キロメートル マグニチュード 6.8

(2) 震度5以上を観測した地震

年 月 日	時 分	最大震度	備 考（最大震度記録）
平成19年7月16日	10時13分頃	6弱	長岡市、柏崎市、刈羽村 震度6強
平成19年7月16日	15時37分頃	6弱	長岡市 震度6弱

(3) 被害の状況

ア 人的被害

地域	区分	人的被害（人）			
		死 者	重 傷	軽 傷	計
出雲崎町		—	2	8	10

イ 住家被害

出雲崎町	住家被害					全世帯数 (19年7月末)
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計	
	17	16	115	1,383	1,531	1,826
0.93%	0.88%	6.3%	75.73%	83.84%		

ウ ライフライン被害

(ア) 上水道

断水箇所は163箇所発生し、全世帯に影響を及ぼした。

H19.7.19 全世帯復旧した。

(イ) 下水道

下水道管約8,000m、合併処理浄化槽77基被災。

(ウ) 道路施設

町内の全域において、道路にクラックが入り、路面の陥没が多数発生した。

(エ) 鉄道施設

JR越後線 吉田駅～柏崎駅までの間は、H19.8.23全列車運行再開。

第6節 被害の想定

1 水害

現在、町内の河川は、洪水予報指定河川及び水位周知河川のいずれにも指定されていないものの、重要水防箇所評定の基準となる区間があるため、水害の危険性があり、注意が必要である。

また、田中地区を流れる2級河川島崎川の周辺は、浸水想定区域となっており、豪雨時には、道路が冠水するため、特に注意が必要である。

2 土砂災害

海岸部は、勝見から井鼻にかけて地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため、土砂災害の危険性がある。

また、内陸部は、小山脈に分布する西越層が軟弱な地質で形成されているため、集中豪雨や雪解けの季節のように、短期間に大量の水分を含むと地層そのものを支えきれず崩落する危険性がある。

3 地震災害

当町に多大な被害をもたらした平成19年7月の中越沖地震を想定するものとする。

- 災害名 中越沖地震
- 日 時 平成19年7月16日 10時13分
- マグニチュード 6.8
- 震 度 6弱

また、県が令和4年3月に作成した「新潟県地震被害想定調査報告書」の内容を十分に意識し、機会あるごとに内容を再検討するものとする。

また、計画の見直し等に際しては、地震の際の被害発生・拡大要素の遡減に努めるものとする。

なお、同調査以後、政府の地震調査研究推進本部による、県内の主要な活断層や海溝型地震の長期評価結果の公表など、県内の地震活動に関する知見の集積が進んでいる。

今後、町が被害想定を行う際は、こうした新たな知見を活用するとともに、被害軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定め、関係機関、町民等と一体となって効果的な地震対策の推進に努めるものとする。

【新潟県地震被害想定調査による想定地震】

地震タイプ	想定地震名	Mw	発生確率
内陸	楡形山脈断層帯	6.40	ほぼ0.3%～5%
	月岡断層帯	6.80	ほぼ0%～1%
	長岡平野西縁断層帯	7.50	2%以下
	十日町断層帯西部	6.80	3%以上
	高田平野西縁断層帯	6.80	ほぼ0%
	六日町断層帯南部	6.80	ほぼ0%～0.01%
海域	F34（県北・山形沖）	7.71	—
	F38（越佐海峡）	7.46	—
	F41（上越・糸魚川沖）	7.60	—

4 津波災害

(1) 津波被害想定

集落等が海岸沿いに集中しているため、地震発生後すぐに津波が到達し、道路の損壊、指定避難場所等の孤立化が予想される。

(2) 津波浸水想定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律が制定・施行され、平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に、新たな知見による津波断層モデル(60断層)が公表された。

県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成25年12月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を作成した。

本計画では、県が平成29年度に公表した津波浸水を想定するものとする。

第7節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）が気象庁から発表される。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（Jアラート）経路による町の防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、等を通して町民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

町は、新潟地方気象台、県、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、町民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

2 地震情報の種類とその内容

町は、地震に関する情報を町民が容易に理解できるよう、新潟地方気象台、県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の普及・啓発に努める。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表。

情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画

【実施担当】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、地域防災力の基盤となる町民、事業所の「自助」、「共助」を促進する。

また、町において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への知識の普及、啓発活動を推進する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

災害による被害を軽減するためには、災害の教訓を学び、町民一人ひとりが、緊急時に主体的に行動を起こせるよう、災害時にとるべき行動を知識として身につけておくとともに、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育、啓発活動の推進に努める。

ア 町や県が配布する災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ 防災に関する訓練、講演会、学習会等への積極的な参加

ウ 次世代への災害被災経験の伝承

エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い

(ア) 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄

(イ) 非常持ち出し品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）

(ウ) 家具等の転倒防止対策の実施

(エ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

(オ) 注意報、警報、緊急地震速報などの発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習

(カ) 災害時の家族間の連絡先、連絡方法、避難場所等の事前の取り決め

(2) 地域の役割

集落・町内や自主防災組織による地域の防災に関する学習の推進及び地元の災害危険箇所の把握・点検・確認に努める。

(3) 事業所の役割

災害時の事業所の果たす役割を十分認識し、各事業所において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるとともに、災害時にも事業が継続できるよう検討する。

3 町の役割

県、消防関係者、学校、福祉関係者、事業所、NPO、町民、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 町民等に対する防災知識の普及

災害発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、町民自らの「自分の身は自分で守る。」という意識と行動が肝要であり、町は、組織的かつ計画的な防災訓練や啓発パンフレット、避難所地図等の配布等により防災知識の普及に努めるものとする。

また、町民等はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えるものとする。

なお、町及び防災関係機関は、町民等の防災意識の向上のため、次の啓発を行うものとする。

- ア 災害に備えた普段の心得（住宅の耐震診断、家具の固定、避難指示等の意味と入手方法等）
- イ 災害発生時の心得（呼びかけ避難及び率先避難の重要性等）
- ウ 指定避難所及び指定緊急避難場所等の周知
- エ ハザードマップ等の作成・提示による災害危険個所の周知
- オ 避難行動要支援者に対する支援の心得
- カ 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進
 - (ア) 要配慮者本人及び家族の防災学習
 - (イ) 民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の防災学習
 - (ウ) ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
 - (エ) 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習
- キ 津波に関する一般的知識
 - (ア) 津波の特性に関する情報

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては1日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。

(イ) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があること。

ク 津波災害時の心得

(ア) 強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

(イ) 津波警報等の発表時や避難指示等発令時にとるべき行動

津波警報・大津波警報が発表されたとき、又は避難指示が発令されたときは、揺れを感じていなくても、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

(ウ) 早期避難、率先避難の重要性

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。

また、その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努めること。

ケ その他防災上の注意点

(2) 社会教育における普及・啓発

公民館を始めとする社会教育機関が実施する教室・講座等の社会教育事業の一環として、防災上必要な知識の普及・啓発に努める。

(3) 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(4) 町職員の防災教育

災害時に各課が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、町職員を対象に次の防災教育を推進する。

ア 災害に関する基礎知識の習得

イ 災害時における個人の具体的役割と行動

ウ 町内の災害危険箇所の把握

エ 過去の主な被害実例の把握

オ 情報等の収集伝達方法の習得

(5) 消防団員の防災教育・研修

消防学校等における消防団員の防災教育・研修を推進する。

4 学校及び保育所における防災教育

(1) 生徒等に対する防災教育

学校においては、児童・生徒等（以下「生徒等」という。）、また、保育所においては乳幼児に、災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。

このため、県教育委員会が提供する防災教育プログラム等を活用して、発達段階（保育所、小学校低学年・中学年・高学年、中学校及び高等学校）に応じ、学校及び保育教育全体を通じて災害時の対応について理解を深めるよう指導するものとする。

(2) 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に対応できるよう、情報伝達、生徒等の避難・誘導等災害時の対応要領を作成し、周知、徹底するものとする。

(3) 防災訓練における留意点

防災訓練にあたっては、学校生活の様々な状況を想定し実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施するものとする。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、地域住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに施設の特性をチラシ等により町民等へ周知し災害発生時に備えるものとする。

(2) 医院、福祉施設等における防災教育

医院や福祉施設は、病人、けが人、老人、障害者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらには地域住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努めるものとする。

(3) 旅館等における防災教育

旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し、消防設備、避難誘導、救出、救護に重点をおいた教育を実施するものとし、また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

(4) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行うものとする。

第2節 防災訓練計画

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

町民、防災関係機関それぞれが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、防災に関する意識の高揚と知識の向上を図るため、実践的な防災訓練を実施する。

ア 訓練実施において最も重要となる状況及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項をより実践的に作成し、訓練進行上からの必要性に捕らわれたり見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を実施する。

イ 訓練の準備段階では、町民、関係機関それぞれの役割を確認し、防災組織体制における問題点等の抽出発見に努め、防災組織体制の実効性を検証する。

ウ 訓練終了後には、参加者の意見交換等を通じ、訓練の客観的な分析、評価を行い、反省点を踏まえた上で、次年度の実施に反映していく。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び保護責任者が防災知識を持つとともに、災害時には地域住民への要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、要配慮者、保護責任者向けのパンフレット、チラシ等の発行により防災知識の普及に努める。

(3) 複合災害を想定した訓練

町及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

災害発生時において、まず必要とされる「自助」による取組みを町民一人ひとりが、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。

このため、町や自主防災組織等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時取るべき行動、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害発生時において、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など「共助」の取組みが地域にとって重要である。

このため、自主防災組織、ボランティア団体が協力して、地域としての防災力を高める活動を実践する。

(3) 事業所、学校等の役割

事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織である。

また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難者が集合し、避難する避難場所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備をする。

3 町の役割

(1) 防災訓練及び総合防災訓練

災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、町民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、災害に対する知識の向上のため、町民参加による防災訓練を原則年1回以上計画して実施する。

また、ボランティア団体等との可能な連携を図ることとする。

(2) 防災訓練内容

ア 総合防災訓練

災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、町民、自主防災組織、ボランティア団体等が幅広く参加し、下記の訓練を複合して実施する総合的な訓練。

イ 避難訓練

町民、消防団及び関係機関等参加のもと、水害、土砂災害、地震、津波等様々な災害状況、曜日、時間帯等を想定し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の情報により、対象地域の町民が指定避難所や指定緊急避難場所等への避難及び自宅待機など、必要な避難行動を実施する訓練。

また、実施日時等をあらかじめ周知しないなど、実際の災害に近い状況となるよう努める。

ウ 避難所運営訓練

避難所における、避難者受入れ、炊き出し等避難所運営が円滑に行えるよう、町民、ボランティア団体等が参加する訓練。

エ 職員招集訓練

勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、職員が非常参集する訓練。

オ 職員の災害対策本部設置訓練

災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために災害対策本部を設置し運営する訓練（実動訓練・図上訓練）。

カ 職員の緊急通信訓練

災害発生時に防災行政無線を使用し迅速かつ的確な情報伝達を行う訓練。

また、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

第3節 自主防災組織育成計画

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

このため、町は、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の育成整備に努めるものとする。

(2) 育成の方針

自主防災組織の育成にあたっては、既存の行政区等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

ア 行政区活動に防災活動を組み入れる。

イ それぞれの地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

ウ 災害危険度の高い次のような地区に重点をおき、推進を図るものとする。

(ア) 高潮・高波発生時に災害の発生が予想される地域

(イ) 木造家屋の集中している地域

(ウ) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(エ) 消防水利、道路事情により消防活動が困難な地域

エ 防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

(3) 規模

自主防災組織は、次の事項に留意して町民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図るものとする。

ア 町民が連帯意識に基づき、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 町民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。

2 町民の役割

(1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、行政区等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、おおむね次の活動を行うものとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の整備

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ウ) 防災用資機材等の整備及び管理

(エ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

3 町の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

町民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 組織育成のための支援

自主防災組織に対する指導、助言を行い組織作りの推進を図るとともに、大規模災害時の地域連携を図るための支援を行う。

(3) 自主防災組織の活動計画策定支援

前記2の(2)に定める自主防災組織の活動内容を実行力あるものとするため、町の防災計画に沿った活動計画を策定するための指導、助言を行う。

(4) 訓練の支援

自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識、技術の習得を支援する。

(5) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介、防災士の育成などを通じ、自主防災リーダーを養成する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、自主防災リーダー相互が、研修や情報交換等を通して防災知識、技術、意識の共有及び向上を図れるよう支援する。

6 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、町民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第4節 防災まちづくり計画

【実施担当】総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

国、県等の関係各機関との密接な連携協力と総合計画等に基づき、防災観点からの防災上危険な箇所の改善、被災拡大の緩衝となる緑化推進と緑地保全など、防災対策の徹底及び災害に強い公共施設の見直しと整備などを進め、総合的な災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が安全、円滑に移動できることは重要であり、避難場所や避難路等を含めた各施設について、あらゆる人にやさしく、誰もが安全、安心して暮らせるまちづくりのためにバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を推進する。

(3) 降雪期での対応

災害時に指定避難所となる公共施設等においては、積雪寒冷期に十分に機能が果たせるよう既存施設の見直しを進めるとともに、新規の計画、整備にあたっては、積雪寒冷期に十分対応できる構造及び設備等を備えた整備を推進する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

個々の建築物が防災性を有していることが重要であり、住宅等の防災化に努める。

また、防災性の向上には、町民自らで防災意識の合意を形成し、相互に協力しながら防災まちづくりの取組みに努める。

ア 地域の防災課題等について日頃から把握に努める。

イ 町民アイデアによる防災訓練の実施、参加など、防災まちづくりに努める。

(2) 地域の役割

町民合意、相互協力により、その地域にふさわしい防災ルールづくりや地域施設等の防災計画づくりなど、地域単位での防災まちづくりに努める。

(3) 事業所等の役割

地域を形成する一員として、防災、災害発生時には一体となって行動できるような社内体制づくりに努める。

3 町の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。

このため、総合計画等、防災まちづくりに関する各種計画に基づき、防災まちづくりを計画的に推進する。

(2) 災害に強い公共施設の整備等

幹線道路、公園、河川、水路、上下水道、土砂災害防止施設等を国・県と密接に連携し計画的な整備を推進する。

ア 総合的な防災対策の推進

ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、国、県の協力を得て総合的な防災対策を推進する。

イ 緊急輸送ネットワークの形成

国・県の関係各機関と一体となった災害時の応急対策行動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を図る。

また、緊急輸送ネットワークの基点となる防災活動拠点、輸送拠点及び防災備蓄拠点等の耐震性確保を推進する。

ウ 避難路ネットワークの形成

地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、ハザードマップを考慮し、十分な幅員を有する道路や緑道等の活用や、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所及び避難路等を整備して避難路ネットワークを形成する。

また、避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全確保を推進する。

エ 指定緊急避難場所等の整備

広場等のオープンスペースを活用した、災害から身を守る指定緊急避難場所の整備及び災害時の指定避難所となる学校、体育館等の公共施設の耐震性の確保を推進する。

(3) 復興まちづくり事前準備の取組みの推進

被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組みを推進する。

第5節 集落孤立対策計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

海岸地域、中山間地域など、土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受け入れ先を確保する。

(3) 降雪期の対応

雪崩等による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員及び、暖房、調理用熱源、燃料の確保に特に配慮する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

孤立予想集落の町民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

災害発生時に、町民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、町への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を町民自らが行うため、自主防災組織による防災訓練等を実施する。

(3) 事業所の役割

孤立が予想される集落の事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織と協議する。

3 町の役割

(1) 孤立予想集落の把握

被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。

(2) 通信の確保

孤立予想集落の災害による有線通信の途絶に備え、集落が孤立状態でも通信が確保されるよう、防災行政無線の通話用遠隔制御装置（同報系）等の非常用の通信手段を確保する。

(3) 資機材（電源・水源・熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

避難所予定施設の電源、調理用熱源等の整備、必要物資の事前配置等を行う。

(4) 地域住民による自主防災組織の整備

地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかける。

(5) 集落内のヘリポート適地の指定

学校等のグラウンドが指定場所となっているが、状況によっては、集落内の河川敷、田畑等を確保する。

なお、冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪して確保する。

第6節 建築物等災害予防計画

【実施担当】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策を推進する。

ア 防災上重要な建築物の防災対策を計画的に推進し、事業者等が設置、管理する建築物については、防災対策の指導、助言を行う体制づくりを推進する。

イ 一般建築物の安全確保対策については、所有者や管理者等に防災対策の指導、助言等を行う。

ウ 老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者対策

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備を計画的に推進する。

イ 要配慮者の収容施設や、利用施設、要配慮者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助の必要な対策を推進する。

ウ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練の徹底を図る。

(3) 降雪期対策

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するため、施設整備の充実を推進する。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

住宅等の建築物の維持と保全に努めるとともに、県や町の指導や助言を受けて、耐震化や、非構造部材による被害防止等、安全性の向上に努める。

(2) 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上の助言などに努める。

自主防災組織の活動を通じて、地域内の建築物や構造物の点検調査を実施し、行政機関への報告や地域内への周知に努める。

(3) 事業所・学校・病院・社会福祉施設等の役割

- ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に基づき、必要な措置を計画的に進め、施設機能の適正な維持、保全に努める。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導體制の整備を図る。
- ウ 建築物の維持と保全に努めるとともに、県や町の指導や助言を受けて安全性の向上に努める。
- エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 町の役割

- (1) 災害時の避難場所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。
 - ア 防災上重要な公共建築物等
 - (ア) 災害警戒本部及び対策本部が設置される施設（町庁舎等）
 - (イ) 医療救護活動の施設（医院等）
 - (ウ) 応急対策活動の施設（町庁舎等）
 - (エ) 避難収容の施設（学校・体育館等）
 - (オ) 社会福祉施設等（養護老人ホーム等）
 - イ 防災上重要な公共建築物等の防災対策
 - (ア) 建築物及び建造物の安全確保では、法令で定める技術基準に基づき、災害に強い施設づくりを計画的に推進する。
 - (イ) 防災設備等の整備では計画的に整備し、防災機能の強化を推進する。
 - ウ 施設の維持管理では、台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を計画的に実施、推進する。
- (2) 一般建築物の安全確保の対策を推進する。
 - ア 不特定多数が使用する建築物の安全確保については、必要により防災査察を行い、その結果について指導、助言を行う。
 - イ 著しく劣化している建築物の安全確保については、防災パトロール等を利用し、防災措置の指導、助言を行う。
 - ウ 落下物等による災害防止については、窓、戸及び看板類等の落下物や電線等の断線などによる災害防止のための安全確保の指導、助言を行う。
 - エ 低地における建築物の防災対策については、床上浸水等を防止するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保や防水板等の設置の指導、助言を行う。
 - オ がけ地等における安全立地については、建築基準法に基づき、危険区域内の建築や宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導、助言を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物については、土砂災害防止法に基づき、移転等の必要措置について助言を行う。

カ 家屋の倒壊により消火、救助活動に支障をきたさないように、建築物等の耐震化を促進する。

第7節 気象等防災観測体制の整備

【実施担当】総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに防災関係機関相互の通報連絡体制等を整備する。

2 町の観測体制

(1) 雨量観測体制

町内5カ所に設置されている雨量計から10分おきの雨量観測データが提供されている。

なお、積算雨量については、6時間無降水でリセットとなる。

【町内の雨量計設置箇所】

設置箇所名称	住所
出雲崎町役場	大字川西 140 番地
田中地内防火水槽	大字田中 1396 番地 2
赤坂山地区農業集落排水処理施設	大字大寺 720 番地
越後出雲崎天領の里	大字尼瀬 6 番地 57
井鼻地区コミュニティ消防センター	大字井鼻 682 番地 1

(2) 気象情報提供体制

民間の気象予報事業者から、次のような気象情報等が提供される。

- ア 36 時間先までの予測雨量
- イ 台風経路図、台風詳細情報
- ウ 落雷情報
- エ 天気予報
- オ 気象庁発表注意報・警報情報

カ 降雨期には24時間体制で気象状況を監視し、常に最新の気象解析に基づく体制指標情報及び災害対策本部等意思決定支援情報

(3) 降雪期観測体制

降雪期は、町庁舎において降雪量、積雪深等を毎日観測し、観測結果を毎朝県に報告しており、更に県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

第8節 道路・橋梁等の災害対策

【実施担当】総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水、食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、町民の生活道路などその意義は極めて重要である。

上位道路を管理する関係機関や団体と連携し、災害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

ア 道路施設の防災性の確保

(ア) 道路管理には法面や盛土等の“斜面”の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化、維持する。

(イ) 道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 関係機関の相互連絡体制の整備

被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め相互連絡体制を整備する。

(2) 降雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、国県等の関係機関とともに、積雪荷重等を勘案した除雪計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

2 町の役割

日常、臨時、定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、被災時の道路機能を維持するため、整備計画の整合を図り梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

災害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な通水能力を備えるとともに、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、必要な強度の確保や防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ ハザードマップの活用

ハザードマップ等をもとに災害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ア) 道路案内標識等の整備

災害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

関係機関との災害情報や道路情報の収集、伝達、提供体制の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

被災時に迅速かつ的確な体制がとれるよう、関係行政機関等と連絡を密にし、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機・投光器等）備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第9節 漁港施設の災害対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、災害の発生に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び災害発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る。

また、漁港管理者は、老朽化した漁港施設の機能保全計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 漁業関係者の役割

漁港内において、災害発生に備え緊急時の避難など円滑な対応が図られるよう、関係機関との協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

3 町の役割

(1) 防災体制の確立

ア 高波、高潮、津波等に対処するための防災体制を確立する。

イ 被害の軽減及び被災時の応急復旧等に対する迅速かつ的確な対応を図るため、平常時より関係行政機関や漁業関係者と連携を図るとともに、情報交換等の連絡体制を整備する。

第10節 土砂災害及び地盤災害予防計画

【実施担当】総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり・がけ崩れ・土石流・山崩れ等）は、毎年降雨期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。

一方、地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震、降雨、融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。

本町は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、これら土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在する。

このため「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び県が調査した土砂災害危険箇所等を記載したハザードマップ等により、町民等へ土砂災害危険箇所等を周知し、土砂災害警戒情報などの伝達体制を整備するとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

平時から要配慮者の居住実態を把握しておくとともに、避難時の移動の困難を考慮し、自主防災組織に、ハザードマップ等により避難指示等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 降雪期での対応

ア 避難時の移動困難に対応した道路確保、交通手段等の確保や早期避難体制を整備し、また、避難に伴う支援活動を行う体制づくりを推進する。

イ 降雪状況によっては、陸路による被害状況の把握が困難な場合は、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施し、情報を町に提供するよう県に要請する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民・事業所の役割

ア 土砂災害警戒区域等の把握等

平時より土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、避難路並及び指定避難所等の位置を把握しておくとともに、土砂災害の前兆現象の判断方法及び土砂災害警戒情報等の内容を理解し、自主避難、避難行動ができるよう努める。

イ 協力体制の形成

地域を形成する一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

ウ 町への連絡等

前兆現象又は地面や斜面に亀裂等の危険な状況を確認したときは、遅滞なく町、県警察等へ連絡するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂をふさいだり、シートを張るなどの応急対策に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

施設利用者の避難確保計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図り、避難訓練を実施する。

3 町の役割

(1) 町民等への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所並びに指定避難所等を記載したハザードマップ等の作成、配布等により、町民等へ周知する。

また、土砂災害の前兆現象の判断方法や、災害発生時の避難方法等についても周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

災害により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転を促進する。

(4) 情報の活用

土砂災害警戒情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(5) 情報伝達体制の整備

ア 町民等の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線を核とした体制を整備する。

ウ 土砂災害警戒情報、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に対する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

エ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域においては、当該危険区域ごとに必要な避難体制に関する事項や、要配慮者利用施設がある場合は、利用者の円滑な避難が行われるように、土砂災害に関する情報等の伝達方法の整備を推進する。

(6) 地すべり防止区域巡視員の設置

県より委託された業務を実施するために、地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

(7) 二次災害の予防

ア 土砂災害危険箇所等の調査点検

県が行う土砂災害危険箇所等や対策施設の調査点検に協力し、地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合や異状が発見された場合は、県及び関係機関へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策が実施できる体制づくりの整備を推進する。

イ 避難指示等の実施

地すべりの兆候や斜面の亀裂など、危険性が高いと判断された場合について、関係機関や町民等への周知、必要な警戒避難体制の整備又は避難指示等が実施できる体制づくりの整備を推進する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

地震発生後、植生等で崩壊や亀裂などが覆われていたり、地中内の亀裂で脆弱化している場合があり、地表面の点検調査だけでなく地盤の監視体制づくりの整備を推進する。

(8) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者等の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう土砂災害警戒情報等の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

4 防災関係機関の役割

出雲崎町建設業者は、災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努めるものとする。

第11節 豪雪に対する災害予防計画

【実施担当】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

雪害の予防は、交通の確保を図ることによりその効果を期し、産業、経済の振興と民生安定に寄与すべきものとするが、当面は主として、経済効果の著しい主要道路から交通の確保を図り、あわせて予期せざる降雪に伴う被害を軽減するため、次の措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者等に対する配慮

要配慮者世帯、母子世帯及び生活保護法による生活保護世帯等の家屋については、長岡地域振興局健康福祉環境部、民生委員・児童委員及び福祉団体等と連携をとり、訪問点検体制を整備するとともに、関係者の協力を得て除雪体制の確立に努めるものとする。

2 町民・事業所等の役割

(1) 安全対策

豪雪時を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

(2) 消防水利の確保

積雪時には自然水利の使用が非常に困難となるので、行政区長、消防団との緊密な連携のもとに防火水槽、消火栓の除排雪を行い、常に使用できるよう確保しておかなければならない。

また、初期消火に効果のある消火器の普及を図るものとする。

3 地域の役割

(1) 要配慮者世帯等への支援

自主防災組織、消防団及び民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者世帯等に対して日常の訪問活動を強化するなど、雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

(2) 地域の除雪対策

町道その他の町が管理する道路であって、町が計画的な除雪の対象としていない道路及び集会場並びに高齢者住宅周辺等（以下「生活道等」という。）の除雪に努める。

4 町・県の役割

(1) 主要道路の除雪対策

ア 国道116号

国土交通省が除雪を担当する。

全線無雪化を理想とし、常時2車線の通行を可能にする。

イ 国道 352 号（住吉町交差点から長岡市方面）

県が除雪を担当する（第1種除雪路線）。

2車線の幅員確保を原則とし、異常降雪時（50cm/24時間程度以上）以外は常時交通を確保する。

異常降雪時において、降雪後約5日以内にて2車線確保をはかる。

ウ 国道 352 号（住吉町交差点から柏崎市方面）、国道 402 号、県道寺泊西山線、県道出雲崎石地線

県が除雪を担当する（第2種除雪路線）。

2車線の幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。

異常降雪時には、約10日以内にて2車線又は1車線の確保をはかる。

エ 県道出雲崎柿の木小島谷線、県道久田小島谷線

県が除雪を担当する（第3種除雪路線）。

1車線幅員で必要な待避所等を設けることを原則とする。

状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。

オ 主要町道

町が除雪を担当する。

出雲崎町除雪計画に基づき1車線の通行を可能にすることを原則とし、所々に待避所等を設ける。

カ その他の町道等

町が除雪を担当する。

1車線の通行を可能にすることを原則とするが、道路の状況、降雪状況により一部分又は短期の通行止めはやむを得ないものとする。

また、生活道等の除雪については、貸出用小型除雪機の整備・更新を図り、地域で実施する除雪を支援する。

(2) 町内の除雪対策

道路除雪計画にあたり、不測の事態が生じた場合は、町は除雪作業の調整、受益者並びに町民の協力確保等を図り、道路除雪の円滑な遂行を図るものとする。

なお、雪捨場の選定にあたっては、特に補償の問題をも考慮のうえ、事前に町、県、除雪委託業者及び土地等の管理者が十分協議して慎重に選定するとともに、沿道の町民に対しては、その位置を周知させ、みだりに中小河川へ雪を捨て、溢水等の災害を引き起こさぬよう配慮するものとする。

(3) 活動体制の整備

町は、町内で雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、風水害の場合に準じて県、他の市町村、指定地方行政機関、町内の公共的団体、町民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対応を行うことができるよう体制を整備する。

(4) 降積雪情報の収集

町は、県が指定した積雪量観測所において、毎年初雪から雪消えまで積雪深及び降雪量を毎日定時に観測、記録し、県に報告する。

また、町は、観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

(5) 雪処理の担い手の確保

町は、高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、その円滑な確保について県及び関係機関と連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

(6) 雪崩事故の防止体制整備及び応急措置

町、県及び関係機関は、雪崩発生のおそれのある箇所をあらかじめ把握し、十分な監視警戒体制の確立と必要な防止措置を講ずるよう努めるものとする。

また、雪崩発生により、保全対象に被害が生じたときは、それぞれの管理者において応急措置を講ずるものとする。

ア 雪崩危険箇所の周知

町民等に雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

イ 雪崩防止施設の整備

町、県及び関係機関は、それぞれの管理に属する雪崩危険箇所に雪崩防止柵、段切り等の雪崩防護施設の整備を推進し、雪崩発生による事故の防止を図るものとする。

ウ 雪崩危険箇所の警戒

(ア) 危険箇所の監視

町、県及び関係機関は、それぞれの管理に属する雪崩危険箇所について、適時十分な監視を行い、警戒体制の整備を図るものとする。

(イ) 標識の設置

町、県及び関係機関は、それぞれの管理に属する雪崩危険箇所を一般に周知させるため、雪崩危険箇所等の標識を必要箇所に設置するものとする。

エ 事故防止体制

町は、県及び与板警察署と連携を図りながら、町民等に対する注意の喚起、雪崩発生危険の際の迅速な避難措置等を講ずることにより、町民等の生命、身体の安全確保を図るものとする。

(7) 豪雪時の衛生対策

ア ごみ処理

町は、冬期間のごみ処理について、「ポリ袋」等の利用の指導やごみ収集にあたっての臨時集積所の設定等その他衛生的処理の徹底を図るものとする。

イ 水道の維持管理

町は、水道の維持管理について、降雪前の施設の点検、埋設管の保全、また一般家庭等に対しては給水管の露出部分の被覆、凍結防止装置等の設置を指導し、水道管の凍結又は破裂による断水事故が発生しないように努めるものとする。

ウ 下水道等の維持管理

町は、下水道等の維持管理について、施設の点検、埋設管の保全を図り、使用家庭等に対しては排水管の点検等を指導し、事故の発生を防止するものとする。

(8) 豪雪時の文教対策

生徒等の安全を確保し、正常な学校運営を図るため次の措置を講ずるものとする。

ア 通学路の確保

集落を中心に通学路を確保するため、あらかじめそれに要する人員の確保計画をたて、除雪機械等により道路を確保するとともに登下校は集団で行わせ、必要によっては保護者等が誘導する。

イ 校舎等の雪害対策

校舎等の屋根の雪崩による事故を防止するため、降雪時に雪崩止め等の建物整備をするとともに各建築物の除雪計画をたて、雪害の防止に努めるものとする。

(9) 豪雪時の建物除雪

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、雪処理事故防止の啓発等を図るものとする。

ア 公共施設

公共施設の除雪については、それぞれの施設管理者において除雪計画をたてて措置すべきものとするが、町は異常降雪時等に備えて総合的調整を図り、必要に応じて建設業者又はボランティアによる除雪要員の動員等を実施し得るよう対策を講ずるものとする。

イ 一般建物

町は、降雪及び積雪の状況により行政区長等を通じ屋根の雪下ろしを行うよう督促し家屋倒壊による事故防止に努めるものとする。

(10) 豪雪時の防火活動

ア 防火思想の普及

豪雪時には消防ポンプの運行が困難となり、人力による消火活動も緩慢となるため、防火思想の普及、警戒心の高揚により火災の発生を防止する。

イ 豪雪時の火災予防

町は、一般家庭及び各事業所に対して柏崎市消防本部及び消防団と協力し、降雪期前に予防査察等を実施し、防火の徹底を図るものとする。

第12節 異常降雨及び季節風（高潮・高波）に対する災害予防計画

【実施担当】 総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

水害の予防は、治山治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等によって、究極的にその効果を期すべきものとするが、異常降雨時等に際しては、当面の水害予防として次の措置を講ずるほか、第3章第13節「水防計画」の定めるところにより所要の警戒措置をとるべきものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 平時から、要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、民生委員・児童委員、行政区等及び消防団員に避難指示等を周知し、警戒避難体制を構築する。

イ 浸水想定区域内の要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

(3) 降雪期の対応

冬期に、長期間季節風が吹風する場合の高潮及び高波による被害の防止は、護岸の整備、防潮堤の設置等によりその効果を期すべきものとする。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

平時より、気象情報等に注意をはらい、事前に避難路・指定避難所等について位置を把握しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

施設利用者の避難確保計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図り、避難訓練を実施する。

3 町の役割

(1) 危険区域の監視、警戒

異常降雨等により地すべり、土砂崩れ等により人家その他工作物に災害発生のおそれがあると予想されるときは、町はその危険区域について監視のため消防団員を配置するものとし、その監視要員は次のとおりとする。

地区名	監視場所	出動分団名	監視人員数
海岸地区（久田を含む）	その都度指示	第1分団	その都度指示
西越地区	同 上	第2分団	同 上
中越地区	同 上	第3分団	同 上
八手地区	同 上	第4分団	同 上

(2) 水防作業人員の確保

異常降雨等により河川の水位が上昇しているとき又は地すべり、土砂崩れ等の災害発生のおそれがあるとき、消防団長は、水防作業上必要な人員の確保のため、所要の団員の在否を確かめ、自宅待機を命ずる等の措置を講ずるものとする。

(3) がけ崩れ等危険区域の警戒

降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に多くなることが予想される時、町は、山崩れ、がけ崩れ、地すべり等の発生に備えて、あらかじめ指定した危険区域の巡視警戒を行うものとし、当該地域ごとに消防団員等警戒要員を配置するものとする。

(4) 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の点検については、その管理者がそれぞれ点検を行い、所要の予防措置を講ずるものとする。

ただし、排水路の水位が上昇し管理団体の全機能をもってしても予防又は排除措置が困難で被害の拡大が憂慮される場合は、消防団員による可搬式ポンプの出動及びあっせん措置を講ずるものとする。

(5) 水防資器材の点検配備

町長は、異常降雨等により河川の水位上昇に対応するため、防災倉庫内格納資器材の点検を行い、出水時においては堤防監視の結果に基づき出水状況に応じて水防作業に便利な位置に水防資器材の配備を行うものとする。

(6) 避難準備措置の確立

町長は、異常降雨等により河川の水位が上昇し又は地すべり、土砂崩れ等により直接被害を受けるおそれがあるときは、避難指示等を行うなど、生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずるものとする。

(7) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(8) 尼瀬海岸の災害予防

尼瀬地区の西側 300m 程は、自然海岸が残り、背後には人家が連担している。

この地区は、平均地盤高が 2 m 前後と非常に低く、しかも、護岸等が未整備であるため、季節風による高潮及び高波時には、人家及び道路の浸水が懸念される。

現在、徐々に砂浜が侵食され、汀線の後退が進行しており、このまま汀線後退が進めば、確実に人家への被害が発生するものと予想される。

よって、このような被害等から生命財産及びライフラインを守り、海岸の浸食を防止するために、町は、国・県に護岸、離岸堤の整備を要望し、高潮、浸食及び高波等の風水害に強い海岸整備を推進するものとする。

第13節 竜巻等突風災害予防計画

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

竜巻、ダウンバースト及びガストフロント（以下「竜巻等突風」という。）について町民等に対する情報提供及び意識啓発を行い、住宅等の被害が最小限に抑えられるようにする。

(2) 要配慮者に対する配慮

平時から、要配慮者の居住実態を把握しておく。

また、避難時の移動の困難を考慮し、行政区及び消防団等に避難指示等を周知し、警戒避難体制を構築する。

2 想定される竜巻等突風

(1) 種類

ア 竜巻

竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい大気中の渦巻きが地上に達しているものであり、漏斗状又は柱状の雲を伴うことがある。

イ ダウンバースト

積雲や積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。

ウ ガストフロント

積乱雲の下で形成された冷たく重い空気の塊が、その重みにより温かく軽い空気の側に流れ出すことによって発生するものである。

(2) 規模

竜巻等突風の規模を表す指標として、藤田スケール（Fスケール）が用いられている。

ア Fスケール

F 0	17～ 32m/s（約 15 秒間の平均）
F 1	33～ 49m/s（約 10 秒間の平均）
F 2	50～ 69m/s（約 7 秒間の平均）
F 3	70～ 92m/s（約 5 秒間の平均）
F 4	93～116m/s（約 4 秒間の平均）
F 5	117～142m/s（約 3 秒間の平均）

イ 建物の種類による被害状況

	ほとんど 影響なし	少々の 被害	屋根が 飛ぶ	壁が崩れ る	なぎ倒さ れる	吹き飛ば される
弱い納屋				F 0	F 1	F 2
強い納屋			F 0	F 1	F 2	F 3
弱い木造家屋		F 0	F 1	F 2	F 3	F 4
強い木造家屋	F 0	F 1	F 2	F 3	F 4	F 5
レンガ造りの建物	F 1	F 2	F 3	F 4	F 5	
コンクリート建造物	F 2	F 3	F 4	F 5		

2 町民・事業所等の役割

所有する又は管理する住宅、倉庫等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根、外壁、窓、アンテナ、植木等の確認を行い、竜巻等突風により損壊する恐れがある場合には、その補強等を行うよう努める。

また、気象情報や町の広報等に十分注意し、竜巻等突風が間近に迫った場合には、頑丈な建物の中へ避難、建物の中心部に近く窓のない部屋への移動等により身の安全を図るように努める。

3 町の役割

(1) 町民等への情報伝達体制の整備

県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、必要に応じて関係機関及び町民等に的確にその情報を伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 町民等への意識啓発

町民等が竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、その役割を適切に果たすことができるよう、竜巻発生時は、最新の研究等に基づき、屋内、屋外において身を守るための行動などを町民等へ意識啓発する。

第14節 火災予防計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の火災の発生を防止するため、防火思想の普及促進に努めるとともに、消防設備の整備、消防団の充実及び自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火団体等に対し、火災予防に関する知識の普及を図るとともに、協力体制の充実を図る。

イ 消防団及び柏崎市消防本部は、要配慮者が居住する住宅について、防火訪問指導等を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 降雪期の対応

除雪等を的確に行い必要な消防水利を確保するとともに、道路状況を把握するよう努める。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努める。

ウ 消防法で義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク 町等が実施する消防訓練等へ、積極的な参加に努める。

ケ 家具類の転倒・落下防止措置に努める。

(2) 地域、自主防災組織の役割

ア 消防訓練等を積極的に実施し、日頃から火災予防意識の向上に努める。

イ 火災発生時に速やかな消防活動を行うことができるよう、消防水利及び初期消火用資機材を定期的に点検し、適切な維持管理に協力する。

ウ 地域住民に対し、消防団と連携した広報活動により消防団への理解と協力を促進する。

(3) 事業所等の役割

ア 防火管理者を置く事業所等は、消防計画の整備及び従業員に対する防災教育を行い、初期消火、避難、119番通報等の実践的かつ定期的な訓練の実施に努める。

イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備に努める。

- ウ 火気使用場所の環境整備、点検確認及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。
- エ 診療所、社会福祉施設等の要配慮者が多数利用する施設、及び物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により、消防法を遵守し、自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理に努める。

3 町の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員、消防施設及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう、柏崎市消防本部と協力して、その整備充実に努める。

(2) 防火思想の普及促進

町民等に対して、消防機関と連携し広報活動により出火防止や消火、避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理を促進する。

(3) 自主防災組織の育成強化

ア 行政区長等と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化を図るとともに、防災意識の向上に努め、火災の未然防止や火災発生時の被害の軽減を図る。

イ 初期消火に有効な資機材の整備促進を図るとともに、その取扱いに関する説明会を消防団等と協力して実施する。

(4) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

ア 耐震性を有する防火水槽の整備促進を図る。

イ 自然水利が年間通じて使用出来るよう、河川管理者と協力し有効活用の推進を図る。

ウ 私設の消火栓、防火水槽の設置者及び地域、消防団等に対し、消防水利の維持管理の強化推進を図る。

エ 消火栓、防火水槽の適正配置に努め、水利不足地域の解消を図る。

(5) 消防団の充実強化

ア 行政区、自主防災組織及び事業所の消防団活動への理解と協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団員雇用事業所と消防団員との協力体制を強化する。

イ 迅速、効率かつ組織的な消防活動の実施のため、詰所、資機材格納庫、通信設備、消防・防災資機材及び消防ポンプ自動車等を整備・更新するなど機能強化を図る。

(6) 避難誘導體制の整備

災害により大規模な火災が発生する場合に備えて、県及び関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

(7) 即応体制の整備

火災発生時の対応にあたるために役場へ参集する職員を、あらかじめ決めておく。

4 消防団の役割

(1) 火災予防の普及啓発等

柏崎市消防本部と協力して、町民等に対し火災予防運動などの機会を利用して火災予防に関する知識の普及啓発を図り、すべての住宅に設置が義務づけられた住宅用火災警報器の早期設置及び維持管理を推進するとともに、自主防災組織と協力して消火栓取扱講習等を積極的に実施して町民等の参加を促進し、町民等の防災意識及び初期消火、通報、避難等の防災行動力の向上を図る。

(2) 火災時の出動マニュアルの整備

火災その他の災害が発生した際の消防団の出動範囲及び活動内容等に関するマニュアルをあらかじめ定める。

(3) 水利の維持管理

火災発生時に速やかな消火活動を行うことができるよう、消火栓、防火水槽等の消防水利を定期的に点検し、適切な維持管理に協力する。

5 大火危険気象下における措置

火災の予防は、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化により、その効果を期すべきものとするが、大火危険気象下における当面の災害予防措置は、次のとおりとする。

(1) 火災警報の発表及び解除

町長が火災警報を発表した場合における措置は、次のとおりとする。

ア 警報発表計画

(ア) 県消防課に通報する。

(イ) 防災行政無線、消防自動車等により町民等に周知する。

(ウ) 消防署は、別に定めるところにより警戒体制をとる。

(エ) 消防団長は、状況に応じ消防団員を招集する。

イ 警報解除計画

(ア) 県消防課に通報する。

(イ) 発表時に通報した関係機関に連絡するとともに、防災行政無線等により町民等に周知する。

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保

町は、大火危険気象下においては、消防機関の警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災警報を発表した場合に行う消防機関の警戒計画は次のとおりとする。

ア 警戒のための組織体制及び警戒区域の分掌

消防団の編成区分に基づき、それぞれ所轄区域の警戒にあたるものとする。

イ 警戒出動のための要員招集及び伝達方法

火災警報が発表された場合、消防団の各部長は次の区分によりあらかじめ出動要員を編成し、警戒体制にはいるものとする。

(ア) 第1次警戒出動

警報と同時に出動するものとし、幹部及び機関員をもって編成し、主として機械器具の点検及び当該地域住民への周知徹底を図る。

(イ) 第2次警戒出動

気象条件がさらに悪化し、大火危険度が高いと判断されるときは、部員の3分の2以上を招集し、特別警戒にあたるものとする。

(3) 火気使用制限等予防措置計画

新潟県柏崎市火災予防条例第29条による下記の火気使用制限を実施するものとし、当該地域内の状況を確認するものとする。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて町長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(4) 通信系統及び水利統制のための要員待機計画

通信の確保及び水道、用水路等の水利確保を図るため巡回等を実施するものとしその要員は(2)に定めた要員をあてるものとする。

(5) 消防署の警戒体制等

消防署は、別に定めた具体的な警戒体制及び予防措置を講ずるものとする。

(6) 所要地域の防火対象物の警戒

町は、大火危険気象下における所要地域の防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防団に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合若しくは拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者と協議のうえ4(2)に定める出動マニュアルに基づき、特別警戒を実施するための措置を講ずるものとする。

(7) 消防機械の点検整備と非常出動体制

町は、大火危険気象下においては、消防団に消防機械の点検整備を特に実施させるとともに非常出動の体制及び火災警報の発表に伴う警戒の計画は次のとおりとする。

ア 消防機械の特別点検整備計画

臨機対応の体制を整えるため、各部長は消防機械の特別点検整備を図り、いつでも放水可能な状態にしておくこと。

イ 非常出動計画

(ア) 要員招集計画

各部長は、火災警報の発表を覚知したときは、機関員を機械器具置場に待機させ随時出動可能な体制を整えておくとともに、他の団員に対しては自宅待機等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 出動計画

消防団員の地域別出動計画に際しては、必要に応じて次の体制を整えるものとする。

a 特殊危険区域等に対する出動消防計画

各部長は、区域内の木造大規模建築物、危険貯蔵所、大量火気使用場所等の所在する火災発生危険度の高い施設（特にガソリンスタンド等）及び地域に対してそれぞれ団員を配置し特別警戒の措置を講ずるとともに消火計画を立てるものとする。

b 他市村からの要請に基づく区域外出動計画

町は、他市村から出動要請があった場合は、準備体制等に支障のない限り適宜応援部隊を出動させることができるものとする。

ウ 現場水利統制計画

水利の有効適切な使用を図るため、各部長は当該区域内の水利点を的確に把握し予想される消防ポンプの放水能力等を考慮して有効な水利統制を実施し得るようあらかじめ計画しておくものとする。

(8) 火災発生防止の緊急徹底

大火危険気象下においては、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、防災行政無線、消防自動車等により火災予防上必要な事項を町民等に周知徹底する。

第15節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 災害時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。

また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

(イ) 災害時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所資料の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うため、点検マニュアル等の作成を行う。

(ウ) 農業用施設等の防災情報を迅速かつ的確に集約する手法を整備する。

(エ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

イ 用排水施設の災害予防対策

災害時において、農業用施設の早期復旧と被害の未然防止のため、地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮し、計画的に改修を推進するとともに、頭首工、樋門、樋管など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に配慮する。

また、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準等に基づき、改善する。

ウ ため池施設の災害予防対策

老朽化の甚だしいもの、堤体構造、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に施設を改善する。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等により適切な情報提供を図る。

(2) 避難行動要支援者に対する配慮策

災害危険箇所とその被害範囲、及びその範囲内に居住する避難行動要支援者を把握し、災害時においては遅滞なく避難補助及び救助を行える体制を整える。

(3) 降雪期の対応

平時から、災害危険箇所の把握を行い、災害時には二次災害防止を優先し、積雪に覆われている中での現地確認は慎重に実施することとし、状況により県の防災ヘリ等を依頼し、上空から確認する体制を整える。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

地すべりの危険や農業用施設等の異常を発見又は予見した場合は、自己の安全を確保し二次災害を防止するとともに、遅滞なく通報できるよう防災関係機関の連絡網等を見えやすい場所に張っておくなどの備えをしておく。

(2) 農林業関係団体（農業協同組合・森林組合・農業共済組合・行政区長）の役割

行政側との連絡体制、被害情報等の収集及び伝達が円滑に行われる体制を整備する。また、管理施設及び構成員の二次災害防止に必要な計画を策定する。

3 町の役割

(1) 県及び防災関係機関との情報連絡体制

ア 気象情報等の収集、情報連絡体制の整備・見直し及び災害危険地帯の確認を、防災関係機関と協力し毎年実施する。

イ 県等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に伝わるよう、また、関係機関等からの報告が県等へ確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の水象情報の収集、連絡を迅速に行うよう体制を整備する。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合、又は警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、危険ため池や地すべり防止施設等の緊急点検を行い、その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、町民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。

(4) 被害状況の把握

森林組合、農業協同組合及び行政区長等の協力を得ながら、農地農林業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて県ならびに関係機関に連絡する体制を整備する。

(5) 緊急資材の備蓄・緊急調達

森林組合、農業協同組合の協力を得ながら、緊急時用備蓄資機材、緊急調達体制の充実に努める。

第16節 防災通信施設の整備と災害対策

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時に、迅速かつ的確な情報の収集伝達を行うための通信施設を確保するとともに、施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策等を講ずる。

(2) 降雪期の対応

屋外施設の雪害防止のため、定期的に巡回を行い必要に応じて除雪等の措置を行う。

2 町の役割

(1) 防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の活用

災害時に、町と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため通話用遠隔制御装置を備えた同報系無線を有効活用し、被害の軽減を図る。

イ 移動系無線の整備

災害時に、町と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため移動系無線を有効活用し、被害の軽減を図る。

今後は、消防団のデジタル移動通信システムの推進を図る。

ウ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の活用

大規模災害が発生した際に、必要な情報について、同報系町防災行政無線を自動起動させることにより、町民等へ緊急情報を瞬時に伝達することが可能となる。

(2) 県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、町と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための県総合防災情報システムを有効活用する。

また、県総合防災情報システムを利用した災害情報共有システム（Lアラート）を運用することにより、放送事業者等を介して町民等へ災害情報を伝達することが可能になる。

(3) 県防災行政無線の活用

災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、県が整備する地上系、衛星系による県防災行政無線施設を有効活用する。

(4) スマートフォン等のSNS等の通信機能の活用

災害時に有効な情報伝達手段の一つであるスマートフォン等のSNS等の通信機能を活用し、災害情報を配信するための整備を進める。

(5) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の整備

災害時に、指定避難所からの情報伝達手段として、東日本電信電話株式会社が設置する災害時優先電話の機能を有した災害時用公衆電話（特設公衆電話）の整備を進める。

(6) 停電対策

定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(7) 通信機器の配備

災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、衛星携帯電話等の通信機器の配備を図る。

(8) 防災通信施設・機器の運用

ア 定期的な保守点検を実施し、災害時の通信機能確保を図る。

イ 非常通信協議会と連携した非常通信訓練を実施し、運用の習熟を図る。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(9) 耐震対策

無線通信設備等の耐震対策を図る。

第17節 ガスの災害対策

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の安全措置等について普及・啓発を図るとともに、指定避難所及び公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を確保する。

(2) 降雪期の対応

LPガス容器やガスメーター周辺の除雪に努める。

2 町民・事業所等の役割

(1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、災害対策を行う。

(2) 災害発生時にとるべき安全措置の重要性について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。

(3) ガス供給停止及び設備の損傷による使用不能の状況に備え、カセットコンロ等簡易な代替器具の備蓄に努める。

(4) 降雪期における災害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

3 町の役割

(1) 指定避難所及び公共施設等でガスが使用できなくなった場合の措置を検討し、調達できる体制を整備する。

(2) 町民等に対して、災害発生時にとるべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。

また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者に対して、災害発生時の安全措置について普及・啓発を図る。

(3) 防災訓練に際して、町民等とともに指定避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

(4) 簡易ガス供給地域における災害発生時に、迅速な二次災害防止対応が実施できるようガス事業所との緊急連絡体制を整備する。

第18節 上水道の災害対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 上水道の供給と安全を確保するため次の対策を行う。

(ア) 上水道施設等の新設及び更新においては、十分な耐震性を有し、設置する位置の地形等の形状を調査して、台風、洪水、土砂崩れに対応できる構造等で整備を推進する。

また、現存する施設で過去に被害にあったもの、今後被害の可能性が高いもの及び耐震性が十分でない施設は、改修等により改善を推進する。

(イ) 宅内水道施設の耐震化を促進するとともに、管路で使用している管材が古い場合は、腐食に強く可とう性のある管材への更新を促す。

(ウ) 二次災害防止のための措置及び早期復旧に必要な体制の整備を図る。

イ 上水道施設が被災した場合に飲料水等が確保できる体制を整備する。

ウ 町民の生命維持ならびに医療機関の救急医療活動等を優先した応急給水体制を整備する。

(2) 降雪期の対応

ア 積雪期は、復旧作業が困難であることから、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

イ 水道メーター、止水栓の設置位置および配管について漏水時の維持管理が実施しやすいよう配慮する。宅内埋設管の位置が分かりやすいように埋設標の設置を推進する。

ウ 施設周辺の除雪に努める。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

ア 災害発生時にとるべき安全措置について、町からの周知等を通じてあらかじめ理解しておくとともに、腐食に強く可とう性のある管材に更新するなどの災害対策を推進する。

イ 宅内施設の耐震化に努める。

ウ 降雪期における災害発生時の二次災害防止及び緊急点検のため、水道メーター、止水栓周辺の除雪に努める。

エ 概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

(2) 地域の役割

上記(1)に加え、行政区や自主防災組織において、その地域の安全な井戸や湧水の把握など、生活用水の確保に努める。

(3) 企業、事業所、学校等の役割

上記(1)に加え、受水槽を設置するなどの、飲料水確保対策に努める。

3 町の役割

災害の発生に伴う断減水を最小限にとどめるため施設及び体制面の防災対策を推進する。

また、災害時における飲料水をはじめ生活水の確保対策を行う。

(1) 施設の防災対策

ア 汚水等の混入による二次災害の防止のため緊急的にルートを遮断する。

また、水源については、災害時の水量、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設を推進する。

イ 配水管路は管路の多系統化、グループ化、ブロックシステム化等の整備を推進する。

ウ 停電時に備え、自家発電設備の整備及び燃料の備蓄に努める。

エ 配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

オ 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

(2) 体制面の防災対応

ア 応急給水、応急復旧活動等に必要な人員の確保計画を策定する。

イ 被災時からの時系列的な応急給水計画を策定する。また、給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設及び給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の必要な資機材の整備を推進する。

ウ 速やかに供給設備及び宅内設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えけるとともに、応援協力体制を整備する。

(3) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

(4) 防災広報活動

災害時の活動を円滑に進めるため町民、行政区等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

また、医療施設、福祉施設等との連絡体制等あらかじめ定めておく。

4 防災関係機関の役割

出雲崎町指定給水装置工事事業者等関係協力会社は、災害時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、器材を確保するために非常時の連絡、動員体制を整備することに努めることとされている。

第19節 下水道等の災害対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災した下水道等施設の被害状況を一刻も早く把握し、機能復旧するため、次の対応を行う。

ア 災害が発生したときには、被害状況の把握及び応急復旧を一刻も早く完了できる体制を整備する。

イ 被害状況調査により使用可能と判明、或いは応急復旧等が完了し使用可能となるまでは、早期復旧のため使用を自粛する。このとき必要な携帯トイレは各々備蓄に務める。

(2) 要配慮者に対する配慮策

ア 避難所に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用できない場合を想定し、仮設トイレ等の設置計画を策定する。

イ 被災箇所に、要配慮者が進入し二次災害が発生しないようにバリケード等の設置に配慮する。

(3) 降雪期の対応

浸水による埋戻土の流出等により道路が陥没した場合、交通及び道路除雪に危険が発生するため、道路管理者等と協力し危険箇所を把握する態勢を整備する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

ア 各家庭において、災害発生から最低3日間、推奨1週間分の必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、自ら下水道等施設に流入する水の量を少なくするために、トイレ、風呂等の使用を自粛するように努める。

ウ 下水道施設等の損傷を発見した場合に、速やかに通報することができるよう連絡先等を見やすいところに張りだしておく。

エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 地域の役割

地域の指定避難所における携帯トイレ、仮設トイレ施設等の管理、配布等を協同で行うなど、日頃から協同で災害対応できる間柄の形成に努める。

(3) 事業所・学校等の役割

ア 事業所、学校等においては、災害発生から最低3日間、推奨1週間分の必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、自ら下水道施設等に流入する水の量を少なくするために、トイレ、風呂等の使用を自粛するように努める。

ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

3 町の役割

(1) 下水道等施設の管理

ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急処置を実施する。

イ 県と協力して、早期に機能回復できるように努める。

ウ 下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、町民等に周知するように努める。

エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める。

(2) 緊急体制の整備

ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

オ 応急対策マニュアル等の作成

(3) 災害時における下水道等の使用に関する町民等への普及啓発

ア 一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。

イ マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発を図るように努める。

(4) スtockマネジメント計画の作成・実施

老朽化した施設について、Stockマネジメント計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

第20節 危険物等施設の災害対策

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等（危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物・有害物質等の危険物品・放射性物質）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、災害の未然防止を図る。

2 町の役割

(1) 危険物等施設の把握

平時から町内における危険物等施設の種別、事業所名、所在地等の情報を把握するよう努める。

(2) 学校等における危険物等の安全対策

県、柏崎市消防本部及び関係機関等と連携し、学校等における危険物等について、管理者に法令安全規則の遵守等適正な管理を指導、助言する。

第21節 廃棄物処理体制の整備

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

平常時から町民等に対し、広報、防災訓練等を通じて、災害により発生する災害ごみの排出方法やトイレの使用方法等の周知と協力を求める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを要請するなどの配慮を行う。

(3) 降雪期の対応

側溝の溢水、雪崩等による局所の水害が想定されることから、除雪等の障害とならない仮置場等の設置により処理を行う。

2 町民等の役割

(1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅等の浸水対策に努める。

(2) 豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。ただし、町の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、早期の避難を心がける。

(3) 町が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時の廃棄物処理に協力する。

3 町の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、町民等への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

イ 町民等に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

ウ 災害時の廃棄物処理担当課は、町民課で行う。

(2) 協力体制の整備

近隣町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の行政区組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 防災関係機関の役割

(1) 一般廃棄物収集委託業者

町の指定する処理施設又は仮置場に収集運搬業務を行うこととされている。

(2) し尿収集委託業者

町の指定する処理施設に収集運搬業務を行うこととされている。

第22節 救急・救助体制の整備

【実施団体】 総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救急、救出措置に必要な救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急、救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の避難誘導や救急、救助等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(3) 降雪期の対応

地域の実情に応じた除雪体制及び町民の避難誘導體制の確保を図る。

2 町民・事業所・医療機関等の役割

(1) 町民・事業所の役割

平時から地域、行政区等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に消防団及び警察等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関の役割

大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

3 町・消防団の役割

(1) 消防団の体制整備

消防団は、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの町民等の協力を得て、初動時から迅速に救助活動を行えるよう消防団員の連絡、参集体制を整備するとともに、町は、資機材の整備充実に努める。

(2) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

町及び消防団は、県、警察、柏崎市消防本部及び地元医療機関等の関係機関との連絡体制を確立し、迅速かつ適切な救助活動を実施できる体制を整備する。

(3) 応急手当普及員の育成

町は、柏崎市消防本部の協力のもと、応急手当普及員の育成に努める。

(4) 町民等に対する防災意識の啓発

町及び消防団は、関係機関と協力して救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、町民等の防災意識高揚を図る。

(5) 交通確保

町は、洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、関係機関と協議し体制を整備する。

(6) 民間等による救助体制の確保

町は、同時多発災害に備え、地元事業所等から救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制を整備する。

(7) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

町は、同時多発する救急搬送に消防本部が対応できない場合に備え、消防団等が救急搬送を迅速かつ的確に行えるよう、医療機関との情報共有及び情報伝達体制の確立を図る。

(8) 医療資器材等の供給支援体制の確保

町は、日本赤十字社新潟県支部（以下「日赤」という。）、長岡市医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

第23節 医療救護体制の整備

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

町、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(1) 基本方針

ア 災害から地域住民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

イ 災害発生時に、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

ウ 広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政、消防、医療機関等の連絡体制の整備を行う。

エ 災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、医療資器材等（輸血用血液、医療機器及び衛生材料等）の確保を図る体制を整備する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、防災関係機関の協力を得ながら、医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 降雪期の対応

降雪期には一部の地域が雪に覆われることがあるため、地元町民や地元建設事業者の協力を得ながら、除雪等雪対策に努める。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関の役割

長岡市医師会、長岡歯科医師会及び長岡市薬剤師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班及び歯科医療救護班の編成、救護所の設置、医療機関による傷病者の手当て並びに医薬品、医療用具及び衛生材料の手配等、必要な措置を講ずる。

救急医療対象者に対する医療の範囲は、傷病者発生と同時に行う救急看護及び初期診療その他傷病者の症状に応じて行う医療とする。

3 町の役割

(1) 救護所（初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕）をともなう医療救護活動を行う場所）の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

指定避難所の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、町民等に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

長岡市医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班及び歯科医療救護班の編成計画を定める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(2) 救護所等の医療資器材等の確保

救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等が不足する場合、医薬品卸売業者へ調達を要請する。

また、町で調達が困難な場合は、県及び他自治体に要請する。

(3) 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が重要なことから、次の事項について情報の収集を行う。

ア 医療機関の施設・設備の被害状況

イ 負傷者等の状況

ウ 診療機能の稼働状況

エ 医療従事者の確保状況

オ 医療機関への交通状況

カ 医療資器材等の需要状況

第24節 避難体制の整備

【実施担当】 総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害による人的被害を最小限に押さえるため、適切な事前避難と、避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、災害に備える。

- ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難指示等情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速、適切な避難指示等の発令
- エ 避難誘導體制の整備
- オ 指定緊急避難場所、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能、環境の整備

特に、町は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、町民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 降雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮した避難体制を整備する。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の町民等への周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 県、市町村及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民に求められる役割

- ア 町民・事業所等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域及び自宅の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
 - (イ) 不要な避難行動は、かえって危険を伴うため、自宅待機や垂直避難、避難できない場合の近隣の安全な場所への一時避難など、災害発生時の状況における危険度に応じたとるべき行動を事前に理解しておくこと。
 - (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、地域内で一時的に避難できる場所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、町民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。
 - (エ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
 - (オ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。
 - (カ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル(心理的負担)を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。
 - (キ) 危険を感じた場合、避難指示等の有無にかかわらず、自主的に避難を開始すること。
 - (ク) 自ら避難することが地域住民の避難につながることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難すること。
 - (ケ) 津波避難の際は、原則として自家用車による避難を控えること。
- イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務
- 下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難誘導等の安全確保対策を講じる。
- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、生徒等や要配慮者が主に利用、所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象情報や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
 - (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測、対策を講じておくこと。
 - b 気象情報や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難、誘導體制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア 町民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から心得ておくこと。

(ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、地域内で一時的に避難できる場所等を事前に確認すること。

(イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難誘導や地域内での一時避難に協力できる関係を築くこと。

(ウ) 町と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

(エ) 避難時において避難を呼びかけるとともに、率先して避難すること。

イ 事業所等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

(ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(イ) 必要に応じて施設を地域住民等に避難場所として提供すること。

(ウ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するなど、帰宅困難者対策を行う。

3 町の役割

危険が差し迫った状況になる前に町民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断、情報伝達、避難誘導體制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者避難支援計画の策定、福祉避難所の指定、避難路の整備及び広域避難に係る体制の整備等を図る。その際、複合的な災害が発生することを考慮する。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 町民等に対し、地域の特性を踏まえた災害に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項などをまとめたガイドブックを作成して、普及啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、土砂警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ(災害予測地図)・防災マップを作成し、町民等に配布して周知を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては、町民等も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ 防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

エ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

- ア 気象警報等について、夜間休日を含めた受信、対応体制を整備する。
- イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線の他、複数の手段を利用し、町民、事業所等へ避難指示等を迅速かつ確実に伝達する。
特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達を、速やかに行うものとする。
- ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所との連絡・連携体制の構築に努める。
- エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫し、連携を図り情報伝達を行う。
- オ 避難指示等の意味及び自主的な避難等を含む町民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、町民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。
- カ 避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこと。
- キ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等の発令の客観的基準の設定

- 遅滞なく避難指示等を発令できるよう、基準を設定し、関係機関及び町民等に周知する。
- ア 中小河川及び町内等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準の設定を図る。
 - イ 津波浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。
 - ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
 - エ 町民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。
 - オ 避難指示等を発令する際には、県や国の専門機関、気象アドバイザーなどの専門家の助言等を積極的に活用する。

(4) 避難誘導體制の整備

- ア 避難指示等が発令された際、町民等が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等と連携を図る。

- イ 町職員及び消防団員等の活動上の安全を確保するため、災害ごとに危険を回避する行動ルールや判断基準を定め、町民等に周知するものとする。
- ウ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、「出雲崎町避難行動要支援者避難支援計画」を策定する。
- エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。
- オ 避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示等が発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを町民にも周知する。

(5) 避難場所、避難所に関すること

ア 指定及び周知

- (ア) 町長は、公共施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、あらかじめ指定する。
- (イ) 指定避難所等を指定したときは標識、広報紙、防災マップ、防災訓練などにより町民にその位置等の周知徹底を図る。
- (ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努める。
- (エ) 指定緊急避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。

イ 指定にあたっての注意点

- (ア) 指定緊急避難場所については、町は、災害に伴う津波等に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる広場等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

(イ) 指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(ウ) 指定避難所は、開設や管理の容易さ、中・長期の開設による社会的影響等を勘案して、開設の優先度をあらかじめ定めておくこと。

(エ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

(オ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること。

(カ) 指定避難場所は1人あたり1.0㎡、指定避難所は4.95㎡あたり2人を目安に、避難者のスペースを確保すること。

(キ) 炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

(ク) 女性専用の更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮すること。

(ケ) 現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。

(コ) 停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。

(サ) 指定避難所予定施設は、施設内のトイレ及び通路等のバリアフリー化に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

(シ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。

(ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図ること。

(セ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(ソ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(タ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

(チ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努める。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間休日でも直ちに施設を開錠できるよう、開錠者を定めておくこと。
- (イ) 指定避難所管理にあたる職員を、派遣できるよう整えておく。
- (ウ) 指定避難所開設の初動対応をするためあらかじめマニュアルを定めておくこと。
- (エ) 指定避難所には、町民等が避難直後に必要とする物資等を配置できる体制を整えておくこと。
- (オ) 指定避難所の開設、運営について、自主防災組織等、地域の町民組織と事前に協議して定める。
- (カ) 指定避難所の開設状況について、町民等に速やかに伝達する。
- (キ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 福祉避難所の指定

- (ア) 障害者等、一般の指定避難所での共同生活が難しい要配慮者のための福祉避難所の予定施設をあらかじめ指定する。
- (イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリーされているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
- (ウ) 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアにあたる要員の配置等を事前に定めておく。

オ 避難路の整備

指定緊急避難場所、指定避難所へ通じる避難路については、整備が不十分であるのが現状である。

このような現状であるため、緊急事態発生時における避難者の安全確保を図る上においても、避難路の照明設備及び手すり等の整備に努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 避難の際に必要な町民等への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 国、県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- (ア) 避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

(イ) 町は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 町民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発出された際、町民等が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 自主防災組織、福祉関係者等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、土砂災害警戒区域等や指定避難所等を記した防災マップを作成し、町民等に配布して周知を図るとともに、指定避難所やマップを活用した訓練を行う。

特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による町民の意識啓発に努める。

第25節 要配慮者の安全確保計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある要配慮者に対して、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じる。

イ 要配慮者の身近にいる町民、防災関係団体、社会福祉施設等（社会福祉施設・医療施設等）及び県等の行政が協力し、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

(2) 降雪期の対応

要配慮者宅の雪下ろしや除雪等の対応に備える。

また、要配慮者が入所している施設管理者は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2 町民・事業所等の役割

相互に協力して次により要配慮者の安全確保を支援する。

(1) 町民、地域の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であり、日ごろから共助意識を持つ。

(2) 要配慮者及び保護責任者

自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。

なお、地域住民から援助が必要なことがあれば、町、地域住民等に対して情報発信を行う。

(3) 地域住民、行政区等

町、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

(4) 認定こども園、保育園の役割

本節に配慮するほか、第2章第27節「学校の災害対策」に準ずる。

(5) 事業所等の役割

障害者を雇用している事業所等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図る。

また、訪日外国人旅行者等が利用する施設の事業者等は、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(6) 福祉関係者等の役割

福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取組む意識の醸成を図ることに
より、町と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(7) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、町及び防災関係者と協働して、在宅の避難行動要支援者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。

3 町の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難行動要支援者避難支援計画、避難指示等の判断、伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。

さらに、指定避難所等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。

作成した避難行動要支援者名簿は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区等の避難支援等に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施や、避難支援者に対する説明会の実施などの体制整備に努める。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

また、要配慮者関連施設に対して、防災関連情報等の伝達方法を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制及び避難、誘導に際し、県警察、柏崎市消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、要配慮者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所対策

指定避難所の設置、運営にあたり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡、協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

- (ア) 指定避難所の避難者名簿の作成にあたり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。
 - (イ) 指定避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚聴覚障害者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。
 - (ウ) 指定避難所において、車椅子や粉ミルク等、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
 - (エ) 指定避難所での生活が困難な要配慮者については、医療機関への移送、福祉避難所及び社会福祉施設等への収容など必要な配慮を行う体制整備を図る。
- (3) 生活の場の確保対策
- 応急仮設住宅等の確保マニュアルの作成にあたっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。
- また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。
- (4) 保健・福祉対策
- ア 保健・福祉対策の実施体制の確保
- 災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健福祉サービスの提供体制の整備を図る。
- また、県や他の市町村等の応援の受け入れ、町災害ボランティアセンター及びボランティア等との協力体制を整備する。
- イ 保健対策
- 要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、町保健師・管理栄養士は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。
- (ア) 巡回相談・栄養指導
 - (イ) こころのケア
 - (ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス
- ウ 福祉対策
- (ア) 要配慮者の把握等
- 発災直後に対応できるように、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、行政区等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等の体制整備を図る。
- (イ) 福祉サービスの提供
- 介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急一時入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。
- (ウ) 情報提供
- 要配慮者への情報提供にあたり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等を通じて、避難支援者を含めて確実に伝達されるよう体制の整備を図る。

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用等を図る。

情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア 普及啓発等

地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間と協力して防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 外国人支援体制づくり

県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協力して多言語支援窓口の設置等、外国人支援の体制づくりを行う。

4 防災関係機関の役割

(1) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者等

要配慮者の状況把握や地域の共助意識の醸成を図る。

(2) 介護保険事業者及び社会福祉施設等

施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

第26節 食料・生活必需品等の確保計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの最低3日間、推奨1週間分の必要な飲料水、食料、生活必需品は、町民（家庭・事業所・学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- イ 住家や施設の被災により備蓄した食料・飲料水・生活必需品等（以下「物資等」という。）が確保できない町民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、県及び関係機関等と相互提携により物資等を緊急調達する。
- ウ 物資等の備蓄目標を定めるとともに、関係機関との協定等により災害時における物資等の確保計画を定める。
- エ 民間事業者に委託可能な業務（物資等の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
また、災害時に物資等の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- オ 平時から、訓練等を通じて、物資等の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 食料の供給にあたって、県の支援を得ながら、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討した上で備蓄に努め、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。
- イ 高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要となる物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

(3) 降雪期の対応

- ア 輸送の困難を想定し、物資等を可能な限り指定避難所、福祉避難所予定施設に備蓄するよう配慮する。
- イ 指定避難所予定施設等の管理者と協力して採暖用及び調理用の熱源器具と燃料の備蓄に努める。
- ウ 指定避難所予定施設等において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(4) 夏季における対応

夏季においては、指定避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供にあたって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

- ア 各家庭において、平時から家族の3日分程度、出来れば1週間程度の分量等の備蓄に努める。
- イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から3日分程度、出来れば1週間程度の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 事業所、学校等の役割

- ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込むのに必要な物資等の備蓄に努める。
- イ 災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）程度の物資等の備蓄に努める。
また、非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。

3 町の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 町と県の備蓄分担割合に基づき、避難所などの被災者の備えとして、食料及び寝具、被服、日用品等の生活必需品の備蓄を行う。
- イ 高齢者、障害者及び乳幼児等の要配慮者に配慮した備蓄を行う。
- ウ 寒冷期に備え、採暖用及び温食調理用の熱源器具と燃料の備蓄を行う。
- エ 災害時の必需品で、町民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、町での公的備蓄に努める。
- オ 備蓄場所については、降雪期の輸送困難な状況を考慮し、指定避難所、福祉避難所予定施設と指定した公共施設を利用して各地域に備蓄拠点を設けて備蓄する。

(2) 物資等の緊急調達及び輸送体制の確立

- ア 他市町村、関係機関及び民間企業等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送、配付体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織、町災害ボランティアセンター等との協力体制を整備する。

- エ 物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。
- (3) 燃料の緊急供給体制の整備
 - あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。
- (4) 災害備蓄に関する町民等への普及啓発
 - ア 家庭、事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料、物資の供給計画について、普及啓発する。
 - イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。
 - ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 防災関係機関の役割

災害協定締結団体は、物資等及び発電機等の応急対策用資器材を備蓄し、町の要請に基づき応急対応ができるよう緊急配送体制を整備することとされている。

第27節 学校の災害対策

【実施担当】 教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

学校（小・中学校）の施設について、災害の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

また、当計画に沿って学校の取組みを支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

(2) 要配慮者に対する配慮

学校防災計画の作成や災害に備えた施設、設備の整備にあたっては、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 降雪期の対応

学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設、設備の整備にあたっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

2 学校の役割

(1) 学校防災計画の作成

学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

ア 予防対策

- (ア) 学校防災組織の編成
- (イ) 施設・設備等の点検・整備
- (ウ) 防災用具等の整備
- (エ) 防災教育の実施
- (オ) 教職員の緊急出動体制の整備
- (カ) 家庭との連絡体制の整備 など

イ 応急対策

- (ア) 災害発生が予想されるときにの事前休校、授業短縮措置等
- (イ) 災害発生直後の生徒等の安全確保
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 生徒等の安否確認
- (オ) 気象情報の収集
- (カ) 被災状況の把握と報告
- (キ) 下校又は保護継続
- (ク) 避難所開設・運営協力
- (ケ) 教育活動の再開

(コ) 生徒等のこころのケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校防災計画の作成や見直しについて検討し、また防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校施設、設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強、補修を実施する。

特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁、外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー、戸棚、塀の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬季には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、降雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。

なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、避難路は複数考えておくこと。

(4) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等、教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、スマートフォン等のSNS等の通信機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件、事故、災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施にあたっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校防災計画等に基づき、災害発生時に安全、迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 中学校にあっては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

3 町の役割

(1) 災害に備えた施設・設備等の整備

災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 学校に対する支援、助言

町防災計画に沿って各学校の取組みを支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

(3) 物資等の輸送等体制の整備

学校を避難所に指定した場合の物資等の輸送及び保管の体制整備を図る。

第28節 文化財の災害対策

【実施担当】 教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

また、文化財所有者に対しては、修理等を行い良好な保存環境の整備に努めるよう促す。

イ 適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導、助言を行う。

(2) 積雪期の対応

積雪期においては、建物の避難経路を確保する。

また、屋根等の圧雪による崩壊の危険が高いことから、見回り等を定期的を実施し、危険を取り除くよう努める。

2 町民・地域等の役割

(1) 町民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護、保護するとともに、緊急時における連絡、援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風、洪水、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 町の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。

また、その修理、修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者、管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 町指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理、修復や災害時の対応に係る指導、援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者、管理者に対して、日常の保存、管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

修理、保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。

また、文化財所有者に対しても同様の対策を講じるよう周知、指導、助言を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者に対し、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存、展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくよう周知する。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者に対し定期的な巡視によって現状を把握し、暴風や洪水、地震による倒壊、崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておくよう周知、指導、助言を行う。

第29節 ボランティア受入れ体制の整備

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性、自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、県及び関係機関との支援、協力体制を整備する。

(2) 降雪期の対応

無雪地域からのボランティア支援については、活動の円滑性と安全性を考慮した受入れ体制の整備を行う。

2 町の役割

(1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる公共施設を事前に指定する。

イ 町災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の体制整備については、出雲崎町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と協議する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制を整備する。

イ ボランティアセンターと町災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

(3) 災害ボランティア活動に対する町民等への普及啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

また、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの協働に努める。

3 町社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動が必要な場合は、町と協議し、新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の協力を得てボランティアセンターを設置する。

(1) 災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア 災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ ボランティアセンターの運営計画の作成において町との協議を行う。

(2) ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの支援体制を整備する。

第30節 行政機関の業務継続計画

【実施担当】全部署

1 計画の方針

災害発生時における行政機関の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務の継続性を確保する。

2 町の役割

(1) 業務継続計画の策定

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るとともに、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制を整備する。

(2) 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 目標時間の設定

重要業務について実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制の構築に努める。

(3) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

第3章第3節「職員の動員配備体制」を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう職員の参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継ぎ等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合に備え、他所属による応援体制の確立に努める。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容を見直すとともに新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているかを確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記のほか、業務執行体制において障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 執務環境の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は被害箇所及び立入制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して応急復旧を実施する。

(イ) 代替施設の使用決定

庁舎を長期的に使用できないと判断される場合は、災害対策本部等において、代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ウ) 代替施設の周知

次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所や規模などに応じて代替施設を決定し、町民や関係機関等に周知する。

- a 中央公民館
- b 農村環境改善センター
- c 他の町施設
- d 民間施設
- e 仮設施設

(エ) 代替施設の設備状況等の把握

代替施設の設備状況や代替施設の使用に伴う手続き、資源等の把握に努める。個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ 通信手段

(ア) 通信手段が利用できない場合の対応

管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。

(イ) 訓練の実施

非常時において防災行政無線等の機器を適切に操作し、通信の確保ができるよう各種訓練を実施する。

ウ 情報システム

(ア) 庁内LAN等が利用できなくなった場合の対応

障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者支援を要請する。

(イ) 安全対策の拡充

サーバ室以外に設置したパソコン、プリンタ等の機器についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。

(ウ) 災害対応体制の強化

大規模な危機の発生時に情報システムの運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて、次の対応に努める。

- a ネットワークの障害状況を職員が把握することを可能にする。
- b 運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ データのバックアップ

(ア) 所属長は、重要業務に必要なデータのバックアップに努める。

(イ) バックアップデータの遠隔地保管に努める。

オ 電源

(ア) 電源が利用できない場合の対応

商用電源の供給が停止した場合、役場庁舎においては非常用発電機により電源を供給する。

(イ) 燃料の確保

非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。

(ウ) 非常用発電機の実負荷訓練

非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練を実施する。

カ トイレ

(ア) トイレが利用できない場合の対応

下水道機能の停止によりトイレが使用できない場合は、備蓄携帯トイレ及び簡易トイレの供給等により3日間程度利用できるように努める。

(イ) 仮設トイレ等の調達

下水道機能の停止時に速やかに対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

キ 職員の食料等の確保

(ア) 食料等が入手できない場合の対応

大規模な危機が発生し、物資等の入手が困難な状況になった場合は、協定を締結している民間企業等に対し、供給を要請する。

(イ) 食料等の備蓄

職員が、家庭において、最低限3日分、推奨1週間分の食料等を備蓄するよう周知するとともに、職場において、最低限1食分の食料等の備蓄を行う。

ク 会計処理

所属長は、財務会計システムが使用できない場合は、特に重要で緊急の支払が必要な経費について出納室と協議し、必要な手続きを行う。

ケ その他

所属長は、上記のほか、重要業務を目標時間内に実施するため、執務環境において障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(5) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制や執務環境では目標時間までに業務を実施することが困難であると想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(6) 職員の教育・訓練の実施

職員に対する教育及び普及啓発を行うとともに、職員自らも情報を収集し、必要な対策を講じる。

また、町は、訓練を実施し、業務継続計画やマニュアルの実効性を確認する。

(7) 業務継続計画等の見直し

対策の課題を洗い出し、所要の見直しを行い、業務継続計画やマニュアルを見直すなど、継続的な改善を行う。

第31節 事業所等の事業継続

【実施担当】 総務部・建設部

1 計画の方針

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 町の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるように事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

3 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの1つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組みを推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、

テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

事業所等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、町、町民、取引先企業などと連携し、地域の1日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調のもと、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 災害警戒本部

【実施担当】総務部

1 計画の方針

出雲崎町の地域内に災害が発生するおそれのある各種の気象警報等により、災害の発生が予測されるときは、災害対策本部を設置する前の段階として、町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、各関係機関等の協力を得て、情報収集及び防災体制等の調整を図るものとする。

2 災害警戒体制

第3章第2節の災害対策本部組織系統に準ずるものとする。

3 災害警戒本部の設置及び解散基準

(1) 設置基準

災害警戒本部は、次のいずれかに該当し、町長が必要であると認めたときに設置する。

- ア 3時間先までの雨量の予測又は実測値が時間雨量 30mm 又は積算雨量（6時間無降水でリセットとなる。以下同じ。）100 mmかつ時間雨量 10mm 以上に達したとき
- イ 土砂災害の高齢者等避難の発出基準に達したとき
- ウ 大雨等異常気象が続き、災害が発生するおそれがあるとき
- エ 高潮・高波警報が発表されたとき
- オ 震度4の地震が発生したとき
- カ 津波注意報が発表されたとき
- キ その他何らかの災害の発生するおそれがあるとき

(2) 解散基準

本部長は、災害対策本部が設置されたとき又は予測された災害の危険が解消されたと認めたときに解散するものとする。

4 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、第3章第3節「職員の動員配備体制」の警戒配備時の参集範囲により参集した町職員のほか、必要に応じて本部長が招集した町職員を本部員として組織する。

5 災害警戒本部の運営

災害警戒本部は、本部長の指揮のもと、必要に応じて本部員会議を開催し、次の事項について処理するものとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害警戒対策の実施及び調整に関すること。
- (3) 各防災関係機関との連絡調整に関すること。

第2節 災害対策本部・災害復興推進本部

【実施担当】全部署

1 計画の方針

出雲崎町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るものとする。

災害に対処する当面の災害応急対策責任者又は関係機関が災害対策を総合的に実施し、あわせて他機関との連絡調整にあたるため、それぞれの災害対策本部を設置したときは、これを出雲崎町防災会議会長に通知するものとする。

2 災害対策本部の設置及び解散基準

(1) 設置基準

災害対策本部は、次のいずれかに該当し、町長が必要であると認めるときに設置する。

- ア 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき
- ウ 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき
- エ 避難指示又は緊急安全確保の発令基準に達したとき（津波注意報発表時を除く。）
- オ 震度5弱以上の地震が発生したとき

(2) 本部の設置場所

本部は、出雲崎町役場に設置する。

役場が被災し災害対策本部として機能しない場合は、町の施設の中から町長が指定する施設とする。

(3) 解散基準

本部長は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認められた場合は、災害対策本部を解散するものとする。

(4) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置したときは、本部長は直ちにその旨を次の機関に通知するとともに職員及び町民等に対して周知及び伝達し、災害対策本部の標識を役場正面玄関前に掲出するものとする。

- ア 知事（県防災局危機対策課）
- イ 与板警察署
- ウ 柏崎市消防本部
- エ 消防団長
- オ その他防災関係機関

なお、災害対策本部を解散したときの通知等についても、上記に準じて行うものとする。

3 災害対策本部の組織編成

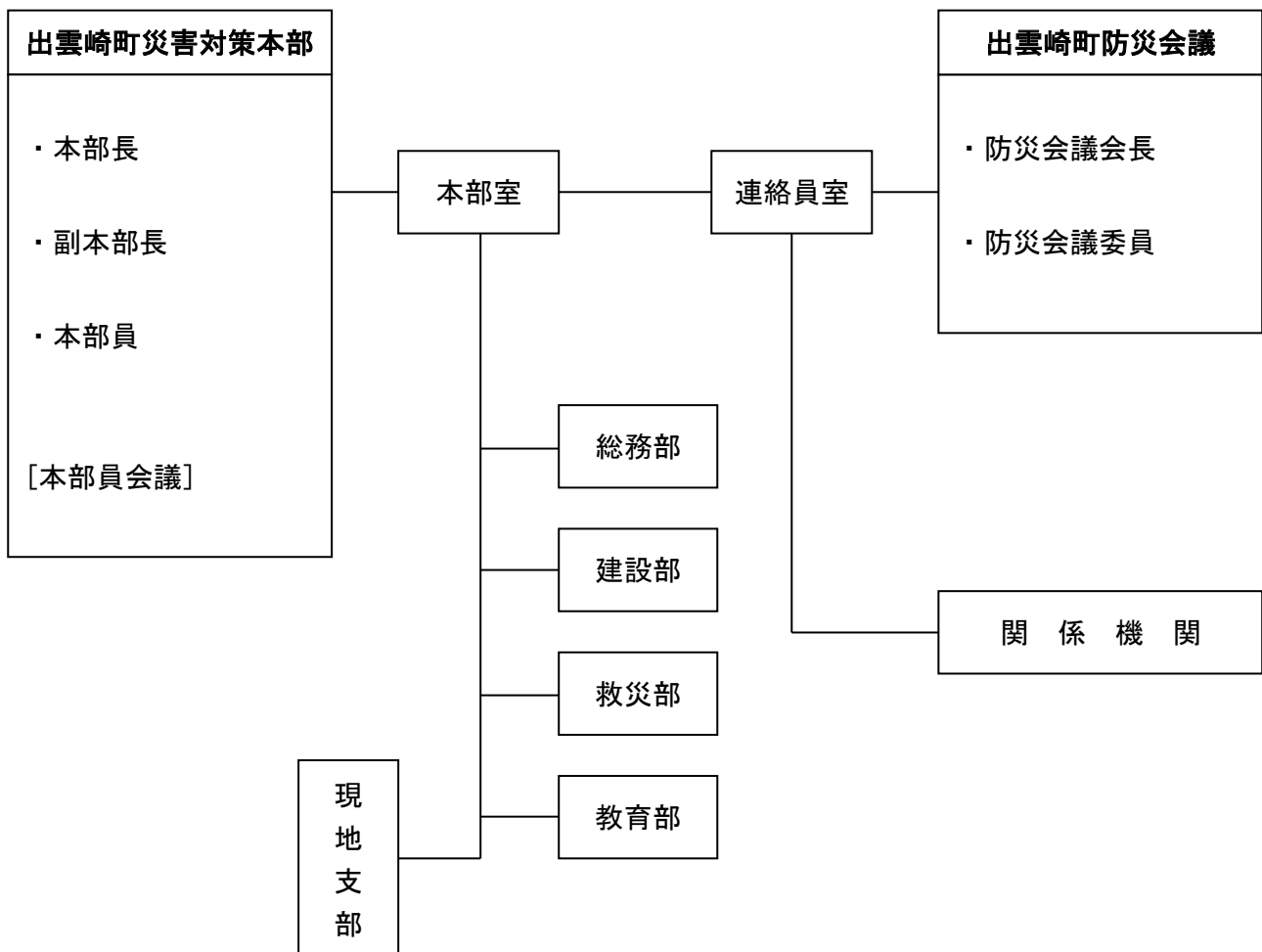
災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、出雲崎町災害対策本部条例に基づき、町の行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定めるものとする。

なお、災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、次に示すように編成する。

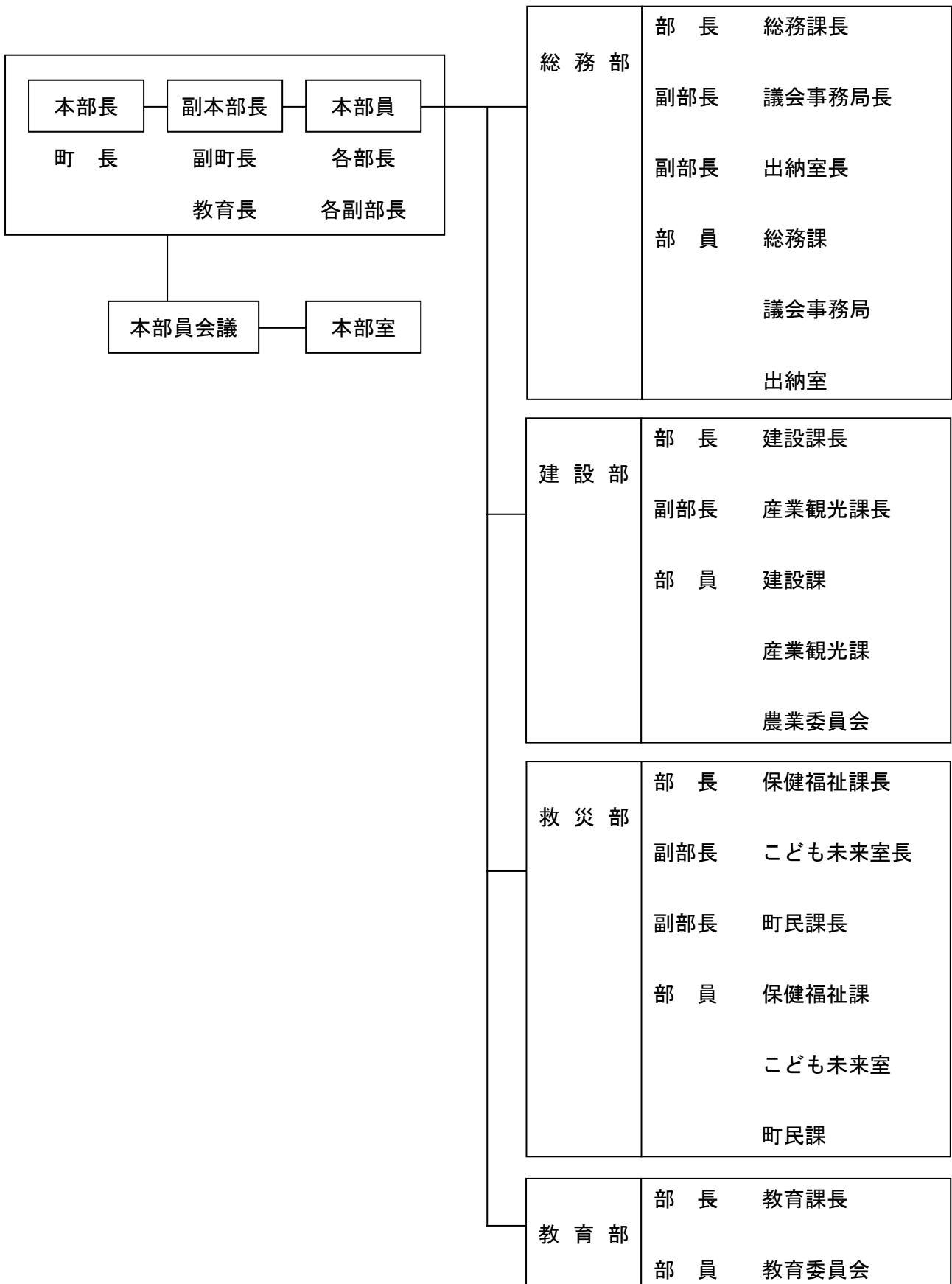
災害対策本部等組織系統



※ 災害対策本部を設置したとき、本部室を設置し、本部員会議及び各部の連絡調整を図るものとする。

※ 災害対策本部を設置したとき、防災会議は必要に応じて連絡員室を設置し、関係機関相互における連絡調整を図るものとする。

災害対策本部組織編成



(2) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各部の業務は次に示すとおりとする。

各部長及び各副部長は、平常時から職員に対し災害時の事務分掌について即応できるように指示等を行っておくものとする。

部 名	事 務 分 掌
本 部 室 (総 務 課)	1 災害対策の総括に関すること 2 災害対策本部の設置及び解散並びに運営に関すること 3 防災会議、県その他関係機関との連絡調整に関すること 4 情報の収集及び伝達に関すること 5 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び警戒区域の設定並びにこれらの解除に関すること 6 避難所開設及び閉鎖の決定に関すること 7 各部との連絡調整及び職員の動員並びに健康管理に関すること 8 国、県及び他市町村等に対する要請及び報告に関すること 9 その他、他の部に属さないこと
総 務 部 (総 務 課) (議 会 事 務 局) (出 納 室)	1 災害対策本部の記録に関すること 2 気象地象情報、災害情報及び被害状況の整理に関すること 3 災害情報の広報公聴に関すること 4 防災行政無線の運用、被害調査、報告、応急対策及び復旧に関すること 5 消防団との連絡調整に関すること 6 集落との連絡調整に関すること 7 被災者等の救出に関すること 8 自衛隊の派遣要請の依頼及び受入調整に関すること 9 災害救助法等の適用申請に関すること 10 罹災証明書に関すること 11 災害対策関係予算に関すること 12 行政機能の移転に関すること 13 業務継続計画に関すること 14 報道機関への対応に関すること 15 庁舎等の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関すること 16 人員、物資の輸送用車両の確保及び配車に関すること 17 警備、防犯に関すること 18 被災者住宅支援等の調整に関すること 19 議会との連絡調整に関すること 20 調査団、視察団等の受入対応に関すること 21 災害対策事務の支払い及び必要物品の出納に関すること 22 義援金及び見舞金の受入れに関すること 23 関係機関等との連絡調整に関すること

部 名	事 務 分 掌
建設部 (建設課) (産業観光課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 雨量情報及び積雪・降雪情報等の収集及び報告に関する事 2 公共土木施設、公営住宅、上下水道施設等の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 3 飲料水の確保、給水に関する事 4 災害応急建設資機材及び燃料等の調達及び確保に関する事 5 道路交通情報及び公共交通機関の運行情報の収集及び報告に関する事 6 交通規制に関する事 7 路上障害物(除雪を含む。)の処理及び緊急輸送道路の確保に関する事 8 被災者に対する使用料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事 9 応急仮設住宅の建設等に関する事 10 観光客の安全確保に関する事 11 農林水産施設、治山施設、商工観光施設等の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 12 農林水産業者及び中小企業者に対する融資等に関する事 13 関係機関等との連絡調整に関する事
救災部 (保健福祉課) (こども未来室) (町民課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 2 避難所の設置、運営及び避難者の収容に関する事 3 避難者への炊き出し、食料及び物資の支給に関する事 4 救急医薬品及び衛生材料の確保に関する事 5 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事 6 救護所の設置及び運営に関する事 7 被災者に対する心身の健康及び福祉相談に関する事 8 生活保護受給者、要配慮者等の被災状況調査及び救護に関する事 9 民生委員・児童委員、社会福祉団体等との連絡調整に関する事 10 災害ボランティアに関する事 11 義援金の配分に関する事 12 災害弔慰金等の支給に関する事 13 災害援護資金の貸付に関する事 14 人身、家屋等の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 15 避難住民の把握及び被災者名簿の作成に関する事 16 食料品及び被服、寝具その他生活必需品の調達及び配給に関する事 17 救援物資の受入れ及び配給に関する事 18 救援物資、資機材及び食料等の輸送に関する事 19 防疫、消毒及びし尿、ごみ、災害がれきの処理に関する事 20 各種の清掃活動に関する事

部 名	事 務 分 掌
	21 被災者の生活相談に関する事 22 行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬に関する事 23 被災者に対する町民税等の納税猶予及び減免に関する事 24 災害時における労働の確保に関する事 25 事業所等の公害発生防止に関する事 26 関係機関等との連絡調整に関する事
教 育 部 (教育委員会)	1 生徒等及び社会教育施設、体育施設等の安全確保、避難及び被災状況調査に関する事 2 学校教育施設、社会教育施設、体育施設等の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 3 学校教育施設、社会教育施設、体育施設等に係る避難所の開設及び避難者の収容の協力に関する事 4 応急教育計画及び実施に関する事 5 学用品の確保及び支給に関する事 6 文化財の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 7 関係機関等との連絡調整に関する事

4 災害復興推進本部の設置基準

災害対策本部を設置した場合で、当該災害に係る応急対策がおおむね完了し又は予想された災害の危険性が解消されたと認めて災害対策本部を解散した場合において、町の災害復興対策を総合的に推進するため、町長を本部長とする「出雲崎町災害復興推進本部」を設置することができる。

災害復興推進本部の組織は、「出雲崎町災害対策本部」の組織に基づく本部長、副本部長及び本部員で組織する。

災害復興推進本部は、本部長の指揮のもと、必要に応じて本部員会議を開催する。

本部長は、当該災害の復興推進に係る対策に目途がついたと認めたときに、災害復興推進本部を解散するものとする。

第3節 職員の動員配備体制

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害による被害を最小限に食い止めるため、災害発生時の迅速な初動対応に必要な職員の配備を実施する。

イ 配備体制については、後述の基準をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

(2) 被災地及び降雪期の対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。

また、登庁が不可能な職員は、電話等でその旨所属の上司に報告し、その後の指示を受けるものとする。

2 災害時の動員配備基準及び体制

災害における職員の配備体制は、災害の種類、規模及び状況等により異なるため、次により災害に即応できる体制を整えるものとする。

(1) 風水害時等の動員配備基準及び体制

区分	配備時期	措置事項	参集範囲	摘要（他の職員等）
監視体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間先までの雨量の予測又は実測値が時間雨量 10 mm以上（雨量レベル1）に達したとき ・ 大雨注意報が発表されたとき ・ 大雨、高潮及び高波を除く警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長 ・ 庶務係職員 ※勤務時間外は宿直が対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間外において、管理職員及び庶務係職員は原則自宅待機
待機体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間先までの雨量の予測又は実測値が時間雨量 20 mm以上（雨量レベル2）に達したとき ・ 大雨警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報収集 ・ 注意喚起情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長 ・ 庶務係職員（状況に応じ参集） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間外において、管理職員は原則自宅待機

区分	配備時期	措置事項	参集範囲	摘要（他の職員等）
警戒配備	・災害警戒本部の設置基準に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報収集 ・注意喚起情報提供 ・優先開設避難所の開設準備 ・町内巡視 ・要配慮者施設への注意喚起、現地確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職員 ・総務課職員 ・建設部職員 ・避難所開設準備職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の職員は自宅待機とし、上司の指示により必要な業務を行う体制をとっておく
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難発出基準に達したとき ※第3章第9節「町民等避難計画」参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難情報提供 ・優先開設避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所職員 	
非常配備	・災害対策本部の設置基準に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報収集 ・避難指示又は緊急安全確保の発出 ・開設可能な避難所の開設 ・町内巡視 ・要配慮者施設への注意喚起、現地確認 ・避難誘導、支援 ・救助支援要請 ・その他災害応急対策措置ほか応急業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・上司の指示を仰ぎ、的確に事務分掌に従事する

(2) 震災時の動員配備基準及び体制

区分	配備時期	措置事項	参集範囲	摘要（他の職員等）
情報収集体制	・震度3の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・指定避難所の開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課長 ・庶務係職員 ・避難所開設準備職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて指定避難所を開設する
警戒配備	・災害警戒本部の設置基準に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・指定避難所の開設 ・関係機関との連携調整 ・町内巡視 ・その他応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職員 ・総務課職員 ・避難所職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の職員は自宅待機とし、上司の指示により必要な業務を行う体制をとっておく ・状況に応じて上司の指示を仰ぎ、必要な業務を行う

区分	配備時期	措置事項	参集範囲	摘要（他の職員等）
非常配備	・災害対策本部の設置基準に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・指定避難所の開設 ・関係機関との連携調整 ・町内巡視 ・その他応急措置 	・全職員	・上司の指示を仰ぎ、的確に事務分掌に従事する

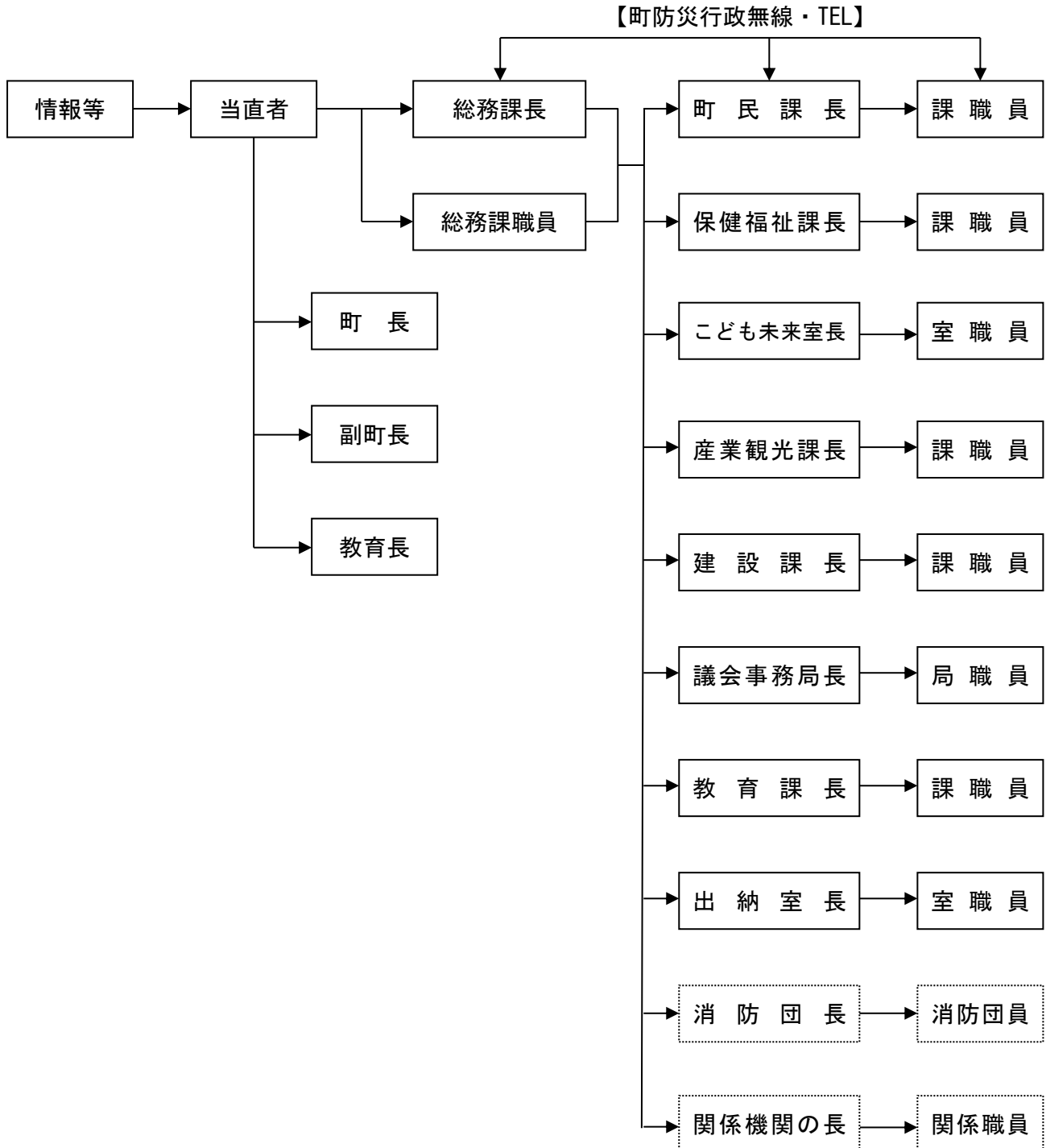
3 勤務時間内における配備体制

勤務時間内における配備体制は、本部員会議での決定事項（各部の役割分担等の詳細）について、各部長及び副部長は相互に連絡調整し、各職員に応急活動を命令するものとする。

4 勤務時間外における配備体制

勤務時間外における配備体制は次に示すとおりとし、本部員会議での決定事項（各部の役割分担等詳細）について、各部長及び副部長は相互に連絡調整し、各職員に応急活動を命令するものとする。

勤務時間外の配備体制



5 防災関係機関の配備体制について

災害初動対応が必要な防災関係機関の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定めるものとする。

6 災害時における職員の服務基準

災害時における職員の服務基準を次のとおり定めるものとする。

(1) 災害時における職員の自覚

職員としての自覚を持ち災害に対処し、町民の信頼を得るよう努めなければならない。

(2) 災害時の動員及び参集の義務

災害時に動員命令を受けた職員は、指定された場所に必ず参集しなければならない。

(3) 災害時の責任分担の的確な履行

各職員は与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもとに法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。

(4) 各関係機関との連絡協調

各関係機関と常に連絡協調し、災害対策に行き違いをきたすようなことがあってはならない。

(5) 被災者に対する応接態度

被災者に対しては、親切、ていねいに接し、不安を抱かせるような態度をとってはならない。

7 参集時等の留意事項

(1) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を上司に連絡するとともに、家族の避難、病院等への収容等必要な措置をとった後に参集する。

(2) 交通の混乱、途絶等により参集できない職員は、その旨を上司に連絡し、指示を受ける。

(3) 職員は、参集途上において、可能な限り周辺の被害状況を把握し、上司に報告する。

(4) 参集職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合は、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。

この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について権限を有する者に報告する。

第4節 防災関係機関の相互協力体制

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

町は、防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として出雲崎町地域並びに町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、他の地方公共団体及び町民等の協力を得て防災活動を実施する。

また、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入のための体制を確立するものとする。

ア 災害時相互応援に関する協定の締結

市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、それぞれにおいて、被災時の後方支援基地として位置づけられるよう周辺市町村との間の相互の協定締結並びに大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

イ 災害時の情報収集及び連絡体制の確立

災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けられることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

ウ 応援受入体制の確立

被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は、速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。

エ 応援体制の確立

被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

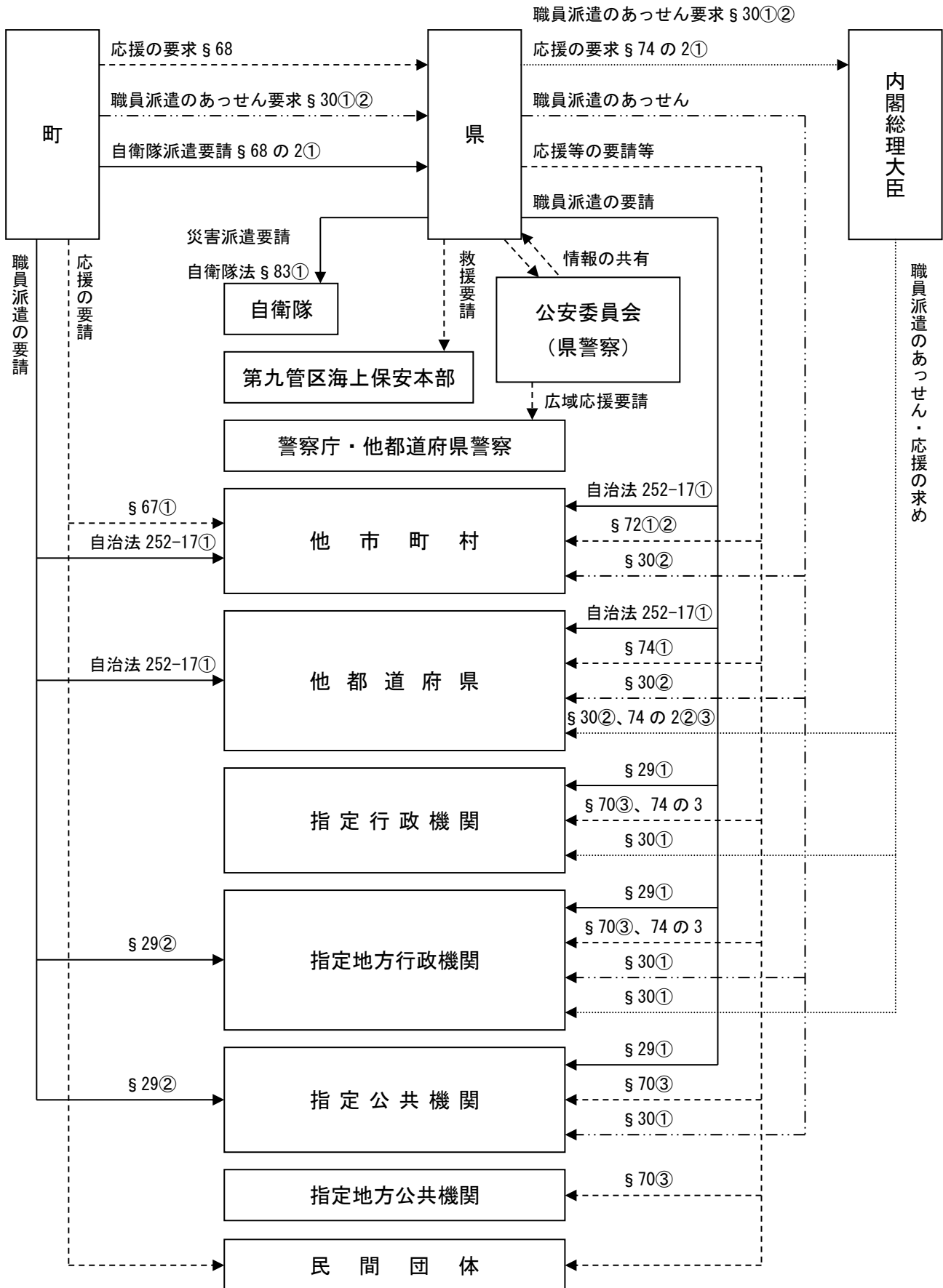
要配慮者の災害発生時における安全確保を図るため、消防団、自主防災組織等の防災関係機関との相互協力の下に、迅速な援護を実施する。

(3) 降雪期の対応

降雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入れ体制を確立するものとする。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



3 県への応援要請

(1) 応援又は災害応急対策実施の要請

町は、災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。

(2) 県職員の派遣要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、県職員の派遣を要請する。

(3) 他市町村等職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関もしくは特定地方公共機関又は都道府県もしくは他の市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。

(4) 要請の手続

町は、県に災害応急対策の応援、県が実施すべき応急対策の実施又は職員の派遣もしくはあっせんを要請する場合は、次の事項を明らかにして知事に要請する。なお、要請は口頭（電話、無線）又は文書（ファクシミリ、電子メール）行い、口頭で行った場合は後に文書を送付する。

ア 応援及び職員の派遣要請事項

(ア) 応援又は職員の派遣を必要とする理由

(イ) 職員の派遣を必要とする職種別人員、車両、資機材、物資等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援又は職員の派遣を必要とする期間

(オ) その他応援又は職員の派遣に関し必要な事項

イ 応急対策の実施要請事項

(ア) 応急対策の内容

(イ) 応急対策の実施場所

(ウ) その他応急対策の実施に関し必要な事項

4 応援協定に基づく応援要請

(1) 応援要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、応援協定に基づき、協定締結先の市町村長や民間団体等に対し応援を要請する。

(2) 要請の手続

町は、協定締結先の応援を受けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は電話等により連絡するとともに、後日速やかにその旨を文書で提出する。

ア 被害の状況

イ 必要とする応援の内容

ウ 提供及びあっせんを必要とする車両、資機材、物資等の品名、数量等

エ 派遣を要請する職員の職種別人員

オ 応援を受ける場所及びその経路

カ 応援を受ける期間

キ その他必要な事項

(3) 費用負担

応援に要した費用は、原則として町の負担とする。

5 応援受入体制の確立

(1) 情報の収集・伝達・交換

町は、応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速的確にその状況を把握し、県及び協定締結先の市町村や民間団体等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確立

町は、県及び協定締結先の市町村や民間団体等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定等、受入体制を確立する。

6 応援協定締結自治体等への応援及び職員の派遣

(1) 支援体制の確立

町は、応援協定締結自治体や隣接の他の市町村において大規模な災害が発生した場合には、迅速に物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。

(2) 情報収集

町は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

町は、収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、応援協定締結自治体等への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。

その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

7 自衛隊の派遣要請依頼

(1) 派遣要請依頼

町が応急対策の実施を促進するため、自衛隊の支援を必要とするときは、町長は次の事項の他、現に実施中の応急対策の概況、宿泊施設等の受入れ態勢の状況及び部隊等が派遣された場合の連絡責任者等を明らかにして、知事（県危機対策課）に要請するものとする。

なお、要請は、文書によることを原則とするが、緊急を要する場合は、電話、県防災行政無線で依頼し、その後文書（ファクシミリ等）で処理する。

また、知事に対する自衛隊の派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び状況を関係する自衛隊に通知するものとし、その後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 要請基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、公共の秩序を維持するため人命又は財産を社会的保護する必要があること【公共性の原則】、差し迫った必要があること【緊急性の原則】、自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと【非代替性の原則】の3原則を基本とし、概ね次の基準によるものとする。

ア 人命救助のため必要とするとき

イ 水害等の発生が確実に予想され、緊急措置を必要とするとき

ウ 大規模災害が発生し、応急措置を必要とするとき

エ 救助物資の輸送を必要とするとき

オ 主要道路の応急復旧を必要とするとき

カ 応急措置のための医療、救護、給水及び通信支援等を必要とするとき

(3) 派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の受入れに際しては、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意するものとする。

ア 派遣部隊到着前

(ア) 作業箇所及び作業内容の確認

(イ) 作業の優先順位の確認

(ウ) 作業実施に必要な図面等の確保

(エ) 資機材の確保（調達）場所の確保

(オ) 連絡責任者の配置

(カ) 派遣部隊の事務室、宿泊施設等の確保

イ 派遣部隊到着後

(ア) 他機関との連絡調整及び協議

(イ) 派遣部隊との連絡及び作業状況等の県への報告

(4) 派遣に要する経費の負担

自衛隊の活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が救護活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

イ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿泊及び救援活動に伴う高熱水費、電話料

エ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

(5) 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、知事に対して派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

第5節 気象情報等伝達計画

【実施担当】総務部

1 計画の方針

新潟地方気象台からの警報や災害関係予報、災害関係情報及び国、県、新潟地方気象台からの土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報に基づき、発令時期を判断した避難指示等を関係機関及び町民等に対し迅速かつ的確に伝達する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知った時は、直ちに通知された事項を周知させる措置を取らなければならない。

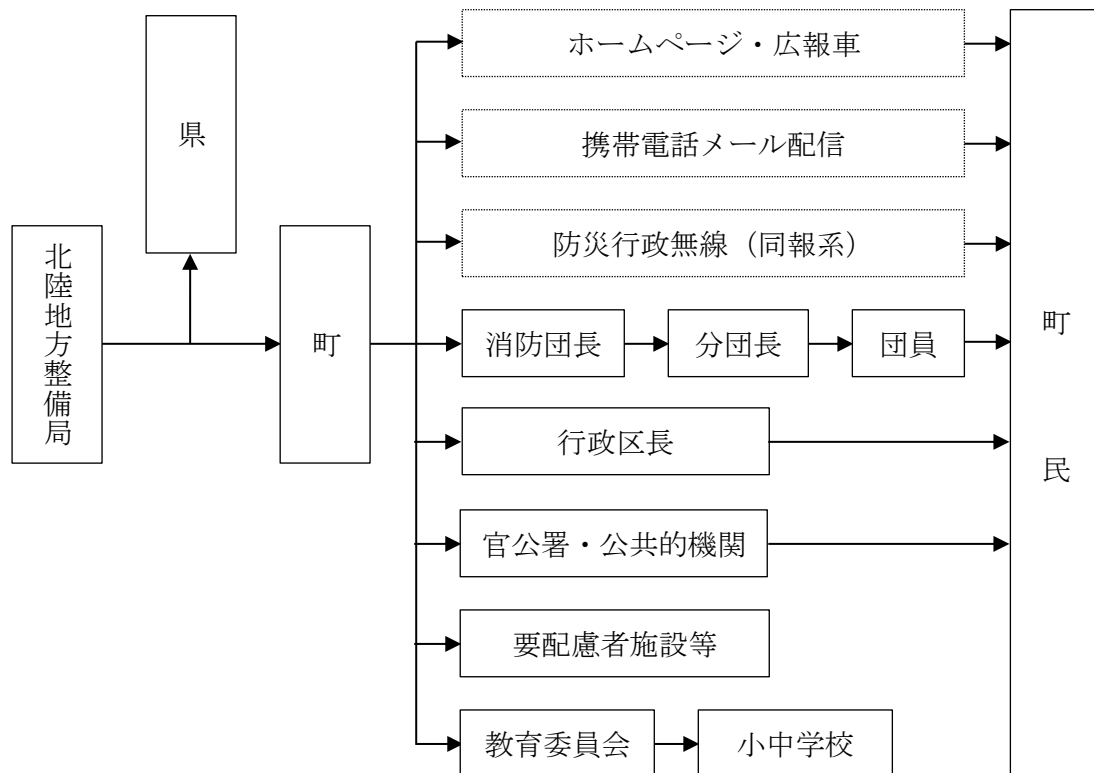
町民等は、気象、防災情報に十分注意を払い、行政区や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動を通して情報の伝達を実施する。

2 情報の流れ

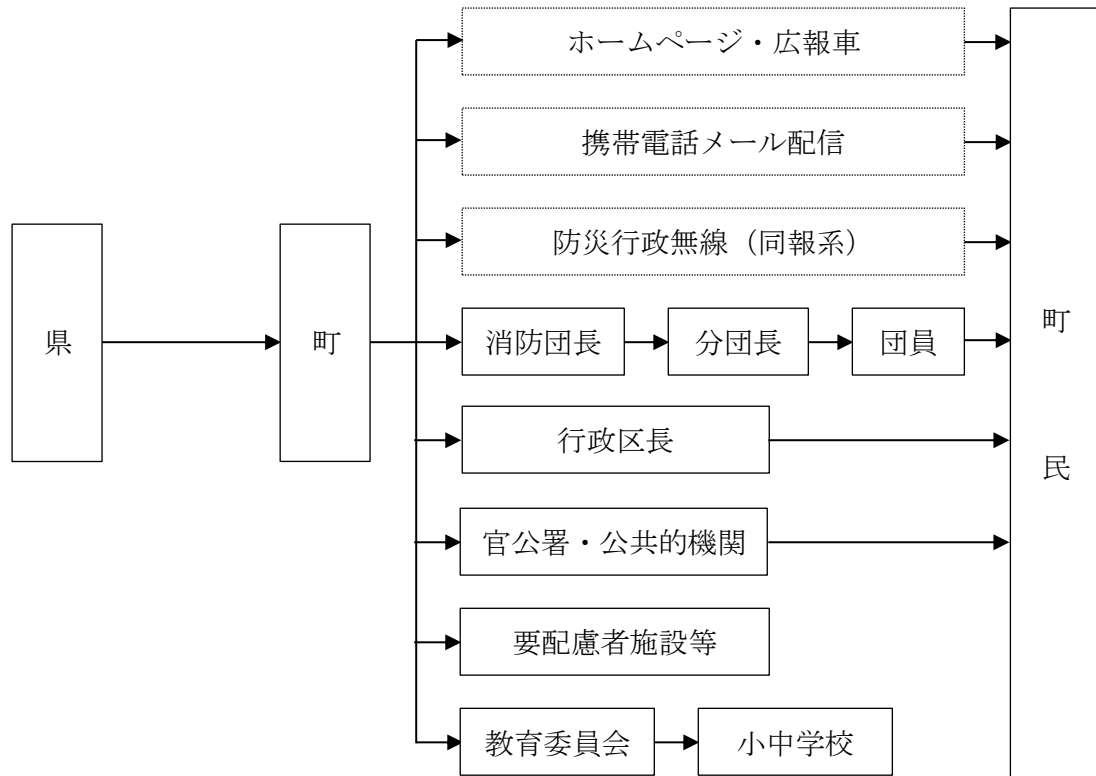
(1) 土砂災害緊急情報の伝達フロー図

ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合
地すべりの場合、県が行う。



ア 警報・注意報の種類及び発表基準

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
	洪水		流域雨量指数基準	郷本川流域=4.9, 島崎川流域=7.7, 藤巻川流域=5.2, 稲川流域=3.4
			複合基準	島崎川流域=(5, 6.9), 稲川流域=(10, 3.3)
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	陸上: 20m/s 海上: 25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上: 20m/s 雪を伴う 海上: 25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	6時間降雪の深さ 35cm
	波浪		有義波高	5.5m
高潮		潮位	1.2m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6
			土壌雨量指数基準	76
	洪水		流域雨量指数基準	郷本川流域=3.9, 島崎川流域=6.1, 藤巻川流域=4.1, 稲川流域=2.7
			複合基準	郷本川流域=(5, 3.9), 島崎川流域=(5, 5.3), 藤巻川流域=(5, 2.4), 稲川流域=(6, 2.7)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	陸上: 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上: 15m/s
	風雪		平均風速	陸上: 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上: 15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	6時間降雪の深さ 15cm
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	1.0m
	雷			落雷等により被害が予想される場合
	融雪			1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上
	濃霧	視程		陸上: 100m 海上: 500m
	乾燥			最小湿度 40% 実効湿度 65%
	なだれ			1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合
	低温			5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下
霜			早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
着氷・着雪			1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

表面雨量指数: 降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを見積もり、浸水の危険度を示した指標
土壌雨量指数: 降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示した指標
流域雨量指数: 流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を示した指標

イ 特別警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	【土砂災害の場合】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表
		【浸水害の場合】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報		高潮になると予想される場合
波浪特別警報		高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 気象情報

気象等の予報に関係のある台風、大雨その他災害に結びつくような激しい気象現象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に警戒や注意を呼びかけることを目的としたものと、特別警報・警報・注意報の発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位（出雲崎町は新潟県上中下越）で発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

等の種類	津波警報	発表基準	発表される津波の高さ		津浪警報等を見聞きした場合に取るべき行動
			津波の高さ 予想の区分	数値での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波がおよび、浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など安全な場所へ避難する
		5m<高さ ≤10m	10m		
		3m<高さ ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる 海水浴や磯釣りは危険なので行わない 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない

注) 津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津浪が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(6) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測し、又は解析したときに、新潟県気象情報の一種として新潟地方気象台が発表する。

〔発表基準（出雲崎町）〕 1時間に100mm以上の降雨を観測し、又は解析したとき

(7) 土砂災害前ぶれ注意情報

大雨警報の発表中において、土砂災害警戒情報の発表までに避難行動要支援者の避難に必要な時間を確保できるように設定した基準に土壤雨量指数が達したとき又は達すると予想されたときに、県が発表する。溪流、斜面の状況や気象情報等も含めて総合的に判断し、避難行動要支援者の避難を開始すべき時期とされる。

(8) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいた発表基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、新潟地方気象台と県が共同で発表する。土砂災害の前兆現象、土砂移動現象が発見された場合に危険区域内の住民全員が避難をすべき時期とされる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当）。

(9) 土砂災害緊急情報

県及び国は、緊急調査を実施したときは、得られた結果を、避難指示等の判断に資するため町に通知する。

(10) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報等が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

4 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

火災警報は、町長が消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、次の基準により、必要に応じてこれを発表する。

なお、火災警報を発表したときは、県消防課に通知するものとする。

- (1) 最小湿度が30%以下のとき
- (2) 湿度が40%以下、実効湿度が60%以下、風速が7mを超える見込みのとき
- (3) 平均風速15m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき
- (4) 火災危険度5以上になる見込みのとき

5 警戒レベルと町民がとるべき行動

(1) 警戒レベルの目的等

町民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応が明確化された。

「警戒レベル3」高齢者等避難、「警戒レベル4」全員避難とし、避難のタイミングを明確化するとともに、命を守る行動のために極めて困難な災害が実際に発生しているとの情報を、「警戒レベル5」緊急安全確保と位置付けられた。

(2) 避難のタイミングの明確化

警戒レベル	町民がとるべき行動	町民に行動を促す情報	町民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難指示等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
5	<ul style="list-style-type: none"> すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急安全確保※必ず発令されるものではない 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報(浸水害) 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報(土砂災害)
4	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布(非常に危険) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
3	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等は避難する。 要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒) 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難に備え自らの避難行動を確認する。 		<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
1	<ul style="list-style-type: none"> 災害への心構えを高める。 				

第6節 災害時の通信確保

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集、伝達手段の確保が重要である。

関係機関は、全国瞬時警報システム（Jアラート）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。

また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の通信手段の状態を、行政区、自主防災組織、消防団、福祉ボランティアなどが確認を行い、被災による通信途絶を確認した場合には、通信確保にむけて的確な対応を行う。

(3) 降雪期の対応

降雪寒冷期においては、通常よりも通信手段の確保が困難であることが予想されるため、防災行政無線（同報系）の通話用遠隔制御装置等の非常用の通信手段を確保する。

2 災害時の通信手段

町が災害時に使用する通信手段は、次のとおりとする。

(1) 町防災行政無線

災害に関する予報、警報又は情報の伝達、避難指示等の伝達、全国瞬時警報システム（Jアラート）連動による緊急情報の伝達、被害情報の収集、報告及び応急対策に必要な指示等の広報は、原則として防災行政無線により行う。

ア 同報系無線

主に町民等に対する指示及び広報に使用する。

イ 移動系無線

主に災害対策本部から被災地域への指示伝達及び被災地域からの被害情報の収集報告に使用する。

(2) スマートフォン等のSNS等の通信機能

電話回線が途絶し、又は繋がりにくい場合でもSNS等の通信機能は利用できることもあるため、スマートフォン等のSNS等の通信機能を活用する。

ア 緊急速報メール

災害時に避難指示等の伝達、屋内での待避等の安全確保措置の指示や土砂災害警戒情報など人命に関わる重要な情報を伝達するため、NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンクモバイル各社の携帯電話向け緊急速報メールを活用する。

イ 登録制メール配信サービス

災害時に被害状況、避難所情報及び被災生活情報などを登録者に伝達するメール配信サービスを活用する。

(3) 町ホームページ

災害時に被害状況、避難所情報及び被災生活情報などを広報するために、町ホームページを活用する。

(4) 県総合防災情報システム

県に対して災害対策本部の設置、避難指示等の発令、被害状況などを報告し、県、他市町村及び放送事業者等とこれらの情報を共有するとともに、放送事業者等を通して町民等へ災害情報を伝達することができる県総合防災情報システムを使用する。

(5) 県防災行政無線

災害時には一般加入電話や携帯電話が途絶し、又は繋がりにくくなることが想定されるため、可能な限り県防災行政無線の電話及びFAXを使用する。

(6) 衛星携帯電話及び災害時優先電話

災害時には一般加入電話や携帯電話が途絶し、又は繋がりにくくなることが想定されるため、可能な限り衛星携帯電話及び災害時優先電話を利用する。

災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。

(7) 使者

緊急時やすべての通信手段が途絶した場合は、使者を派遣して情報収集、伝達を行う。

3 防災通信施設の機能確認

町は、災害発生時直ちに防災通信施設の機能を確認し、被災による通信の途絶を確認した場合は、速やかに代替通信手段を確保するとともに、応急復旧にあたる。

4 他機関の通信設備の優先使用等

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信のため特別の必要がある場合は、災害対策基本法第57条の規定により、災害が発生した場合の応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要がある場合は、同法第79条の規定により、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。

(1) 警察通信設備

(2) 海上保安通信設備

(3) 電力通信設備

(4) 消防通信設備

(5) 気象通信設備

(6) 鉄道通信設備

5 支援要請

(1) 電気通信事業者等に対する要請

町は、電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。

(2) 県に対する通信支援要請

町は、災害応急対策のため必要がある場合は、県に対し、県が有する衛星携帯電話、可搬型衛星地球局及び移動通信設備等を町災害対策本部へ設置し、通信を確保するよう要請する。

(3) 自衛隊に対する通信支援要請

町は、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

(4) 非常通信の利用要請

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請する。

(5) アマチュア無線の利用要請

町は、通信の確保について、必要に応じて日本アマチュア無線連盟新潟県支部に協力を要請する。

なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。

6 防災通信施設の応急復旧体制

(1) 応急復旧計画の策定

町は、防災通信施設の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。

(2) 応急復旧工事

町は、復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。

第7節 被災状況等収集伝達計画

【実施担当】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

町及び関係機関は、災害が発生した場合は、消防団、行政区等と協力し、速やかにかつ自主的に情報収集活動を開始する。

町は、収集した情報を集約し、被害の概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、県、各防災機関及び被災地内外の町民等に地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種の手段を使って情報の共有化を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対する情報伝達として、民生委員・児童委員、行政区、消防団、福祉ボランティアなどによる避難誘導體制の整備を進めるとともに避難所における職員の配置、文字情報提供などにより配慮する。

(3) 降雪期の対応

災害の発生時期によって、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪寒冷期においては、避難時の携帯ラジオの携行を勧め、また、孤立が予想される集落においては、防災行政無線（同報系）の通話用遠隔制御装置等の非常用の通信手段を確保する。

2 第1次情報の収集・伝達

(1) 第1次情報の収集・伝達

町は、災害発生直後、人的被害の状況（行方不明者数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、県等の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

(2) 即報基準による県への報告

町は、次の基準に該当する又は該当するおそれがあることを覚知した場合、原則として30分以内に、わかる範囲で被害状況の第1報を県へ報告する。

【災害即報基準】

災害等区分		即報基準	
災害即報	一般基準	1 災害救助法の適用基準に合致するもの 2 県又は町が災害対策本部を設置したもの 3 災害が2県以上にまたがるもので1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
	個別基準	地震	地震が発生し、県又は町の区域内で震度4以上を記録したもの
		津波	津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	1 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合		

(3) 直接即報基準による消防庁への報告

町は、次の基準に該当することを覚知した場合、原則として30分以内に、わかる範囲で被害状況の第1報を、県だけでなく消防庁へも報告する。

【直接即報基準】

即報区分	即報基準
直接即報	1 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） 2 津波及び風水害のうち、死者又は行方不明者が出たもの

3 一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

(1) 情報収集

ア 被害状況等の調査

町は、職員別に担当区域を定め、自主防災組織、消防団、県その他の関係機関の協力を得ながら、災害の状況及び応急対策活動の実施状況を早急に調査する。

【被害調査の担当地区】

調査地区	調査責任者	調査担当（消防団含む）
海岸地区（勝見～久田）	議会事務局長	総務課（消防管轄分団） 議会事務局（消防管轄分団） 出納室（消防管轄分団）
駅前地区（通称西越地区）	町民課長	町民課（消防管轄分団）
駅前地区（通称中越地区）	保健福祉課長	保健福祉課（消防管轄分団） こども未来室（消防管轄分団）
駅前地区（通称八手地区）	教育課長	教育委員会（消防管轄分団）

※ 上記にかかわらず、各地区の被害状況の程度により、重点調査できる体制も整えておく。

※ 産業観光課、建設課は、優先的に農地・農業用施設等及び道路施設等の被害状況の確認を行うため、上記表から除いてあるが、各課等と臨機な対応をとることとする。

【地区名別集落区分】

地区名	行政区名
海岸地区	勝見、尼瀬1区・2区・3区・諏訪本町、伊勢町、稲荷町、岩船町、住吉町、石井町1区・2区・2丁目、羽黒町1区・2区・3区・4区・5区、鳴滝町1区・2区、木折町1区・2区、井鼻1区・2区・3区・4区、久田
西越地区	沢田、藤巻、神条、吉川、滝谷、柿木、馬草、乙茂、大寺、上中条
中越地区	駅前、大門、川西1区・2区・3区、川東、てまり団地、松本、山谷、大釜谷、小釜谷、深町、別ヶ谷、立石、中山、米田、上小竹、下小竹、上野山、まつもと団地
八手地区	桂沢、吉水、船橋、稲川、田中、市野坪、豊橋、常楽寺、小木、相田

イ 被害の全体像の把握

町は、収集した情報を情報源別、地域別、被害種別等に整理して、被害の全体像を迅速に把握する。

ウ 避難所情報の収集

町は、指定避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況及び必要とされる物資等の情報を収集する。

(2) 県等関係機関への報告

町は、それぞれの所管事項に関して把握した被害状況、応急対策活動の状況及び災害対策本部の設置状況等を県及び柏崎市消防本部、警察署等防災関係機関に逐次報告する。

4 収集する情報の種類

収集する情報の種類の主なものは、次のとおりである。

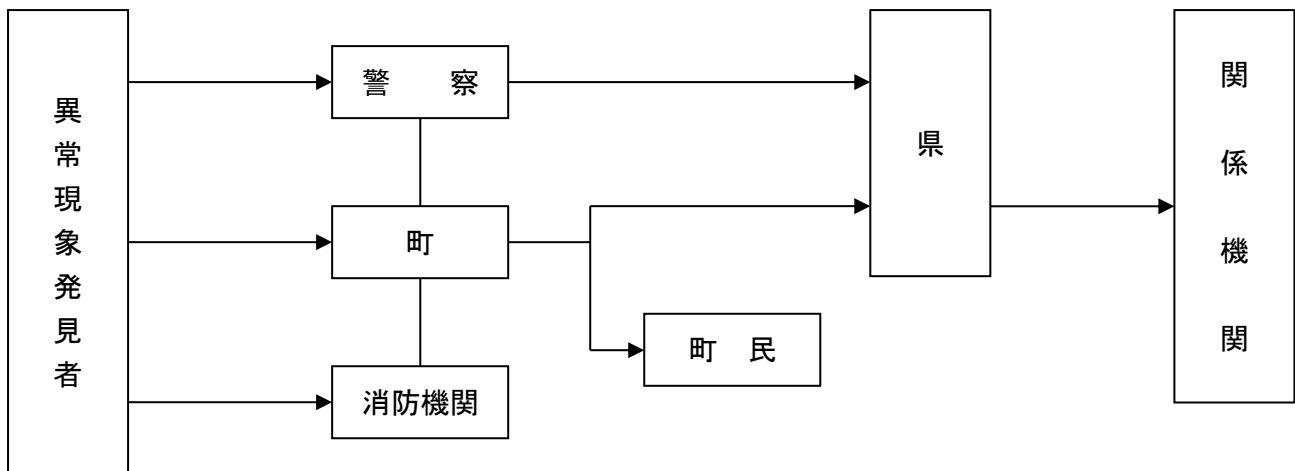
なお、災害発見者等から被災等の連絡があった際は、その者の住所氏名を確認しておくものとする。

- (1) 避難の状況
- (2) 人的被害状況（死亡者・傷病者・行方不明者）
- (3) 家屋・建物の被害状況（全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）
- (4) 避難指示等、避難所設置の状況
- (5) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (6) ガス、水道、電気等の生活関連施設の運営情報
- (7) 防災関係機関の防災情報等発表時の応急対策の実施状況
- (8) 情報の変容・流言等の状況
- (9) 住民生活・社会経済活動等の状況

5 異常現象を発見した者の通報

災害発生に関する異常現象を発見した者は、町、警察署、消防機関等最も通報に便利なものに速やかに通報するものとする。

異常現象発見者の通報系統



6 町民等への広報

町は、把握した災害による被害の状況及び応急対策活動の実施状況等を町民等に広報する。

第8節 広報計画

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に関する情報を積極的に収集し、災害発生が予想される場合は、避難指示等をはじめとする防災に関する情報を広報し、町民等の安全を確保する。

災害発生後は、避難、救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、民心の安定を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 高齢者、障害者等地域の要配慮者へ災害に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫するとともに、視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と文字を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

イ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

ウ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

(3) 降雪期の対応

雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう、多様な広報手段を活用する。

2 広報手段

町は、災害広報にあたっては、多様な広報手段を積極的に活用するとともに、災害による広報手段の機能喪失を想定して代替機能の確保に努める。

- (1) 防災行政無線
- (2) スマートフォン等のSNS等の通信機能
- (3) ホームページ
- (4) 広報紙、チラシ
- (5) 広報車及び消防団車両
- (6) 職員、自主防災組織又は消防団等による訪問
- (7) 警察、消防本部車両による広報依頼
- (8) テレビ局、ラジオ局への報道依頼
- (9) コミュニティ放送局への報道依頼
- (10) 県総合防災情報システムを通じた災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達者（放送事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

3 広報活動

災害の各段階における広報事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象状況等により注意喚起が必要な段階
 - ア 気象予報、警報・注意報等の内容
 - イ 道路交通情報
 - ウ その他必要な事項
- (2) 風水害の発生が予想される段階
 - ア 気象予報、特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報（前ぶれ注意情報を含む。）、竜巻注意情報等の内容
 - イ 予想される災害の種類及び地域
 - ウ 避難指示等又は避難できない場合の近隣の安全な場所への一時避難や垂直避難等安全確保措置の指示
 - エ 指定避難所の指示及び開設状況
 - オ 道路交通情報
 - カ 避難行動要支援者支援の呼びかけ
 - キ 自主避難時の持ち出し品
 - ク 避難途上での注意事項及び二次災害防止情報
 - ケ その他必要な事項
- (3) 災害発生直後（災害発生後概ね3～4時間以内）
 - ア 災害発生状況（震度、原子力発電所の状況等含む。）及び被害状況
 - イ 避難指示等又は避難できない場合の近隣の安全な場所への一時避難や垂直避難等安全確保措置の指示
 - ウ 避難指示等の対象地域
 - エ 指定避難所の指示及び開設状況
 - オ 避難途上での注意事項及び二次災害防止情報
 - (ア) 出火防止及び初期消火
 - (イ) 未確認情報による混乱の防止（落ち着いて行動するよう呼びかける。）
 - オ 通行不可能な避難路
 - カ 救助救出活動への協力及び要配慮者支援の呼びかけ
 - キ 降水量及び河川水位等に関する情報
 - ク 水防対策活動の進捗状況
 - ケ 災害対策本部の設置状況
 - コ 救護所の開設状況
 - サ その他民心の安定のために必要な情報
- (4) 災害応急対策初動期（災害発生後概ね2日以内）
 - ア 継続中の避難指示等
 - イ 指定避難所の開設状況
 - ウ 医療、救護、衛生及び健康に関する情報
 - エ 給水・炊き出しの実施及び物資の配給

- オ 水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設の被害状況及び復旧状況
 - カ 道路交通情報及び公共交通機関の運行状況
 - キ 防犯その他民心の安定及び社会秩序維持のため必要な事項
 - ク 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、被害の状況、他市町村からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を随時わかりやすく説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける
 - ケ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報
- (5) 災害応急対策本格稼働期（災害発生後概ね3日以降）
- ア 消毒、衛生、医療救護及び健康（こころのケアを含む。）に関する情報
 - イ 小中学校、認定こども園、保育園の再開予定
 - ウ 応急仮設住宅への入居
 - エ その他必要な情報
- (6) 復旧対策期
- ア 罹災証明書の発行
 - イ 義援金の配分、生活再建支援金の支給及び生活再建資金の貸付け
 - ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - エ その他生活再建に関する情報

4 広聴活動

町は、災害発生時には、次のとおり被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに、災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く町内外に求め、災害対応の参考とする。

- (1) 被災住民からの相談、要望等の受付
- (2) 自主防災組織（集落）からの相談、要望等の受付
- (3) 被災者のための相談窓口の設置（県その他の関係機関による設置を含む。）
- (4) 相談員による避難所の巡回

5 防災関係機関が行う広報

他の関係機関との緊密な連絡の下に広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、各機関の所管する事項について随時適切な広報活動を実施する。

6 報道機関による広報

- (1) テレビ局、ラジオ局への報道依頼

町は、大規模な災害が発生し、防災行政無線等の通信手段が使用できない場合又は町民等の生命、身体に危険が及ぶため情報の伝達に緊急を要する場合には、テレビ局及びラジオ局に放送を要請する。

- ア 緊急放送の要請

町は、災害のため防災行政無線もしくはスマートフォン等のSNS等の通信機能により町民等に対し緊急の避難の呼びかけができない場合又は著しく困難な場合は、災

害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に対し、河川の氾濫、土砂災害、火災の延焼、危険物の流出等、町民等に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の町民等に対する緊急の避難の呼びかけの緊急放送を、県を通じて要請する。

イ その他緊急を要する情報の提供

町が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段により、避難指示等の発令及び解除を伝達する。

(2) コミュニティ放送局への報道依頼

町は、コミュニティ放送局と協定の締結を進め、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、被害情報や避難指示等の発令状況を提供して放送を要請する。

7 町民等からの問い合わせに対する対応

(1) 被災者の安否情報の照会

被災者の安否情報を照会しようとする者（以下「照会者」という。）は、町に対して次の事項を明らかにして行う。

ア 照会者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

(2) 照会者の本人確認

町長は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード等により照会者の本人確認を行う。

(3) 被災者の安否情報の回答

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

(4) 提供することができる情報

ア 照会者の区分に応じた提供情報

町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、次の場合の区分に応じて、それぞれに定める照会に係る被災者の情報を提供することができる。

(ア) 照会者が当該照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合

a 居所

b 負傷又は疾病の状況

c 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(イ) 照会者が当該照会に係る被災者の親族（アに掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合

- ・ 負傷又は疾病の状況

(ウ) 照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合

- ・ 保有している安否情報の有無

イ 提供に同意している情報

町は、アにかかわらず、当該照会に係る被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

(5) 被災者に関する情報の収集

町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(6) 個人情報の管理の徹底

町は、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第9節 町民等避難計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。
- イ 豪雨、暴風等による気象状況において災害発生が予想される場合は、災害情報の収集に努めるとともに、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。
- ウ 町民等は、気象情報や町等の広報に注意し、異状を発見した場合は、直ちに町、消防等に通報するとともに、身に危険を感じた場合は、地域住民等とともに自主的に避難する。
- エ 河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、速やかに当該地区の町民等に避難指示等を発令するとともに、消防団、警察の協力を得て、避難者の誘導にあたり、必要に応じて県に応援を要請する。
- オ 避難指示等が発令された場合は、行政区等の単位で行動し、避難誘導や避難地での生活に際し、要配慮者等に配慮するものとする。
- カ 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- キ 危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の喚起に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難、誘導を行うとともに、要配慮者が避難先で必要なケアを受けられるよう手配する。
- イ 情報伝達に制約がある要配慮者は、高齢者等避難発令時等、一般の町民等よりも早く情報の伝達漏れや避難できずに残っている者がいないか点検するとともに、移動が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

(3) 降雪期の対応

- ア 避難所における暖房器具等の確保を図るとともに、確実な通信手段を確保し、避難指示等の伝達を行うものとする。
- イ 降雪期は、特に足場が悪く積雪により避難行動に制約を受けるため、避難行動要支援者の避難支援について、行政区等の協力を求める。

(4) 広域避難への対応

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、避難者の受入れについて他の市町村と協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施

町長（本部長）は、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない状況になった場合は、高齢者等避難を発令する。

また、人的被害の発生する可能性が高まった状況や、気象情報等によって、過去の災害発生例、地形等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を行うことが予想される場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等を行うとともに、必要に応じて関係機関に町民等の避難誘導への協力を要請する。

なお、町長が避難指示等を行うことができないとき、あるいは町長から要求があつたときは、次表のとおり警察官等が避難指示等を行う。

(1) 避難指示等の実施者

区分	実施者	根拠法令
高齢者等避難	町長	災害対策基本法第 56 条
避難指示	町長	災害対策基本法第 60 条
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。）	自衛隊法第 94 条
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条及び地すべり等防止法第 25 条
緊急安全確保	町長	災害対策基本法第 60 条
	知事	災害対策基本法第 60 条
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第 61 条

(2) 避難指示等の発令基準

町は、次のような事態になったときに避難指示等を発令する。

なお、必要に応じて、避難指示等の対象地域、判断時期等について、県に助言を求めることができる。

ア 高齢者等避難

(ア) 土砂災害前ぶれ注意情報が発表されたとき

(イ) 大雨警報発表中において、おおむね 7 時から 21 時の間に 3 時間先までの雨量の予測又は実測値が時間雨量 20mm 又は積算雨量 100 mm かつ時間雨量 10mm 以上に達し、3 時間以降の雨量が時間雨量 30mm 又は積算雨量 100 mm かつ時間雨量 10mm 以上になると予想される時

(ウ) 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない状況になったとき

(エ) 台風の接近等、気象予報等により、このまま推移すると災害が発生する危険性が高いと判断したとき

イ 避難指示

- (ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (イ) 3時間先までの雨量の予測又は実測値が時間雨量 40mm 又は積算雨量 200 mmかつ時間雨量 10mm 以上に達したとき
- (ウ) 土砂災害前ぶれ注意情報発表中において、おおむね7時から21時の間に3時間先までの雨量の予測又は実測値が時間雨量 30mm 又は積算雨量 100 mmかつ時間雨量 10mm 以上に達し、3時間以降の雨量が時間雨量 40mm 又は積算雨量 200 mmかつ時間雨量 10mm 以上になると予想される時
- (エ) 震度4以上又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じ、気象庁から津波に関する気象警報が発表されていないとき
- (オ) 津波注意報が発令されたとき（海岸付近のみ）
- (カ) 河川がはん濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき
- (キ) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- (ク) 河川の上流が水害を受け、下流地域に危険があるとき
- (ケ) 火災が拡大するおそれのあるとき
- (コ) 爆発のおそれがあるとき
- (サ) 巡視等により土砂災害の前兆現象又は地すべり、がけ崩れ、土石流等発見され、著しい危険が切迫しているとき
- (シ) その他町民等の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

ウ 緊急安全確保

- (ア) 特別警報が発表されたとき
 - (イ) 土砂災害警戒情報発表中において、3時間先までの雨量の予測又は実測値が積算雨量 300 mmかつ時間雨量 10mm 以上に達したとき
 - (ウ) 土砂災害警戒情報発表中において、おおむね7時から21時の間に3時間先までの雨量の予測又は実測値が時間雨量 40mm 又は積算雨量 200 mmかつ時間雨量 10mm 以上に達し、3時間以降の雨量が積算雨量 300 mmかつ時間雨量 10mm 以上になると予想される時
 - (エ) 大津波警報又は津波警報が発令されたとき（海岸地区のみ）
 - (オ) 津波注意報が発令され、著しい危険が切迫しているとき（海岸付近のみ）
 - (カ) その他町民等の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき
- (3) 高齢者等避難の内容

町は、高齢者等避難を発表する場合、次の事項を明確にして町民等の円滑な協力を得るように努める。

ア 予想される災害の種類

イ 災害が予想される地域

ウ 指定避難所の開設状況

エ 道路交通情報

オ 避難時の注意事項

- (ア) 家屋の戸締まりをすること

- (イ) 火の始末をすること
 - (ウ) 自主避難時は、原則として食事、着替え等避難生活に必要な物資等を用意すること
 - (エ) 警察官、消防団員、消防職員、町職員の避難誘導があるときは、その指示に従うこと
 - (オ) 避難行動要支援者の避難を支援すること
 - (カ) その他避難に関して必要な事項
- (4) 避難指示等の内容
- 避難指示等を実施する者は、避難対象となる町民等に対し、次の事項を明確にして避難指示等を行い町民等の円滑な協力を得るように努める。
- ア 避難対象地域
 - イ 避難理由
 - ウ 指定避難所の開設状況
 - エ 避難経路
 - オ 避難時の注意事項
 - (ア) 家屋の戸締まりをすること
 - (イ) 火の始末をすること
 - (ウ) 携帯品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること
 - (エ) 警察官、消防団員、消防職員、町職員の避難誘導があるときは、その指示に従うこと
 - (オ) 隣近所に声をかけ合って集団で行動すること
 - (カ) 避難行動要支援者の避難を支援すること
 - (キ) その他避難に関して必要な事項
 - カ 避難できない場合の近隣の安全な場所への一時避難や垂直避難等屋内での待避等の安全確保措置に関すること
- (5) 避難指示等の伝達
- 避難指示等の伝達は、以下の方法で実施する。
- ア 災害情報共有システム（Lアラート）の活用や防災行政無線及びスマートフォン等のSNS等の通信機能等で当該地域の町民等に速やかにその内容の周知徹底を図るとともに、避難の安全を確保するために必要と認める機関に連絡する。
 - イ 避難行動要支援者への避難指示等にあたっては、消防団、行政区等を通じて確実に伝達する。
 - ウ 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。
- (6) 避難指示等の解除
- 町長は、浸水等の危険が去り、かつ被害を免れ、又は被害が軽微で避難の必要がなくなったと認めるときは速やかに関係機関と協議のうえ、避難している町民等に対して直ちにその旨を公示する。

(7) 報告等

ア 知事への報告

避難指示等を発令したとき若しくは解除したとき又は警察等から避難指示等を行った旨の通知を受けたときは、速やかに、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を県総合防災情報システム等により知事に報告する。

イ 関係機関への連絡

避難指示等を行ったとき又は解除したときは、必要に応じ、与板警察署、柏崎市消防本部、消防団長及びその他防災関係機関にその旨を連絡する。

3 避難行動

(1) 自主避難

ア 指定避難所への自主避難

(ア) 開設要請

町民等は、危険の切迫又は現実の被災により、指定避難所へ自主的に避難しようとする場合、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ次の事項を伝えて指定避難所の開設を要請する。

- a 避難代表者の氏名、住所、行政区、連絡先
- b 避難を必要とする状況
- c 避難世帯数及び避難者数

(イ) 指定避難所への自主避難

指定避難所へ自主避難する者は、できるだけ隣近所でまとまって行動し、避難行動要支援者の避難を支援する。

なお、自主避難先での食事及び着替え等は、原則として自主避難者が準備するものとする。

イ 指定避難所以外への自主避難

指定避難所以外に自主避難する町民等は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。

また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心がけるものとする。

ウ 津波からの自主避難

町民等は、津波に関する警報、注意報が発表される前においても、強い揺れ（震度4以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。

(2) 高齢者等避難

ア 自主避難者及び避難行動要支援者は、指定避難所への避難行動を開始する。

イ 通常の避難行動ができる者は、家族等との連絡、必要最小限度の非常用持ち出し品の用意等、避難の準備を開始する。

ウ 自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等は、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者避難支援計画（全体計画、個別計画）に基づき、避難行動要支援者の避難支援活動を開始する。

(3) 避難指示

ア 通常の避難行動ができる者は、指定避難所への移動を開始する。

イ 避難をするいとまがない者は、近隣の安全な場所への一時避難や垂直避難等生命を守る最低限の行動をとる。

(4) 緊急安全確保

ア 高齢者等避難又は避難指示に従い避難中の者は、確実な避難行動を継続する。

イ 避難を開始していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、近隣の安全な場所への一時避難や垂直避難等生命を守る最低限の行動をとる。

(5) 避難にあたっての留意事項

避難及び避難誘導にあたっては、次の事項に留意する。

ア 火災の発生を防止し、出火した場合は自身の安全を確保したうえで直ちに初期消火にあたる。

イ 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。

ウ 避難する際は、隣近所で声をかけ合って集団で行動する。

エ 指定避難所以外の場所に避難する場合は、町に連絡先を連絡する。

オ 避難する場合は、その時点で最も安全な道路を使う。

(6) 屋内での待避等の安全確保措置の指示

自宅が安全な場合、又は避難途上による二次災害が予想される場合等は、無理に避難せず、自宅待機や近隣の安全な場所への一時避難及び垂直避難等生命を守る最低限の行動をとる。

(7) 警戒区域の設定

災害応急対策に従事する者以外の者は、警戒区域に立ち入らず、又は警戒区域から退去する。

4 避難誘導

(1) 町民等の避難誘導

町民等の避難誘導は、町職員が自主防災組織、消防団員、地域住民、警察官、消防職員等の協力を得て行い、必要に応じて県に応援を要請する。

(2) 施設における避難誘導

学校、社会教育施設、社会福祉施設、観光施設等の管理者は、あらかじめ定めた安全な方法により生徒等、通院患者、施設入所者、旅行者等を避難誘導する。

5 移送

町は、自力で避難できない避難者を確認した場合は、防災関係機関の協力を得て車両、ヘリコプター等で移送する。

また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送するものとする。

6 広域避難

町長は、災害が発生し、被災者の生命、身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、広域避難が必要であると認めるときは、被災者の受入れについて、県の協力により、受入先市町村と調整して広域避難を実施する。

(1) 広域避難の協議

ア 県内他市町村との協議

町は、県内の他の市町村へ受入れについて協議するときは、直接当該市町村長と直接協議する。

イ 県外他市町村との協議

町は、県外の他の市町村へ受入れについて協議するときは、知事に対し、他の都道府県の知事と協議するよう求める。

(2) 知事に対する助言の求め

町長は、必要に応じて、知事に対し、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言を求める。

7 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

区分	実施者	基準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	町長	町民等の生命・身体を保護する	災対法 63 条 1 項
	警察官	町長もしくはその委任を受けてその職権を行う職員がいないとき又はこれらの者から要求があったとき	災対法 63 条 2 項
	自衛官	町長もしくはその委任をうけてその職権を行う職員がいないとき	災対法 63 条 3 項
水防上緊急の必要がある場所での警戒区域設定権	消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図る	水防法 21 条 1 項
	警察官	消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がその場にはいないとき又はこれらの者から要求があったとき	水防法 21 条 2 項

区分	実施者	基準	根拠法令
火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	消防吏員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る	消防法 28 条 1 項
	警察官	消防吏員又は消防団員が火災等の現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	消防法 28 条 2 項

(2) 知事等に対する助言の求め

町長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求める。

(3) 知事による警戒区域の設定の代行

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。

(4) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展開等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

(5) 警察官等の措置

警察官又は自衛官は、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

(6) 避難所への受入れ

町は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った町民等がある場合は、必要に応じて避難所を開設して受け入れ、必要な支援を提供する。

第10節 避難所等運営計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害により避難者の救助、収容が必要な場合は、速やかに指定避難所を開設し、避難所開設・運営マニュアルに沿って円滑な避難生活が送れるように運営する。
- イ 地域住民、民生委員・児童委員、町消防団等の協力を得て、指定避難所を開設・運営するものとし、避難者は、相互扶助の精神により自主的に秩序ある行動で避難所運営に協力する。
- ウ 運営にあたっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全等に十分に配慮することとし、安全、保健、衛生、保安、プライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、夜泣き対応のための部屋等を確保するなど、避難生活が快適に送れるよう留意する。
- エ 指定避難所は、町民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。
- オ 避難に関する情報の発出がなくても、町民等が指定避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は、速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。
- カ 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。

(2) 要配慮者への配慮

- ア 情報伝達は音声と掲示を併用し、手話通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮するとともに、地域の事情に不案内な外来者等については道路状況等の必要とされる情報提供を行う。
- イ 保健師・看護師の配置、巡回により避難者の健康管理に努め、指定避難所での生活が困難と判断される要配慮者には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所を勧めるものとする。
- ウ 福祉施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図るとともに、障害者、高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。
- エ 町は、指定避難所施設内の段差解消等バリアフリー化に努める。

(3) 降雪期の対応

- 全避難者を屋内に収容するものとし、指定避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- なお、指定避難所においては暖房器具、採暖用具の配置、暖かい食事の早期提供に配慮する。

(4) 避難所外避難者に対する対応

- ア 指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）の状況を地震発生後3日以内に把握し、食料、物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

イ 避難所外避難者の状況把握・支援の体制を整備するとともに、自動車内で生活する避難者に対し、エコノミークラス症候群予防のための注意喚起広報を行う。

2 指定避難所の開設

町は、災害が発生又は発生する恐れがある等により、避難所の開設が必要となった場合、あらかじめ指定した既存施設（学校、公民館、その他の指定施設）を、災害ごとの優先度順に、指定避難所を開設する。

なお、これらの施設が利用できない場合には、民間の施設を緊急指定して利用するなどして避難者を収容するものとする。

(1) 開設準備

町は、次の基準に達した場合、指定避難所に町職員を派遣して、いつでも開設できるよう準備する。

ア 3時間先までの雨量の予測又は実測値が時間雨量 30mm 又は積算雨量 100 mmかつ時間雨量 10mm 以上に達したとき

イ 震度 3 を観測したとき

(2) 指定避難所の開設基準

町は、次の基準に達した場合、指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。

ア 避難指示等を発令したとき

イ 震度 4 を観測したとき

ウ 町民等から自主避難のための開設の要請があったとき

エ その他町長が必要と認めたとき

(3) 施設管理者への通知

町は、指定避難所を開設する場合、その旨を施設管理者に通知するとともに、建物に被害がなく、すでに避難者が到着している場合は、避難者の一時受入れを依頼する。

なお、町で鍵を管理している指定避難所において、早急に開設する必要があり、施設管理者に通知するいとまがない場合は、開設後、報告するものとする。

(4) 避難者の一時受入れ

ア 安全確認及び一時受入れ開始

指定避難所に派遣された町職員（以下「避難所職員」という。）は、災害発生後に避難者を指定避難所で一時受入れする場合、二次災害防止のため、施設職員の協力を得て建物の安全を確認したうえで、すでに到着している避難者がいる場合は、改めて場所割りすることを避難者に伝え、避難者を一度に収容できる部屋への一時受入れを開始する。

なお、異常が発見された場合は、立入禁止措置をして町に報告するとともに、すでに避難者が到着している場合は、町の指示により、他の指定避難所への誘導等必要な措置をとる。

イ 町への報告

避難所職員は、施設の安全確認結果及び従事している避難所職員、施設職員数を電話等で町に連絡する。

なお、すでに一時受入れを開始している場合は、おおよその避難者数も併せて報告する。

ウ 町民等への広報等

町は、指定避難所の安全が確認できたときは、一時受入れの開始及び受入れ場所等を防災行政無線、スマートフォン等のSNS等の通信機能、ホームページ、広報車等により町民等に広報する。

なお、指定避難所の開設を同時に行った場合は、開設日時、場所及び開設期間を県総合防災情報システム等により県に報告するとともに、必要に応じて防災関係機関に報告する。

(6) 施設機能の確認

ア 施設設備の確認及び応急措置

避難所職員は、施設職員と協力して電気、水道、ガス、冷暖房設備、トイレ設備及び電話、FAX、インターネットの通信機器等の使用確認をし、使用できない場合、施設にある次の代替機能等により応急措置を実施する。

- (ア) 発電機（灯光器）
- (イ) 災害用自動販売機
- (ウ) 救急シート及び毛布
- (エ) 簡易トイレ
- (オ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）

イ 利用場所の確保

避難所職員は、施設職員の協力を得て、あらかじめ許可を受けている場所を、次の事項に留意しながら用途別に利用場所を確保し、避難者にわかりやすく表示する。

- (ア) 要配慮者の居住空間
- (イ) 授乳室、女性用更衣室、管理室等プライバシー保護及び男女の視点を考慮した場所割り
- (ウ) 愛玩動物の飼育場所

ウ 物資等の確認

避難所職員は、指定避難所に備蓄されている物資等を確認して、次の分類及び品目ごとに管理し、避難所運営に必要な物資を把握する。

(7) 避難者受付の設置

避難所職員は、避難者受付を設置して、指定避難所に入所する避難者から世帯単位で氏名、住所等を記入する避難者名簿の作成を依頼する。

(8) 指定避難所の開設報告

ア 町への報告

避難所職員は、全ての確認等が終了し、指定避難所を開設した場合、開設日時、場所、避難者数、施設の状況及び必要な物資等をFAX等で町に報告する。

イ 県への報告

町は、アの報告を受けた場合、開設日時、場所及び開設期間を県総合防災情報システム等により県に報告するとともに、必要に応じて防災関係機関に報告する。

(9) 指定避難所として開設できない場合の措置

町は、施設が被害を受けた場合、早急に応急復旧措置を講じるとともに、早期復旧の見込みがなく、避難生活を送るに適していないと判断した場合、その施設の使用を中止し、一時受入れしている避難者を他の指定避難所に誘導する。

3 福祉避難所の開設

(1) 指定避難所からの誘導

町は、必要があると認めるときは、施設への緊急入所を要しない程度で障害者等、指定避難所での共同生活が難しい要配慮者のために、あらかじめ指定された福祉避難所を開設し、社会福祉協議会やボランティア等の協力により指定避難所からの誘導を図る。

(2) 県への支援要請

町は、町が開設する福祉避難所で対応しきれないときは、県に対し、他市町村における福祉避難所施設のあっせん又は旅館、ホテルを含めた福祉避難所の開設を要請する。

(3) 人員配置及び資機材の配備

町は、福祉避難所に避難する高齢者や障害者等の介護のために必要な人員を配置し、資機材を配備する。

(4) 医療機関への転送等

町は、指定避難所及び福祉避難所での生活が困難な傷病者、障害者、高齢者等に対し、医療機関への転送や社会福祉施設等への緊急入所を勧める。

4 指定避難所の運営

町は、社会福祉協議会、ボランティア及び避難者等の協力を得ながら、7日間を目途に指定避難所を運営する。

なお、避難の長期化が予想される場合には、状況に応じて避難者主体による運営体制に移行するよう努めるものとする。

(1) 避難所運営における主な活動及び留意事項

ア 避難人員の実態把握

(ア) 避難者の入退所管理

避難者が作成した避難者名簿をもとに避難者台帳を作成して、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。

(イ) 要配慮者の実態把握及び適切な措置

指定避難所での生活が難しいと判断される障害者等要配慮者の実態を把握し、必要に応じて医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 町への活動報告

指定避難所の運営状況及び避難者を毎日記録し、町の定めるところにより定期的に報告する。

ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは、その都度報告する。

ウ 衛生及び健康対策

(ア) 施設の衛生管理

施設職員と協力し、施設の清掃等衛生管理に努める。

(イ) 食事の衛生管理

消毒、炊き出し時の加熱調理及び食材管理等、食中毒対策を講じる。

(ウ) ごみ、し尿処理

ごみの分別を周知するとともに、臨時的、優先的に収集、処理にあたる。

(エ) 避難者の栄養及び健康への配慮

a 保健師、管理栄養士の配置又は巡回により避難者の健康、栄養管理に努める。

b 冷暖房設備の確保により避難者の健康管理に努める。

(オ) 愛玩動物の適正な飼育

適正な飼育指導等行うとともに、必要に応じて県又は県が設置する動物救済本部に支援を要請する。

エ 物資等の管理

避難所のニーズを把握し、必要な物資等を調達するとともに、適正な在庫管理に努める。

オ 避難所運営体制の構築

避難所管理責任者の決定及び避難所業務従事者の役割分担を明確化し、避難所運営体制を構築する。

カ 避難者に対する正確な情報伝達

テレビ、ラジオ、防災行政無線戸別受信機等の設置、新聞、広報紙、チラシの配布等、避難者が正確な情報を収集できる環境を整備する。

キ 避難者心得等の掲示及び混乱の防止

ごみ処理、洗濯、入浴、等生活上のルールやその他避難所の秩序維持に必要なと思われる事項を定めて掲示し、秩序ある避難所運営に努める。

ク 避難者の安心確保及びプライバシー保護

更衣室や授乳室、男女別の物干し場の設置や巡回警備等による避難所における安全性の確保など、男女共同参画の視点に立ち、女性及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

ク コミュニティの維持

行政区等单位での班編成及び役割分担等コミュニティの維持に努める。

ケ 感染症対策

(ア) 避難者1人あたり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。

また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。

(イ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ウ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

コ 熱中症対策

気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

サ 防犯対策

男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

シ 入浴施設の設置

入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

ス 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

(ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

(イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

(ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。

(エ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。

(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場の運営に努める。

(キ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ク) 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

また、トイレは仮設も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。

(2) 避難所運営職員の派遣要請

町は、町職員だけでは避難所の運営が困難であるときは、県等に対し職員の派遣を要請し、又は他市町村による職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 災害ボランティアセンターとの連携

町は、指定避難所の避難者数や避難者のニーズ等の情報を提供し、指定避難所の運営支援のためボランティアの派遣を求めるなど、災害ボランティアセンターと連携して避難所の運営にあたる。

(4) 報道機関の立入制限等

町は、避難者のプライバシーの保護に配慮し、必要に応じて、指定避難所における報道機関の取材、撮影又は立入りを制限する。

5 避難所等における相談業務

町は、県及び関係機関と相互に協力し、庁舎又は指定避難所に町保健福祉課を中心とする臨時相談所を設置し、人心の安定を図るものとする。

6 指定避難所の統合、廃止

(1) 指定避難所の早期解消

町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指定避難所の統合、廃止

町は、指定避難者の減少状況や住宅支援対策の進行状況等を勘案し、指定避難所の統合又は廃止を決定する。

(3) 県への報告

町は、指定避難所を統合し、又は廃止したときは、県に報告する。

7 避難所外避難者の支援

指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）の状況を災害発生後3日以内に把握し、必要な支援を実施する。

(1) 避難所外避難者の把握及び情報提供

ア 避難所外避難者の把握

町は、自主防災組織や消防団等の協力を得て、また必要に応じて県に支援を要請して、避難所外避難者の避難場所、避難者数、支援の要否及び必要な支援の内容等を調査する。

イ 要配慮者に関する情報の提供

自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会や介護保険事業者などの福祉関係者は、町が開設した指定避難所以外の場所に避難した要配慮者の所在や安否の確認に努め、把握した情報を町へ提供する。

(2) 避難所外避難者に対する支援

町は、自主防災組織や消防団等の協力を得て、避難所外避難者に対し、正確な情報の伝達、食料、飲料水、生活必需品等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施やエコノミークラス症候群の予防を含めた健康指導及び指定避難所の開設情報の提供等必要な支援を行うことにより、生活環境の確保が図られるよう努める。

第11節 輸送計画

【実施担当】 総務部・救災部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 被害の状況、交通状況を把握し、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点を明確にした輸送体制を確保する。

イ 輸送活動の優先順位を定め、人命救助や被害の拡大を防止する。

(ア) 総括的に優先されるもの

- a 人命の救助及び安全の確保
- b 被害の拡大防止
- c 災害応急対策の円滑な実施

(イ) 災害発生後の各段階において優先されるもの

a 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (a) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- (d) 行政区等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (e) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

b 第2段階（応急対策活動期）

- (a) 第1段階の続行
- (b) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
- (c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

c 第3段階（復旧活動期）

- (a) 第2段階の続行
- (b) 災害復旧に必要な人員、物資
- (c) 生活用品
- (d) 郵便物
- (e) 廃棄物の搬出

(2) 降雪期の対応

ア 各施設の管理者は、降雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪、排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 車両等の調達及び管理

町は、災害発生後の混乱の中で限られた輸送車両や輸送要員の効率的な運用を図るため、車両の調達及び管理体制を確立する。

(1) 車両等の調達

ア 協定先企業からの調達

町が所有又は管理する車両だけでは緊急輸送車両が不足し、災害対策の実施に支障があると認める場合は、車両の種類及び台数、借上げ期間、輸送を必要とする経路、及びその他必要な事項を明らかにして、あらかじめ災害時応援協定を締結した民間企業（以下「協定先企業」という。）から車両を調達する。

イ 県等への要請

協定先企業から調達不能又は不足の場合は、県、他市町村、関係機関、輸送業者等に要請する。

なお、町では円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、運転手の確保等輸送体制自体を要請する。

(2) 車両の管理

ア 車両の配車

各部の要請に応じ、運転者を調整して配車する。

イ 受入体制の確保

車両及び運転者の確保を要請したときは、輸送の受入体制を確保するため、車両等の提供先及び各部との連絡調整を図る。

3 緊急輸送ネットワークの確保

町は、災害時の緊急輸送活動を円滑に実施するため、次の要領で緊急輸送ネットワークを確保する。

(1) 町内の緊急輸送路確保

ア 被災状況の情報収集

道路パトロールを実施するほか、他の道路管理者及び町民等からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて、県が指定している緊急輸送道路を最優先に情報収集する。

イ 使用可能な緊急輸送路の把握及び連絡

被災状況確認により得た情報をもとに、災害対策本部、町内に開設した避難所、救護所又は物資集配拠点等に通じる路線（以下「緊急輸送路」という。）を把握し、県、県警察、消防本部並びに関係機関に連絡する。

(2) 臨時ヘリポートの確保

発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。

4 交通規制対策

町は、道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察および関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

(1) 交通規制の実施

町の管理する道路において、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路法46条1項により、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

(2) 迂回路の設定

関係機関と調整して迂回路を設定し、誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

(3) 交通規制箇所の広報

交通規制を実施した場合、危険箇所の表示、う回の指示、交通情報、車両の使用の抑制その他運転者にとるべき措置等について、危険防止及び混雑緩和のため町民等に広報する。

(4) 施設の緊急点検

橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

5 道路啓開

町は、県警察、消防団、他の道路管理者及び建設業者等と協力し、緊急輸送路を中心に2車線（やむを得ない場合は部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。）の車両走行帯を啓開し、道路機能を確保する。

(1) 道路上の障害物の撤去

ア 障害物の除去等

建設業者の協力のもと、各道路管理者と連絡を取り合い、道路上障害物の除去及び簡易な応急復旧作業を行う。

また、状況に応じて、県警察、消防団等に協力を要請する。

イ 仮集積場への集積

除去した障害物は、あらかじめ仮集積場として定めた場所に集積する。

ウ 車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定し、運転手等に対し車両の移動命令を行う。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(2) 応急復旧

路上障害物の撤去の後、引き続き緊急輸送路の機能回復を優先に迅速に実施する。

また、集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

(3) 自衛隊の派遣要請の依頼

町長は、被災状況により道路啓開にかかる自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

第12節 消火活動計画

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、町民等の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

接近住民、行政区、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、要配慮者の身の安全を確保するとともに、安全な避難誘導に努める。

(3) 降雪期の対応

ア 町民・事業所の対応

消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

イ 地域の対応

近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、平常時から除雪に協力する。

ウ 消防団の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 積雪地においては、除雪車を保有する機関・事業者等に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、町民等と協力して消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

エ 惨事ストレス対策

消火活動を行う消防団等は、惨事ストレス対策の実施に努める。

2 火災対策

(1) 初期消火

町民等は、家庭及び職場等において、次により出火防止及び発生火災の初期消火に努めるとともに、火災が発生した場合は、速やかに柏崎市消防本部に通報しなければならない。

ア コンロ、暖房器具等の火気を遮断する。

イ 電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。

ウ 出火した場合は、自らの安全が確保できる範囲内で、近傍の者（消防団員、自主防災組織等）と協力し、消火器等により初期消火にあたる。

(2) 消火活動

消火活動については、消防団長があらかじめ定めた出動マニュアルに基づき、出動するものとし、火災現場においては、消防長及び消防署長の総括的な統制の下に火災防衛活動にあたる。

ア 消防団出動要請

町は、防災行政無線等により、消防団に出動を要請する。

イ 参集及び出動

(ア) 消防団員の参集

消防団員は、火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団詰所等に参集するとともに、消防資機材等を準備して出動する。

(イ) 町職員の参集

a 町担当職員は、火災現場に参集し、情報収集等にあたる。

b あらかじめ参集すること定められた町職員は、役場に参集し、情報収集及び通報対応等にあたる。

ウ 消火活動

消防団は、消防署の消防部隊が到着するまでの間、次の事項に留意しながら現場指揮本部の指揮に従い、自主防災組織と協力して、人命の安全確保を最優先にした迅速かつ効果的な消火活動等にあたることとし、消防部隊の到着後は、協力して消火活動等にあたる。

(ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。

(イ) 火災の規模に比べ消防力が劣勢であり、延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保を考慮した消防活動を行う。

(ウ) 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、町民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を実施する。

(エ) 消防水利は、水量が豊富な消火栓、河川等の自然水利、プール及び防火水槽等を活用する。

エ 警戒区域の設定

消防団は、火災が発生し、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る。

3 広域応援の要請

(1) 自衛隊の災害派遣要請の依頼

町長は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できないと判断した場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼し、必要な消火体制を確保する。

(2) 応援部隊の受入体制

町及び消防団は、応援の消防隊又は自衛隊の派遣が確定した場合は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう次のとおり受入体制を準備する。

- ア 連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画の協議、調整
- ウ 図面等必要な資料や資機材等の準備
- エ ヘリポート、駐車場等受入施設の確保
- オ 派遣部隊の現地誘導
- カ 町民等への協力要請

4 消火後の活動

(1) 再燃の警戒

消防団は、消火がすべて終了した後も、再燃の警戒にあたる。

(2) 火災の調査協力

町は、柏崎市消防本部が実施する火災の原因及び火災のために受けた損害の調査に協力する。

第13節 水防計画

【実務担当】総務部・建設部

1 計画の方針

指定水防管理団体である町が実施する湖沼又は海岸の洪水（津波による河川遡上に起因するものを含む。）又は高潮（以下「洪水等」という。）の水災対策にあたっては、水防法（昭和24年法律第193号）に基づきこの節に定めるもののほか、各節に定めるところによる。

2 津波における留意事項

津波は、原因となる地震発生から短時間のうちに襲来することから、自身が率先して避難する以外の行動を取れないことが多い。

したがって、津波警報等が解除される等、活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるときに限り水防活動を実施するものとする。

3 水防体制

水防管理者は、水防事務を処理するため、次のとおり水防体制を整える。

(1) 配備基準

配備体制	体制構築の期間	対応体制	体制
第1配備体制	気象等の警報が発表され、洪水等の恐れがあると認められるときからその危険が解消するまでの間	警戒本部 (災害警戒本部)	水防事務を円滑に遂行できる体制
第2配備体制	気象等の特別警報が発表される等、すでに相当の被害が発生し、重大な災害の恐れがある場合及び災害対策本部が設置されたとき	水防本部 (災害対策本部)	職員全員で水防対策にあたる体制

(2) 組織体制及び事務分掌

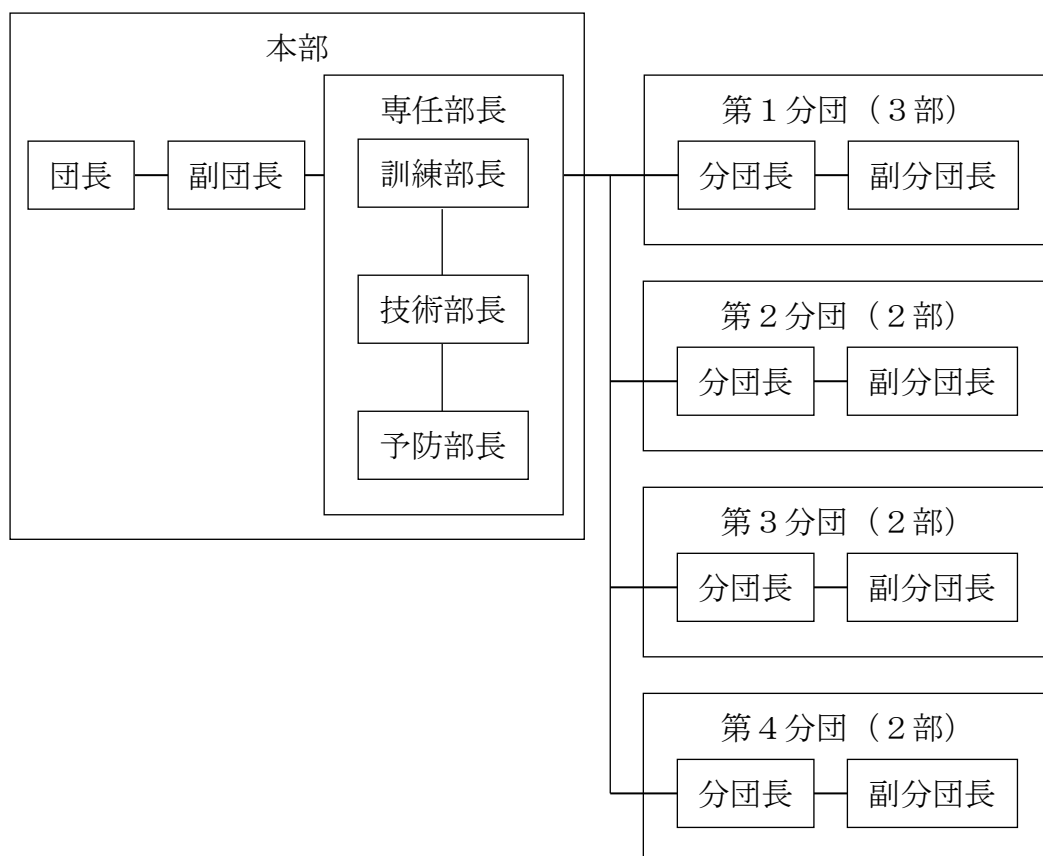
ア 警戒本部

第3章第1節の災害警戒本部体制に準ずる。

イ 水防本部

第3章第2節の災害対策本部体制に準ずる。

(3) 消防団組織



(4) 消防団配備基準

水防管理者は、次のいずれかに該当するときに水防団たる消防団の配備を指示する。

- ア 水防管理者が必要であると認めたとき
- イ 水防警報河川にあっては、水防警報が発せられたとき（該当河川なし）
- ウ 水防情報提供河川にあっては、水防情報が発せられたとき（該当河川なし）
- エ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき

4 水防警報等伝達手段

(1) 水防警報の段階

段階	通知内容
第1段階 準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの
第2段階 出動	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの
第3段階 状況	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの
第4段階 解除	水防活動の終了を通知するもの

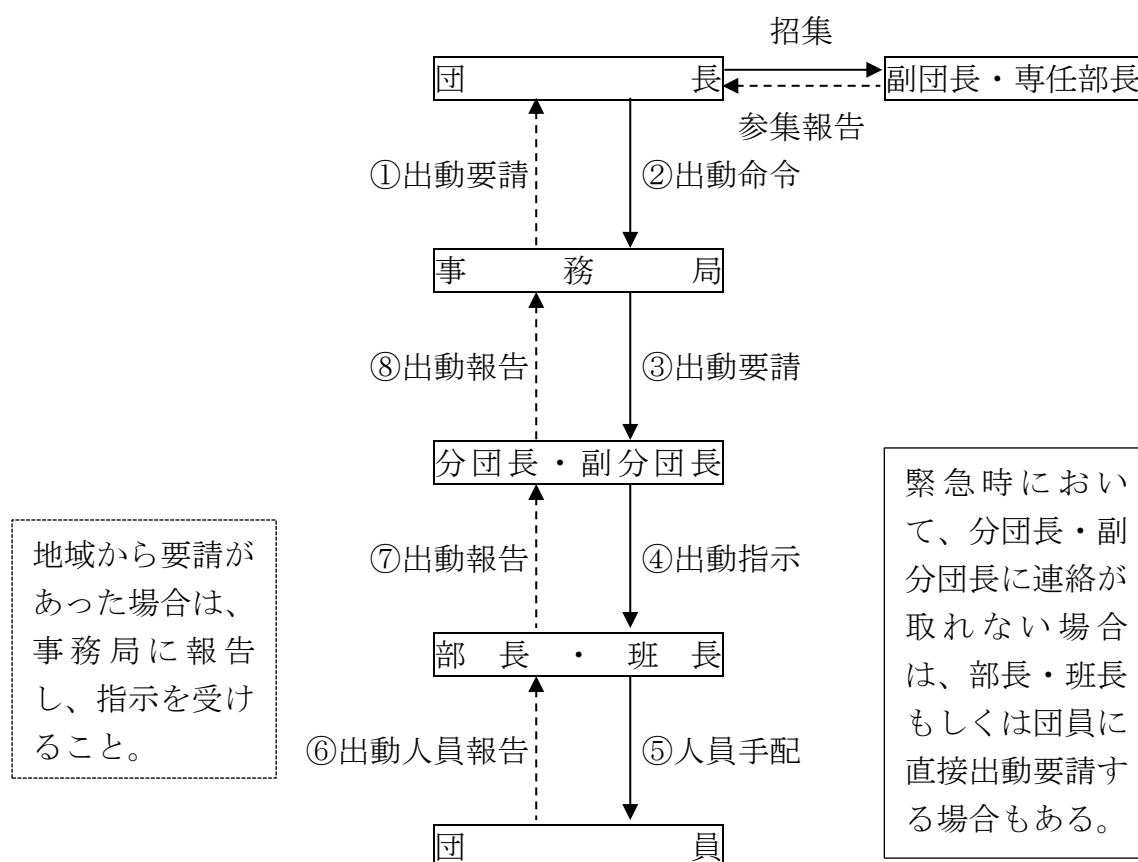
(2) 水防警報（津波）の種類

段階	通知内容
準備	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

(3) 気象情報の種類、発表基準及び伝達手段

第3章第5節に準ずる。

(4) 消防団連絡系統



5 水防活動

(1) 水防巡視

警戒本部又は水防本部（以下この節において「本部」という。）の長は、水防警報の通知を受けたとき又は洪水等の危険が予想されるときは、職員及び消防団に巡視の実施を指示するとともに、与板維持管理事務所に連絡する。

(2) 水防活動

ア 本部の活動

水防巡視及び発見者等からの通報により、漏水等の異常を発見したときは、直ちに与板維持管理事務所に連絡し、必要な措置を求め、職員及び消防団等に適切な水防工法を指示するものとする。

イ 消防団の活動

水防巡視等により、漏水等の異常を発見したときは、直ちに本部に連絡し、本部長の指示により、水防作業及び立退きが必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者の避難誘導等を実施する。

(3) 消防団の水防受持区域

河川名等	区域		担当分団	人員	集合場所	責任者
	位置	延長(m)				
島崎川	八手地区	3,300	第4分団	35	稲川橋付近待避所	第4分団長
〃	中越地区	3,200	第3分団	36	第1部詰所	第3分団長
〃	西越地区	3,400	第2分団	38	西越地区農村環境改善センター	第2分団長
市野坪川	全 域	2,400	第4分団	35	第2部機械器具置場	第4分団長
豊橋川	〃	1,800	第4分団	35	第2部機械器具置場	第4分団長
稲川	〃	1,850	第4分団	35	第1部機械器具置場	第4分団長
中田川	〃	650	第4分団	35	第1部機械器具置場	第4分団長
小木川	〃	3,400	第4分団	35	第3部詰所	第4分団長
常楽寺川	〃	1,600	第4分団	35	第3部詰所	第4分団長
吉水川	〃	900	第4分団	35	吉水橋	第4分団長
釜谷川	〃	960	第3分団	36	第3部機械器具置場	第3分団長
大釜谷川	〃	1,200	第3分団	36	第3部機械器具置場	第3分団長
藤巻川	〃	4,600	第2分団	42	藤巻地区コミュニティ消防センター	第2分団長
滝谷川	〃	1,100	第2分団	42	滝谷公会堂	第2分団長
郷本川	〃	2,700	第2分団	42	柿木橋	第2分団長
中条川	〃	1,800	第2分団	42	第1部機械器具置場	第2分団長
相場川	〃	3,850	第3分団	36	第2部機械器具置場	第3分団長
立石川	〃	600	第3分団	36	立石公会堂	第3分団長
荒谷川	〃	300	第1分団	52	蛇崩れ高台付近	第1分団長
海岸地区	勝見～	3,800	第1分団	50	漁村センター	第1分団長
〃	石井町					
〃	羽黒町～	5,000	第1分団	52	井鼻地区コミュニティ消防センター	第1分団長
	久田					

※ 消防団長は、必要に応じて分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができる。

(4) 警戒区域の指定

消防団長又は消防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

警察官は、消防団長又は消防団員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、消防団長又は消防団員の職権を行うことができるものとする。

(5) 避難立退き

ア 避難の指示

本部は、洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫しているとき、与板警察署長に通知し、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、防災行政無線等により立退き又はその準備を指示する。

イ 立退き

立退き又は、その準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、本部長と協力して誘導する。

本部長は、与板警察署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先及び経路等につき必要な措置を講じておくものとする。

(6) 堤防決壊時の通報及び措置

本部は、堤防が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちにこの状況を与板維持管理事務所、与板警察署及び柏崎市消防本部等関係機関に通報する。

決壊後といえども本部長及び消防団長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(7) 安全配慮

「洪水」、「高潮又は高波」又は「津波警報等が解除される等水防活動が安全に行える状態であつ必要と認める場合の津波」のいずれにおいても、水防活動者はそれぞれ自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

ア 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。

イ 水防活動は必ず複数（2名以上）で活動する。

ウ 水防活動時には、最新の気象情報等を確認するため、ラジオ等を携行する。

エ 連絡を行うための通信機器を携行する。

(8) 水防解除

本部は、水位の低下により水防の警戒及び作業等の必要がなくなったときは、防災行政無線等により周知する。

(9) 消防団の水防活動報告

各部は、水防活動終了後、出動人員及び使用資機材等に異常がないか確認して分団長に報告する。

各分団長は、水防活動終了後、遅滞なく活動内容を本部長に報告する。

6 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管轄する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとし、費用の額及び負担の方法は両者が協議して定める。

(2) 公用負担

ア 権限

水防のため必要あるときは、水防管理者、消防団長及びこれらの者の命を受けた者は、次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の収用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にこれを提出しなければならない。

公用負担権限証明書	第 号
身分 氏名	
上記の者に出雲崎町における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
出雲崎町長 (又は消防団長)	印

ウ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

公用負担命令票	
負担者	住所 氏名
物件数量	負担内容 (使用、収用、処分等) 期間摘要
水防法第 28 条の規定により上記物件を収用 (使用又は処分) する。	
年 月 日	
命令者	印

エ 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対して時価によりその損失を補償するものとする。

7 協力・応援

- (1) 水防管理団体は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で消防団員を指揮して必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。
- (2) 水防区域内において2以上の管理団体に関係ある水防事務については各水防管理者相互においてあらかじめ協定しておく。
- (3) 知事は、緊急時に必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定により自衛隊の出動を要請するものとする。
- (4) 水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、与板警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。
- (5) 国土交通大臣は、洪水等による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。
 - ア 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - イ 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

8 水防報告

- (1) 水防概況報告
水防管理者は、水防活動終了後2日以内に与板維持管理事務所にその概況を速報するものとする。
- (2) 水防活動実績報告
水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく別紙第1号様式により、与板維持管理事務所に報告しなければならない。

9 水防資材

- (1) 水防資材の備蓄
水防管理者は、水防の必要な資材をあらかじめ備蓄しておくものとする。
- (2) 水防資材の調達
水防管理者は、水防資材確保のため、取扱業者とあらかじめ協定を締結しておく。
なお、各分団において、状況の急変等により本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達し、その後水防管理者に報告するものとする。

10 訓練の実施

指定水防管理団体は、毎年、消防団等参加のもと次の訓練を実施し、水防技術の向上及び人的被害の防止を図る。

- (1) 水防訓練
- (2) 津波避難訓練

様式第1号

水防活動報告書

作成者

住所

水防管理団体名

氏名

出水の概況	川	警戒水位 m	雨量 mm					
水防実施箇所	川	左岸	右岸	地先	m			
日時	自	月	日	時	至	月	日	時
出動人員	水防団員	人	消防団員	人	その他	人	合計	人
水防作業の概況及び工法	箇所 工法	m						
水防の効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果 被害	m ² m ²	m ² m ²	戸 戸	m m	m m	人 人	
使用資機材	かます、俵	居住者の出動状況						
	麻袋、土俵	水防関係者の死傷						
	なわ	雨量水位の状況						
	丸太							
その他								
水防活動に関する 自己批判 備考								

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第14節 救急・救助活動計画

【実務担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により被災した町民等に対し、町、消防団、柏崎市消防本部、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急、救助活動を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 町、消防団、民生委員・児童委員及び柏崎市消防本部等は、要配慮者の適切な安否確認を行い、速やかに救急、救助活動を行う。

イ 県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否活動を行うとともに、救出・救助活動を行う。

(3) 降雪期の対応

町及び柏崎市消防本部は、降雪期の救急及び救助活動において、消防団、行政区等による速やかな初動対応が行われるよう地域の実情に応じた適切な措置を行うものとする。

(4) 惨事ストレス対策

救急・救助活動を行う消防団等は、惨事ストレス対策の実施に努める。

2 初動活動

(1) 通報

救助すべき者を発見した者は、直ちに柏崎市消防本部又は県警察に通報する。

なお、電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両や付近住民に協力を求める。

(2) 救急救助体制の確立

町は、災害による救助要請の通報を受けたときは、直ちに柏崎市消防本部及び県警察に通報して、必要な救助体制を確立するとともに、必要に応じて消防団への出動要請及び町職員の現場派遣により、現場の状況を把握する。

(3) 初動期の救助活動

消防団員は、救助すべき者がいると覚知したときは、直ちに自発的に参集して指揮者は救助隊を編成し、町民等の協力を得て初動時の救急救助活動を実施する。

なお、柏崎市消防本部が現場に到着しているときは、その指示に従う。

3 負傷者の救護活動

(1) 救護所の開設

町は、長岡市医師会等と協力して救護所を開設し、最寄りの医療機関と協力して負傷者等の救護にあたる。

(2) 救護所等への搬送

消防団は、負傷者に対する応急処置を行い、災害対策本部と連絡を取りながら負傷者を安全な場所又は救護所、医療機関等へ搬送する。

(3) 病院への搬送

町は、重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求める。

(4) ヘリコプターによる搬送要請

町は、救急車等車両での搬送が困難と判断される場合等必要があるときは、県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

4 応援要請

(1) 自衛隊の災害派遣要請の依頼

町長は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行うよう知事に依頼し、必要な救急救助体制を確保する。

(2) 応援機関との相互協力体制

町は、必要に応じ、合同調整所を設置して、災害現場で活動する応援機関の部隊間との活動エリア・内容・手順・情報通信手段等の情報共有及び活動調整を行い、相互協力体制を構築する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも綿密に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第15節 医療救護活動計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 町、県、医療機関及び医療関係団体は、災害発生時に迅速かつ的確な医療を供給するために正確な情報の把握が最も重要であることから発生直後に被災地域内の避難所、行政区、消防団、医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ 町民等の生命、健康を守るため、災害医療コーディネーター等と連携して、災害の状況に応じた適切な医療（助産含む。）救護活動を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 被災状況把握

町は、災害が発生したときは、町内の医療機関等から次の事項について情報を収集し、県及び関係機関と情報を共有する。

- ア 施設、設備の被害状況
- イ 負傷者等の状況
- ウ 診療（施設）機能の稼働状況
- エ 医療従事者の確保状況
- オ 医療資器材等の需給状況

3 災害救護体制の設置

(1) 災害救護の体制

町は、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集、伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。

(2) 健康相談

町は、災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等を行う。

4 医療救護活動

町は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置し、医療救護活動を行う。

(1) 救護所の医療救護活動

町は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行う。

ア 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）

イ 災害拠点病院等への移送手配

ウ 医療救護活動の記録

エ 死亡の確認

オ 災害対策本部へ救護所の患者収容状況等活動状況の報告

(2) 患者等の搬送

町は、第3章第14節「救急・救助活動計画」に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

(3) 医療資器材等の供給

町は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

5 医療関係ボランティアの活用

県の設置する災害ボランティア支援センター及び町災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

第16節 防疫及び保健衛生計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時においては、生活環境の悪化による感染症や集団食中毒が発生しやすくなることから、防疫、保健衛生対策を円滑に実施する。また、医療、保健の情報や被災者の避難指示等を把握し、保健衛生上必要な対策をとるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療、保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

(3) 降雪期の対応

ア 雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

イ 冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、避難所等の採暖に配慮する。

2 被害状況の把握

町は、災害発生時における保健衛生及び防疫対策を的確に実施するため、次の事項について被害状況を把握し、県に報告する。

(1) ライフラインの被害状況

(2) 避難所の設置及び収容状況

(3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋、損壊家屋の状況

(4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の状況

(5) 食品及び食品関連施設の状況

(6) 給食施設等の状況

3 保健衛生対策

町は、県の指導及び支援を受けて次の保健衛生対策を実施する。

(1) 避難所等の生活環境の整備

町は、避難所、応急仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導、助言するとともに生活環境の整備に努める。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類及び寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠及び休養の確保

カ 居室、便所等（仮設トイレを含む。）清潔の保持

キ プライバシーの保護

(2) 巡回による健康相談等の実施

町は、保健師を中心として、必要に応じて県の協力を得て医師、栄養士等を含めた巡回保健班を編成し、次の事項に留意しながら避難所及び応急仮設住宅等を巡回して健康相談、保健指導及び栄養指導を行う。

- ア 要配慮者、結核患者、難病患者、人工透析患者、精神障害者等を優先した健康状態の把握及び保健指導
- イ インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
- ウ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- エ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
- オ 口腔保健指導

4 防疫対策

町は、県の指導及び支援を受けて次の防疫対策を実施する。

(1) 防疫活動実施体制

町は、迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。

(2) 感染症発生予防対策の実施

町は、感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に、県と連携して、次の感染症発生予防対策を実施する。

- ア 飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨の指導
- イ 台所、便所、家の周囲の清潔及び消毒方法の指導
- ウ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に、ごみ及びし尿の処理を重点に清潔を維持
- エ 便所、台所等を中心に消毒の実施
- オ 県が定めた地域内において、ねずみ族及び昆虫等の駆除

(3) 感染症発生時の対策実施

町は、被災地において感染症が発生したときは、県と連携して、次の対策を実施する。

- ア 台所、便所、排水口等の消毒実施
- イ 汚物及びし尿の消毒後処理

5 食品衛生確保対策

町は、県の協力のもと、炊き出し施設に対し原料の調達、保管及び調理等の食品衛生指導を実施する。

6 栄養指導対策

町は、県の協力のもと、次の栄養指導対策を実施する。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

- (2) 巡回栄養相談
- (3) 食生活相談者への相談・指導
- (4) 給食施設等への指導

7 防疫資器材等の調達計画

(1) 防疫資器材等の整備

町は、防疫及び保健衛生資器材等（以下「防疫資器材等」という。）の備蓄状況を確認し、不足する場合は、調達して整備する。

(2) 県への報告及び要請

町は、防疫資器材等の整備状況を県に報告するとともに、緊急時において防疫資器材等を確保することが困難な場合は、確保要請する。

第17節 こころのケア対策計画

【実施担当】 救災部、教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 被災住民は、災害後に急性ストレス障害等の精神的な問題が生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながら、こころの健康を保持増進する。
- イ 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ状態をはじめ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して、被災住民のこころの健康を保持増進する。
- ウ 必要に応じて、長岡市医師会、保健所、児童相談所、県等に支援を要請する。

(2) 要配慮者等に対する配慮

- ア 災害によるダメージを受けやすい要配慮者、生徒等、災害遺族等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。
- イ こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。

(3) 惨事ストレス対策

町職員及び消防団員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 こころのケア対策

(1) 窓口の設置

町は、避難所等にこころのケアに関する相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

(2) 巡回訪問による相談の実施

町保健師等は、必要に応じて応急仮設住宅及び自宅等を巡回し、身体面と精神面の健康状態の確認を行い、相談に応じて被災者の不安の軽減に努める。

(3) こころのケア情報の啓発普及

町は、被災後の心理的反応とその対処法に関する情報やこころのケアホットライン等、県が提供するこころのケア情報をパンフレット、チラシ、ホームページ等により被災者に啓発普及する。

(4) こころのケアチーム等の派遣要請

町は、急性ストレス障害及び在宅精神障害者の医療確保のため、必要に応じてこころのケアチーム及びこころのケアチームの活動を支援する現地コーディネーターの派遣を県に要請する。

(5) 支援者等のこころのケア

町は、災害復旧や被災者の支援にあたる町職員及び消防団員等に対し、県等の協力を得て支援者自身のこころのケアに関する情報を提供するとともに、必要に応じて研修会やカウンセリングを実施する等、支援者のこころの健康保持、増進に努める。

3 生徒等に対するこころのケア対策

- (1) カウンセラー派遣計画、学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。
- (2) こころのケアに係る職員研修、生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。
- (3) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施をする。
- (4) 教員による生徒等への早期カウンセリングの実施をする。

第18節 廃棄物の処理計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、ごみ処理、し尿処理、災害がれき処理について各主体の責務を明らかにして迅速な処理を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを要請派遣するなどの配慮を行う。

(3) 降雪期の対応

冬期交通確保に合せた仮置場等の位置設定を行い、処理の安定を図る。

2 ごみ処理

(1) 被害状況等の把握

町は、ごみ処理施設の被害状況、稼働見込み及び当面の収集処理能力を速やかに把握する。

(2) 実施計画の策定

町は、次の事項に留意して、被害規模に応じた生活ごみ及び粗大ごみ処理の実施計画を策定する。

ア 収集はおおむね2～3日以内に開始し、5日～7日以内に収集完了できるよう計画する。

イ ごみの大きさや可燃性等を考慮するとともに、生ごみ等腐敗しやすい廃棄物を排出する炊き出し施設を優先して収集するなど収集順位及び収集処理方法を計画する。

(3) ごみ収集・処理体制の整備

ア 廃棄物運搬処理業者への依頼

町は、実施計画に基づき、町内及び近隣市町村の廃棄物運搬処理業者に収集、処理を依頼し、ごみの収集に必要な車両及び作業員を確保する。

イ 仮置場の設置

町は、必要に応じ、生活環境や環境保全上支障のない場所にごみの仮置場を設置するとともに、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適正な管理を行う。

ウ 運搬ルートの確保

町は、大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、県警察の協力を得て、仮置場までの運搬ルートを確保する。

エ 避難所のごみ収集体制の整備

町は、避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所のごみ収集体制を整備する。

(4) 町民等への周知

町は、ごみの野焼き、災害により発生した以外の便乗ごみの排出、不法投棄等の禁止事項及び家庭からのごみのリサイクルに努めた適正な分別、排出方法等について町民等に周知する。

(5) 支援の要請等

ア 広域支援の要請

町は、町の体制だけではごみの収集及び処理が困難であると判断した場合は、近隣市町村又は県に広域支援を要請する。

イ ボランティア派遣の調整

町は、必要に応じ、町社会福祉協議会を通じてごみ収集のためのボランティア派遣の調整を行う。

3 し尿処理

(1) 被害状況の把握等

町は、し尿処理施設及び上下水道施設の被災状況及び稼働見込みを速やかに把握し、復旧までのし尿処理体制を整備する。

(2) 避難所のし尿収集体制の整備

町は、指定避難所の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況を把握し、収集体制を整備する。

(3) し尿処理実施計画の策定

町は、し尿の排出量の予測等、被害規模に応じたし尿処理の実施計画を策定する。

(4) し尿収集・処理体制の整備

町は、策定した実施計画をおおむね24時間以内に開始できるよう、次のとおりし尿の収集・処理体制を整備する。

ア し尿処理業者への依頼

町は、実施計画に基づき、町内及び近隣市町村のし尿処理業者に収集、処理を依頼し、し尿の収集に必要なバキュームカー及び作業員を確保する。

イ し尿の収集・処理の実施

町は、大量に貯留した場合のし尿の収集処理を次のように実施する。

(ア) 救護所、指定避難所等を優先的に収集処理する。

(イ) 浸水等により衛生面での二次災害等のおそれのあるし尿を優先的に収集処理する。

(ウ) 災害の状況により収集処理能力が及ばない場合は、各戸の汲み取り量は、貯留量の一部とする。

(エ) し尿処理剤を使用したし尿については、可燃ごみとして取扱う。

(5) 町民等への周知

町は、仮設トイレの使用方法、し尿の収集等に関する情報を町民等に周知する。

(6) 広域支援の要請

町は、町の体制だけではし尿の収集及び処理が困難であると判断した場合は、近隣市町村又は県に広域支援を要請する。

4 災害がれきの処理

(1) 危険家屋の解体処理

町は、隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋について必要に応じ、県を通じて自衛隊に要請し、優先的に解体処理を実施する。

(2) 災害がれき処理実施計画の策定

町は、災害がれきの発生量を推計し、被害規模に応じた災害がれき処理の実施計画を策定する。

(3) 災害がれき処理体制の整備

町は、策定した実施計画に基づき、収集をおおむね1ヶ月以内に開始できるよう、次のとおり災害がれきの処理体制を整備する。

ア 仮置場の設置

町は、必要に応じ、生活環境や環境保全上支障のない場所に災害がれきの仮置場を設置するとともに、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、有害廃棄物の適切な分別、保管により環境汚染の未然防止、廃棄物に石綿の付着、混入が疑われる場合の湿潤化等による飛散防止措置、必要に応じた消毒の実施等、適正な管理を行う。

イ 業者のあっせん等

町は、損壊家屋が多数に上る場合は、町民の混乱を避けるため、必要に応じて解体から処分まで指定業者のあっせん窓口の設置など計画的な処理及び支援体制を構築する。

ウ 廃棄物の運搬処分に関する支援

町は、被災住宅の解体修繕に伴う廃棄物の運搬処分について国等の支援制度が実施された場合は、当該事務処理体制を整え、迅速かつ的確に運用を図る。

(4) 町民等への周知

町は、災害がれきのリサイクルに努めた分別、収集及び処理方法等に関する情報を町民等に周知する。

(5) 広域支援の要請

町は、町の体制だけでは災害がれきの収集及び処理が困難であると判断した場合は、近隣市町村又は県に広域支援を要請する。

第19節 トイレ対策計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査して被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、指定避難所・避難所以外の公衆トイレ及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。また、衛生的に使用するための管理を行う。

イ 災害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び事業所等における備蓄で賄う。

(2) 要配慮者に対する配慮

指定避難所においては、必要に応じて要配慮者用のトイレを配備し、トイレの設置箇所の工夫、段差の解消、手すりの設置等、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(3) 降雪期の対応

風雪防備対策を行い、出入に際し不自由のない施設配置に配慮する。

2 トイレの確保

(1) 必要数の把握

町は、指定避難所の避難者収容状況又は見込み並びに上下水道等の利用可能状況及び復旧見通しを調査し、トイレの設置を要する地域、施設並びに設置を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。

(2) 仮設トイレの設置

ア 調達

町は、リース、レンタル業者等に仮設トイレ及びトイレ用品の供給、搬送及び設置を要請する。

イ 調達代行の依頼

町は、仮設トイレ等を必要数調達することが困難な場合は、県に調達の代行を依頼する。

(3) 簡易トイレ等による対応

町は、仮設トイレが設置されるまでの間、必要に応じて指定避難所の避難者、地域住民、ボランティア等の協力を得て、備蓄携帯トイレ及び簡易トイレ（以下「簡易トイレ等」という。）により対応する。

ア 備蓄簡易トイレの設置

町は、避難者及びボランティア等の協力を得て、備蓄されている組立式簡易トイレ及びトイレ用品を指定避難所に設置する。

イ 備蓄携帯トイレの配布

町は、必要に応じ、地域住民及びボランティア等の協力を得て、備蓄携帯トイレをトイレの使用が困難な地域の被災者に配布する。

ウ 簡易トイレ等の調達

(ア) 他の保管場所からの回送

町は、トイレの設置が必要な指定避難所等で不足する簡易トイレ等を他の保管場所から回送する。

(イ) 協定先企業からの緊急調達

町は、町の備蓄だけでは対応が困難であると判断した場合は、協定先企業から緊急調達する。

(ウ) 緊急供給の要請

町は、町の対応では、簡易トイレ等の調達が困難であると判断した場合は、近隣市町村又は県に緊急供給を要請する。

3 快適な利用の確保

(1) 使用方法等の周知

町は、指定避難所の避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び仮設トイレ、簡易トイレ等の使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

(2) 衛生用品の確保及び清潔の保持

町は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、指定避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

(3) くみ取りの実施

町は、指定避難所の仮設トイレの利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

(4) 自己処理トイレの設置

町は、指定避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため自己処理トイレの設置を検討する。

(5) 快適な利用の確保

町は、トイレを利用しやすい設置場所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子供に対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

第20節 入浴対策

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態維持と心身の疲労回復を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮策

ア 入浴施設までの交通手段の確保及び要配慮者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保をするとともに、要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底を図る。

イ 乳幼児の沐浴に必要な物品の確保を行う。

(3) 降雪期の対応

入浴後の保温対策に配慮する等、各旅館組合、民間施設等への協力要請の強化を図り、交通手段の確保についても十分対策を講じる。

2 入浴サービスの実施

(1) 被害状況等の把握

町は、町内の公共及び民間の入浴施設の被害状況、指定避難所の避難者数収容状況又は見込み並びに上下水道等の利用可能状況及び復旧見通しを調査し、使用可能な入浴施設及び入浴施設を要する被災者の概数を把握する。

(2) 入浴施設の確保

町は、町内の公共の入浴施設が使用可能な場合は、直ちに入浴環境を整えらるとともに、公共の入浴施設での対応が困難な場合は、町内の民間の入浴施設に協力を要請する。

(3) 入浴施設への支援

町は、使用可能な町内の入浴施設に対し、給水・ボイラー燃料等の支援を行い、入浴環境を確保する。

(4) 仮設入浴施設の設置要請

町長は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、指定避難所等に仮設入浴施設を設置するよう県を通じて自衛隊に要請する。

(5) 近隣の旅館組合等への支援要請

町は、町内で入浴施設の確保が困難な場合は、県を通じて近隣市町村の旅館組合等へ支援を要請する。

(6) 町民等への広報

町は、仮設入浴施設及び町内外の利用可能な入浴施設の情報を防災行政無線、ホームページ及びチラシ等により町民等に広報する。

第21節 食料・生活必需品等供給計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の多くを災害によって失っていることなどを想定して、物資等の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。
- イ 避難者が健康を保持できるよう必要な物資等の供給を優先し、その後一般的な物資を供給するなど、効果的に供給する。なお、避難が長期にわたる場合は、食材提供による自炊等、避難者自らが避難所生活を運営する等の段階的な供給体制を構築する。
- ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事を提供する。
- イ 要配慮者用の生活必需品供給に配慮する。

(3) 積雪期の対応

指定避難所へ防寒具、採暖用具（ストーブ・使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等を早期に供給する。

2 物資等供給対象者

町は、次のいずれかに該当する者に対して物資等を供給する。

(1) 食料供給対象者

- ア 避難指示等の発令を受けて避難所に避難した者
- イ 住家の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持ち合わせのない又は調達ができない者
- エ 被害を受け、一時縁故先等に避難するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- オ 床下浸水であっても、炊事道具が流出し、又は炊事施設が壊れ、あるいは土砂に埋まった場合等で炊事のできない者
- カ 電気、ガス、上下水道等ライフラインの機能停止により炊事のできない者
- キ 被災現場において災害対策活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者
- ク その他災害により食料が必要な者

(2) 生活必需品供給対象者

- ア 災害により住家に全半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他の生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他の生活必需品がなく、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 供給する主な物資等

町が供給する主な物資等については、次のとおりとする。

(1) 食料

- ア 主食（米穀、パン、うどん、インスタント食品、仕出し弁当等）
- イ 副食品（缶詰、レトルト食品、漬物等）及び調味料
- ウ 被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類
- エ 嗜好品類（飴、チョコレート、菓子、野菜ジュース等）
- オ 食物アレルギーや腎臓病患者等のため特別に必要な食品
- カ 飲料水、乳児用ミルク、離乳食、牛乳

(2) 生活必需品

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 外衣（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
- エ 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル等）
- オ 炊事道具（鍋、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等）
- カ 食器（箸、茶碗、皿、汁椀等）
- キ 保育用品（哺乳びん、おむつ等）
- ク 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき、生理用品等）
- ケ 光熱材料（マッチ、ロウソク、薪、木炭、プロパンガス等）
- コ 防寒・採暖用具（防寒具、使い捨てカイロ等）

4 必要数量等の把握、活動時期及び内容

町は、避難所等に町職員を派遣するとともに、行政区及び消防団等の協力を得て、物資等供給対象者（以下「受給者」という。）の概数及びニーズを把握し、次の時期を目安に、災害の規模に応じて調整しながら受給者への物資等供給のための活動を実施する。

なお、食料は原則として1日3回提供する。

(1) 災害発生から12時間程度

ア 町備蓄物資等の供給

避難者及び地域住民等の協力を得て、町の備蓄物資等を供給する。

イ 緊急提供の要請

町の備蓄物資での対応が困難な場合は、県又は日赤に緊急提供を要請する。

(2) 災害発生12時間後から24時間程度

ニーズに応じた物資等の品目、数量、送付日時、送付場所、連絡責任者その他参考事項を明示して、次により物資等を調達する。

ア 民間業者からの調達

(ア) 協定業者からの調達

避難者等に供給する食料を協定業者から調達する。

なお、協定業者等の協力を得て送付場所ごとにパッケージ化して輸送する等、災害時の迅速かつ効率的な対応に努める。

(イ) その他の業者からの調達

商工会の協力を得て、町内又は近隣の業者から直接食料を購入して調達する。

イ 県等への依頼

災害の規模及び状況により、民間業者からの調達だけでは必要な物資等を確保し、供給することができない又は調達自体が困難な場合は、県及び災害協定を締結している市町村に調達及び配送の代行を依頼する。

(3) 災害発生 24 時間以降

次により避難所内外の被災者に調理食を提供する。

ア 町による炊き出しの実施

指定避難所の調理施設を利用し、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。

イ 日赤等が実施する現地炊き出しの需給調整

日赤及びボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。

ウ 県への依頼

町等による炊き出しだけでは必要な食料の提供ができない又は炊き出し自体ができないと判断した場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。

エ 自衛隊への支援要請

町長は、町等による炊き出し及び県からの調達だけでは必要な食料の提供ができない又は炊き出し及び調達自体ができないと判断し、給食給水支援に係る自衛隊の災害派遣が必要な場合は、次の事項を明らかにして知事に派遣要請を依頼する。

(ア) 現地炊飯及び給水を希望する場所及び内容

(イ) 自衛隊に供給する物資等が不足する場合、調達を要請する物資等の品目、数量、その他必要な事項

(4) 災害発生 2 週間以降

状況に応じて受給者の自炊に移行するよう努める。

なお、必要な物資等については、引き続き民間業者又は県から調達して供給する。

5 物資等供給の広報

町は、物資等の供給場所、供給時刻、供給品目、供給方法等について、受給者のうち指定避難所の避難者に対しては避難所職員を通じて、その他の者に対しては防災行政無線等によるほか行政区や消防団等の協力を得て広報する。

6 外来救援物資等の管理

町は、外来救援物資等を町備蓄物資等と併せて管理し、受給者に供給する。

なお、物資等が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。

7 燃料の調達・供給

災害対応や町民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。

第22節 要配慮者の応急対策

【実施担当】総務部、救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、地域住民等の協力を得て、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

特に、災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約がある避難行動要支援者については、あらかじめ定めた避難行動要支援者避難支援計画（全体計画及び個別計画）に基づき、自主防災組織、消防団及び民生委員・児童委員等の身近な支援者に加え、社会福祉協議会等が協働し、支援を行う。

なお、要配慮者の応急対策については、この節に定めるもののほか、各節に定めるところによる。

(2) 降雪期の対応

必要により要配慮者宅の雪下ろし、除雪等を実施する。

2 避難誘導対策

(1) 避難指示等の迅速な発令

町は、避難指示等については、判断基準に基づき速やかに発令し、要配慮者の避難及び避難できない場合の近隣の安全な場所への一時避難や垂直避難等安全確保措置を実施する時間を確保する。

(2) 情報提供

町は、要配慮者は災害時に必要な情報の把握が困難であることに配慮し、防災行政無線及びスマートフォン等のSNS等の通信機能等、視覚、聴覚両方から覚知することができる複数の情報伝達手段による情報提供に加え、特に支援を必要とする避難行動要支援者については、自主防災組織、消防団又は民生委員・児童委員等が直接自宅を訪問することにより的確に伝達する。

(3) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

自主防災組織、消防団及び民生委員・児童委員は、災害が発生したとき、避難指示等が発令されたときその他災害の発生が予測され避難行動要支援者の生命及び身体を保護する必要があるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画及び個別計画）に基づき、相互に連携して避難行動要支援者の安否を迅速に確認し、指定緊急避難場所、指定避難所その他の安全な場所に避難させる。

なお、名簿の取扱い及び関係機関との情報共有にあたっては、個人情報への配慮に十分留意する。

3 指定避難所、応急仮設住宅等における支援

(1) 指定避難所等における対応

町は、保健師や社会福祉士、介護福祉士等を指定避難所、救護所等に派遣し、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会その他の関係機関の協力を得て、要配慮者に配慮した次の対応を行う。

ア 要配慮者の安否確認

- (ア) 負傷者や衰弱した要配慮者の把握及び安否確認
- (イ) 介護者が被災し介護できなくなっている要配慮者の確認
- (ウ) 要配慮者の身体状況及び施設等への入所又は福祉避難所への移送の必要性の確認
- (エ) 介護、介助要員及び車椅子、つえ等介助用具の要否及び必要数量の確認
- (オ) 保護者を災害によって亡くし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- (カ) 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

イ 要配慮者に対して必要なスペースの確保、段差の解消、障害者用仮設トイレの設置など良好な生活環境の確保

ウ 視覚・聴覚障害者に対して的確に情報伝達ができるよう、音声情報と文字情報を組み合わせた広報手段の配慮

エ 粉ミルクや車椅子等、要配慮者用の食料及び生活必需品の確保

オ 県やボランティアの協力を得て行う要配慮者に配慮した食事の提供及び介助者の確保

カ 福祉避難所の開設等

キ 国際交流協会や国際交流団体等との連携による多言語支援窓口の設置及び外国人に対する情報提供、相談等の実施

(2) 保健師等の巡回訪問、相談指導の実施

保健師、社会福祉士、介護福祉士及び管理栄養士等は、要配慮者の心身の健康確保のため県や日本赤十字社等と連携して避難所、応急仮設住宅、自宅等を定期的又は臨時に巡回し、生活環境や健康の管理、健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービスを行う。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他の福祉関係者は連携し、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う。

(3) 応急仮設住宅における配慮

町は、応急仮設住宅の建設及び入居者の決定にあたっては、次の点に配慮する。

ア 高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。

イ 要配慮者のいる世帯を優先して入居させるとともに、相応の応急仮設住宅に入居できるように配慮する。

ウ スロープや手すり等要配慮者のニーズに応じた設備を設置する。

エ 介護サービスを受ける者の応急仮設住宅を近接させるよう配慮する。

第23節 学校等における応急対策

【実施担当】 救災部・教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、乳幼児及び生徒等の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校（小学校・中学校）にあつては、避難所の開設、運営に協力する。

被災後は、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等のこころのケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(2) 降雪時の対応

避難、被災後の建物の点検、生徒の帰宅等の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2 災害情報の収集及び提供

(1) 学校による災害情報の収集

学校（保育所含む。）は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、テレビ、ラジオ、インターネットを通じて気象情報、地震情報その他の情報を収集し、災害の警戒、予防及び二次災害の防止のための措置を講ずる。

(2) 町教育委員会による災害情報の提供

町教育委員会（保育所の場合は町）は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、気象情報、地震情報、被害情報及びその他の情報を収集し、学校（保育所含む。）に提供して、災害の警戒、予防及び二次災害の防止のための措置を講ずるよう指示する。

(3) 教職員、生徒等への伝達

校長（保育所の場合は園長）は、自ら収集した情報及び町教育委員会（保育所の場合は町）から提供された情報を教職員に伝達する。

なお、生徒等（保育所の場合は乳幼児）への情報伝達については、混乱を生じないように配慮する。

3 生徒等の安全確保等

(1) 在校生徒等の避難及び安否確認

ア 生徒等が在校している場合

（ア）在校生徒等の掌握及び避難

学校は、生徒等の在校時に避難指示等が発令され、又は災害が発生して学校から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、校長の指示により状況を見て安全な場所に避難する。

その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）。

(イ) 非在校生徒等の安否確認

学校は、災害で大きな被害が発生した場合において災害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(ウ) 避難生徒等の安全確保等

学校は、生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。

また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防又は警察に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

イ 登下校時間帯の場合

(ア) 生徒等の掌握及び避難・安全確保

学校は、登下校時間帯に避難指示等が発令され、又は災害が発生した場合は、在校している全教職員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。

(イ) 生徒等の安否確認

学校は、避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防、警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 避難生徒等の安全確保等

学校は、生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。

また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者がいる場合は、直ちに消防又は警察に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

ウ 校外活動中の場合

校外活動中に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、引率教職員は、活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。

交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したうえで学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

エ 勤務時間外の場合

(ア) 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定した教職員は、勤務時間外に災害が発生したときは直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(イ) 生徒等の安否確認

学校は、災害により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

(ウ) 町教育委員会への報告

校長は、教職員の参集状況及び生徒等及び教職員の安否等を把握し、町教育委員会に報告する。

(2) 臨時休校等の措置

ア 町教育委員会の措置

町教育委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校及び生徒等の早退等の措置をとるよう校長に指示するとともに、生徒等が登校している場合、通学路の安全性の確認及びスクールバスの手配など生徒等が安全に下校できるための措置を講ずる。

イ 校長の措置

校長は、町教育委員会から臨時休校等の指示を受けた場合又は教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、予想される災害の危険性、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断して必要と認める場合は、臨時休校、始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ、部活動の中止など適切な措置を講ずる。

ウ 連絡及び報告

学校及び町教育委員会は、決定した内容を防災行政無線及びスマートフォン等のSNS等の通信機能等により生徒等及び保護者に連絡するとともに、町教育委員会は、速やかに県に報告する。

(3) 生徒等の下校又は保護

ア 下校措置

学校は、生徒等を帰宅させるときは、下校途中における危険を防止するため、生徒等に必要な注意を与え、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させる。

また、状況に応じ通学区域ごとの集団下校、スクールバスによる下校又は保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率もしくは学校での保護者への直接引渡しにより安全を確保して下校させる。

イ 被災状況の確認

学校は、生徒等を引き渡す際には各家庭の被災状況及び避難先等を確認する。

ウ 校内又は避難所での保護

学校は、保護者と連絡がつかない生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等を保護者に引き渡せる状況になるまで学校又は指定避難所で保護する。

エ 保護継続時の措置

学校は、災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

オ 町教育委員会への報告

校長は、生徒等の下校及び保護の状況を町教育委員会に報告する。

3 学校施設設備の被害状況の把握及び安全確保

(1) 被害状況の把握及び報告

ア 学校の被害状況調査及び報告等

校長は、生徒等の避難の状況、生徒等及び教職員の安否並びに学校施設設備の被害状況を調査し、町教育委員会に報告するとともに、学校施設設備等の被害状況についてホームページ等により公開するよう努める。

なお、夜間等で調査が危険な場合は、第1報は可能な限り速やかに行い、その後詳細が判明した段階で順次報告する。

また、この報告は、町内で震度4以上の地震が観測された場合には、人的・物的被害の有無にかかわらず行う。

イ 報告及び伝達

町教育委員会は、校長からの報告を受けた被害状況について、県教育事務所に報告する。

ウ 応急危険度判定の実施

町教育委員会は、施設の被害の状況に応じて、二次災害の防止のため、被災建築物応急危険度判定士による応急危険度判定を実施する。

(2) 施設の安全確保

ア 安全確保措置

校長は、調査の結果危険と判断した箇所について、二次災害を防止するため、可能な範囲内で応急修理、立入禁止措置等必要な安全措置を講ずる。

イ 修繕等の要請

校長は、被災した学校施設設備の修繕、復旧工事又は購入を町教育委員会に要請する。

(3) 被災施設の復旧

町は、被災施設の復旧計画を作成し、速やかに復旧工事を実施する。

4 保護者への安否情報の提供

学校及び町教育委員会は、生徒等の安否、学校の被害状況、臨時休校、生徒等の下校措置及び保護措置、再開時期等の情報を防災行政無線、スマートフォン等のSNS等の通信機能及びホームページ等により生徒等及び保護者に提供する。

5 指定避難所の開設・運営協力

校長は、町長から指示もしくは依頼があったとき又は近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を指定避難所として開放し、その開設及び運営に積極的に協力する。

(1) 避難所運営の協力

ア 教職員の基本的役割

教職員は、町職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応及び避難所施設管理者としての基本的な指示、協力を行う。

(ア) 校長

施設管理者として、指定避難所の責任者や行政区の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 教頭

校長の命を受け、指定避難所や行政区との連絡、調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭、教諭

校長等の指揮のもとで避難者の対応等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、指定避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭、学校栄養職員、調理員

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等

町教育委員会との連絡及び学校施設のライフライン確保にあたる。

イ 教育活動再開への配慮

町は、避難所運営に協力する教職員が早期に教育活動を再開できるように配慮する。

(2) 校舎等を避難所として使用するときの注意

ア 開放スペースの指定

学校は、教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、町民等の協力が得られるようにする。

イ 給食施設の利用

町は、学校の給食施設を被災者用炊き出し施設として利用する場合、学校給食が早期に再開できるよう配慮する。

ウ 要配慮者への配慮

(ア) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(イ) 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、災害対策本部に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や福祉避難所への移送、施設での介護が受けられるよう依頼する。

6 教育活動の再開に向けた措置

町教育委員会は、災害の規模、学校施設の被害の程度、通学路などの安全性の把握及び生徒等のこころのケアに留意した上で校長及び関係機関と協議し、早期に教育活動が再開できるよう校長に指示する。

(1) 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目途を立て、再開に向けて準備を進める。

(2) 応急教育の実施

町教育委員会及び校長は、応急教育計画を立て臨時の学級編成を行うなどして応急教育の実施に努め、速やかに生徒等及び保護者に周知する。

なお、応急教育は、次の事項に留意して実施する。

- ア 特に精神の安定と保健及び安全に努める。
- イ 教科書、文房具又は通学用品等（以下「学用品等」という。）の損失状況を把握し、生徒等の学習に支障がないよう考慮する。
- ウ 教育の場が公民館等学校施設以外の場合は、教育の方法に留意する。
- エ 通学道路等の被害状況に応じ、危険防止の指導に努める。
- オ 学校が避難所に利用される場合は、避難者に対して学校運営の支障とならないよう指導する。
- カ 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講じて徹底する。
- キ 授業が不可能な期間が長期にわたるときは、学校と生徒等との連絡方法及び子ども会等組織の整備を図る。

(3) こころのケア対策

ア 臨時休業時の措置

学校は、臨時休業が続く場合、教職員が分担して生徒等の自宅又は避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。

イ 学校再開後の措置

町教育委員会及び学校は、学校再開後においても、必要に応じて生徒等にカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

(4) 学校施設の確保

ア 応急教育実施場所の確保

学校施設が被害を受けた場合の応急教育実施場所は、次のとおりとする。

- (ア) 応急的な修理で使用できる場合は、当該施設の応急修理を行い、使用する。
- (イ) 学校施設の一部が使用できない場合は、特別教室又は屋内体育施設
- (ウ) 学校施設の全部又は大部分が使用できない場合は、社会教育施設、体育施設等の公共施設、応急仮設校舎又は被災していない学校
- (エ) 小中学校ともに被害を受けた場合は、社会教育施設、体育施設等の公共施設、応急仮設校舎又は他市町村の学校等の公共施設

イ 利用施設の管理者との調整

町教育委員会は、町内の被災していない学校その他の公共施設を利用して応急教育を行う場合は、当該施設の管理者と施設利用に関する協議及び調整を行う。

また、他市町村の施設を利用する場合は、次の事項を示して県教育委員会に施設利用のあっせんを求める。

- (ア) あっせんを求める学校その他の施設名
- (イ) 予定施設名又は施設種別
- (ウ) 授業予定人数及び室数
- (エ) 予定期間

(オ) その他参考事項

ウ 応急仮設校舎の建設

町教育委員会は、学校施設の被害の状況により、学校敷地内又は学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設校舎を建設する。

(5) 教職員の確保

町教育委員会は、災害に伴い教職員が不足し、学校活動の再開に支障がある場合は、校長の求めに応じ、次の事項を示して県教育委員会に教職員の応援派遣を要請する。

ア 応援を求める学校名

イ 授業予定場所

ウ 教科別派遣要請人員

エ 派遣要請予定期間

オ 派遣要請職員の宿舎等

カ その他参考事項

(6) 学用品等の支給

ア 被害調査

学校は、生徒等の被災状況を調査し、災害によりその住家が全半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、就学上欠くことのできない学用品等を喪失又は毀損して就学に支障を生じている場合には、不足する学用品等を把握し、町教育委員会に報告する。

イ 調達及び支給

町教育委員会は、不足する学用品等を指定業者から調達し、原則として学校を通じて支給する。

(7) 学校給食の再開

ア 応急給食の措置

町教育委員会及び学校は、次の点に留意して応急給食を実施する。

(ア) 平常の給食が実施できない場合においても、パン、牛乳等の給食（応急給食）を実施するよう努める。

(イ) 原材料又はパン、牛乳等の調達が困難な場合は、県に物資の調達を要請する。

(ウ) それでもなお応急給食の実施が困難な場合は、給食を中止する。

イ 給食費支払い困難者の把握

学校は、被災による経済的理由等により給食費の支払いが困難であると認められる生徒等については、町教育委員会を通じて県に報告する。

7 保育所における応急対策

保育所は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき応急対策を実施するとともに、町は、保育所から要請があった場合、支援策を講じる。

第24節 文化財応急対策

【実施担当】 教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

文化財所有者又は管理者（以下この節において「所有者等」という。）は、災害により被災した文化財の被害状況を把握して、関係機関に報告するとともに、協力して、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が現状より失われないような必要措置をとる。

(2) 降雪期の対応

雪崩や建物の崩壊の危険が高いことから、入場者の避難、被災後の建物の点検、文化財の一時搬出等に際し、より一層慎重に行う。

また、特に避難誘導路等の確保に努める。

2 被害状況の把握、報告及び救済措置

(1) 文化財の保護措置

所有者等は、近隣住民の協力を得ながら、危険のない範囲で、被災文化財の保護及び救出等にあたる。

(2) 教育委員会への被害報告

所有者等は、被災した文化財の被害状況を把握して町教育委員会にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

(3) 把握及び支援

町教育委員会は、文化財の被害状況を把握し、所有者等から支援要請があった場合は、可能な限り被災文化財の保護及び救出等の活動にあたる。

3 応急措置

町教育委員会は、被災文化財の指定状況に応じて、次のとおり対応する。

(1) 国及び県指定文化財への対応

把握した被災文化財の状況について速やかに県教育委員会に報告するとともに、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係機関と連絡及び調整を図り、所有者等に対する指導及び助言の仲立ちをする。

(2) 町指定文化財への対応

応急的措置及び修理について所有者等に助言、指導を行い、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

(3) 未指定文化財への対応

被災文化財に対する保護及び保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

第25節 障害物の処理計画

【実施担当】建設部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、緊急交通路を確保する。

(2) 降雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、県等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施にあたる。

2 被災地における障害物の情報収集

道路上等の障害物の状況の把握に努め、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。

3 輸送路等の障害物の除去

(1) 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について除去する。

(2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第26節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

風水害、地震等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ、津波等が発生し、多くの死者が発生することが懸念されることから、町は、関係機関の協力を得ながら、行方不明者の搜索及び遺体の処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

一連の業務にあたっては、遺族の感情等を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

また、公衆衛生上の危害を未然に防止するため、冷房対策のできる遺体安置場所と柩にドライアイス等の手配により、遺体の腐敗を防ぐ対策を行う。

2 行方不明者の把握及び搜索

(1) 行方不明者の把握

ア 要搜索者名簿の作成

町は、災害による行方不明者の通報又は問い合わせがあったときは、その者の氏名、住所、年齢、性別、身体的特徴、着衣及び携帯品等（以下「行方不明者情報」という。）

又はこれらが明らかでないときは、行方不明者の発生した地域及び行方不明者数を記録し、要搜索者名簿を作成する。

イ 避難者名簿等との照合

町は、行方不明者について、避難者名簿、救護所受診者名簿その他把握している安否情報等と照合する。

ウ 警察への通報等

町は、避難者名簿等との照合により安否が確認できないときは、行方不明者情報又はこれらが明らかでないときは行方不明者の発生した地域及び行方不明者数を明らかにして県警察に通報し、関係機関に連絡するとともに、県に報告する。

(2) 行方不明者の搜索

ア 搜索の実施

町は、要搜索者名簿に基づき、県警察、第九管区海上保安本部、柏崎市消防本部、自衛隊、消防団、自主防災組織及び行方不明者の家族等と協力して行方不明者の搜索を行う。

イ 自衛隊派遣要請の依頼

町長は、県に搜索状況を報告するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣要請をするよう知事に依頼する。

ウ 生存者発見時の措置

町は、搜索活動中に生存者を発見した場合、直ちに保護して医療を受けさせるとともに、県警察を通じて搜索依頼者に連絡する。

エ 遺体発見後の措置

町は、搜索活動中に遺体を発見した場合、遺体の状態に何らかの疑いがあるときは遺体及び遺体の所在場所を保存しておくとともに、直ちに県警察（漂着した場合は第九管区海上保安本部。以下この節において同じ。）に通報し、その後の処理について指示を受けるものとする。

3 遺体の収容

(1) 遺体安置所の確保

町は、遺体の身元識別のため又は死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、次の事項を考慮して、町内の公共施設又は寺院等を遺体安置所として確保する。

ア 公衆の面前にさらさない場所

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体処理作業が容易に行いうる場所

ウ 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行いうる場所

(2) 連絡及び広報

町は、遺体安置所を設置したときは、県警察等関係機関に連絡し、必要に応じて防災行政無線、スマートフォン等のSNS等の通信機能、ホームページ及びチラシ等により町民等に広報する。

(3) 必要な物品及び人員の手配

町は、遺体安置所に必要な納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の指導要員の確保について、県を通じて葬儀関係事業者等に手配を要請する。

(4) 遺体の運搬

町は、要搜索者名簿に基づき、県警察、柏崎市消防本部、自衛隊、消防団、自主防災組織及び遺族等と協力して遺体を遺体安置所に運搬する。

また、搬送車両が不足する場合は、公益社団法人新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。

(5) 公衆衛生の確保

町は、柩、ドライアイスの使用等により、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

4 遺体の処理

(1) 検案場所の確保

町は、日赤及び一般社団法人新潟県医師会等と協力して、医師による検案を実施するための場所等を確保する。

(2) 遺体の身元確認

町は、与板警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。

(3) 遺体の引き渡し等

ア 遺族等への引き渡し

町は、検案等必要な措置がとられた遺体の身元が判明した場合、与板警察署を通じて、遺族その他遺体を引き渡すことが適当と認められる者に収容している遺体を引き渡す。

イ 町での保管

町は、検案等必要な措置がとられた遺体の身元が判明しない又は、遺族その他遺体を引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すことができないときは、与板警察署の要請により遺体を着衣及び所持品とともに保管するものとする。

(4) 漂着遺体の取扱い

ア 遺体の身元が判明している場合

町は、遺体の身元が判明している場合は、検案等必要な措置がとられた後、直ちにその遺族その他遺体を引き渡すことが適当と認められる者又は災害発生地市の市町村長に連絡して引き渡す。

ただし、被害地域に災害救助法が適用されている場合、これを引き取らせることができないときは、知事に漂着の日時及び場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 町は、遺体の身元が判明していない場合であって災害救助法を適用されていたり、災害発生地市町村から漂着したものと推定される場合は、アと同様に取り扱うものとする。

なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておくものとする。

(イ) 町長は、遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

5 遺体の埋葬

(1) 埋火葬の実施

町は、災害時の混乱の際に死亡した者について、その遺族が混乱期のため埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合は、応急的な措置として、次の事項に留意して埋葬を行う。

ア 遺体を霊柩車により搬送し、遺体を火葬に付し、又は柩、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって遺体の埋葬を行う。

イ 埋葬にあたっては、埋葬台帳を作成する。

ウ 搬送車両が不足する場合は公益社団法人新潟県トラック協会に、また、骨つぼ等が不足する場合は葬祭関係団体に手配するよう県に要請する。

エ 死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。

(2) 身元不明遺体の埋火葬

町は、次の点に留意して身元不明遺体の埋火葬を行う。

ア 身元引受人が見つからない遺体については、町長を身元引受人として、死体火(埋)葬許可書の発行手続をとる。

- イ 遺体の状況、相貌、遺留品その他本人の認識に必要とする事項を告示するとともに、報道機関を通じて公示する。
- ウ 遺骨及び遺留品の保管所を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。
- エ 身元不明の遺骨の引取人が1年以内に判明しない場合は、身元不明者として取り扱い、町が別に定める場所に移管する。
- オ 外国人の埋葬を行うときは、風俗、習慣及び宗教等に配慮する。

6 広域応援要請

町は、町の体制では遺体の搜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合は、次の事項を示して県又は近隣市町村に応援を要請する。

- (1) 遺体処理実施場所
- (2) 対象人員の概数
- (3) 設備施設の状況
- (4) 応援を求める職種別人員
- (5) 応援を求める物資等の種別及び数量
- (6) 処理期間
- (7) その他参考事項

第27節 愛玩動物の保護対策

【実施担当】 救災部・教育部

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの町民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想されるため、愛玩動物を同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ町民に提供するように努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

2 動物同行避難者や被災した愛玩動物への対応

- (1) 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、県及び動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- (2) 避難所での愛玩動物の飼養状況などについて、県及び動物救済本部に情報提供する。
- (3) 避難者に動物飼育関連物資を配布する。
- (4) 町民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。
- (5) 仮設住宅の設置にあたり、被災者の愛玩動物飼育について配慮する。

第28節 給水・上水道施設応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

飲料水及び生活用水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

災害が発生したときは直ちに施設の緊急点検を実施し、供給不能区域を特定し、被害程度により、応急給水の方法を決定する。この際には、指定避難所、医療機関及び公共施設を優先するものとする。

これと同時に、応急復旧、本復旧計画を策定し、早期に給水機能の復旧を完了し、町民等の生活及び心身の安定を図るものとする。

また、町民等に対して断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について適切な広報を実施する。

(2) 要配慮者等に対する配慮

ボランティア活動や町民相互の協力体制等の対応を確認し、要配慮者に対して確実に給水を行うものとする。

給水不能の場合は、福祉避難所への入所を検討する。

(3) 降雪期の対策

道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行い、円滑な復旧作業を図る。また、各需要家は、緊急点検が実施できるよう、水道メーター、止水栓周りの除雪を行う。

運搬給水に際しては、道路状況が分かりづらいため、慎重に実施するとともに、状況に応じて自衛隊に依頼する。

2 被害状況の把握

町は、災害発生後、次により居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

- (1) 監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認
- (2) 町職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認
- (3) 町民等からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報
- (4) 電気等他ライフライン事業者から情報収集

3 緊急措置

町は、二次災害の防止のため、被害の状況に応じて次の緊急措置を実施する。

- (1) 配水池等の水位を確認し、浄水を確保
- (2) 消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置
- (3) 汚水混入事故の有無を確認し、必要に応じて給水の停止措置
- (4) 衛生確保のため被害発生地区の管路の遮断

4 応急対策方針の決定

(1) 応急給水計画及び応急復旧計画の策定

町は、主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数を迅速かつ的確に把握し、地区ごとに応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(2) 応援要請

町は、動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、必要により県に支援及び関係団体への応援要請を依頼する。

5 応急給水活動

町は、応急給水計画に基づき、生活用水にも十分に留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

(1) 給水方法

被災状況に応じて地区別に、次の方法を選定し、効率的に給水する。

ア 拠点給水

浄水場、指定避難所、公共施設等に給水施設を設けて飲料水を給水する。

イ 運搬給水

浄水場からポリタンク等により飲料水を確保、又は備蓄されている保存水等により飲料水を被災地に運輸し給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して飲料水を給水する。

(2) 優先順位

医療機関、指定避難所、社会福祉施設等を優先する。

(3) 飲料水の確保

ア 水道施設の活用

(ア) 災害をまぬがれた水道施設を稼働し、飲料水を確保する。

(イ) 配水池や貯水槽等で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

イ 資機材の借り上げ

業者からろ水器その他必要な機械、器具を借り上げる。

(4) 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底した上で応急給水する。

(5) 生活水の確保

ア 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い等で使用した水を、トイレの水として再利用するよう町民等呼びかける。

イ 自主防災組織、消防団等と協力して、プール、河川の水をくみ上げ、トイレの水として利用する。

6 応急復旧活動

町は、応急復旧計画に基づき、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

(1) 復旧作業手順

配水施設を最優先とし、次いで配水管、給水装置（各戸1栓程度）の通水作業を実施する。

(2) 優先順位

医療機関、指定避難所、社会福祉施設等を優先する。

(3) ライフライン事業者間の調整

他のライフライン事業者と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。

7 町民等への広報

町は、町民等に対して、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について、段階的に広報し、不安の解消に努める。

8 活動状況の記録

町は、実施した応急給水活動及び応急復旧活動等について、日報及び写真等により活動状況を記録する。

第29節 下水道等施設応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生後直ちに、被害状況の把握及び応急復旧を実施する。
- イ 下水道施設が使用可能となるまでは、早期復旧のため使用を自粛する。
この場合、災害発生から最低3日間程度、できれば1週間分は、原則として各々備蓄していた携帯トイレを使用する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

- ア 避難所に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等を設置する。
- イ 被災箇所、要配慮者が進入し二次災害が発生しないようにバリケード等を設置する。

(3) 降雪期の対応

浸水による埋戻土の流出等により道路が陥没した場合、交通及び道路除雪に危険が発生するため、道路管理者等と協力し危険箇所を把握し十分な対応をする。

2 緊急点検、緊急調査等による対応

町は、災害発生直後、下水道施設等、町管理施設の重大な機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くために、次のとおり施設の緊急点検、緊急調査を実施し、県に報告する。

(1) 管渠

下水道管の閉塞、破損等による機能障害及び道路、周辺施設等への二次災害の危険性を緊急に取り除くため、道路管理者との協議の上、バリケード、マーカーライト等の設置、陥没部への砂利等の投入、危険箇所への通行規制など必要な措置を講ずる。

(2) 処理センター・浄化センター

処理センター及び浄化センターにおいて、人的被害につながる二次災害未然防止として、建物、機械・電気設備の緊急点検を行い、必要に応じて火気の使用禁止、立入禁止、漏水箇所の止水等を行う。

(3) マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の点検を行う。

3 応急復旧による対応

(1) 応急復旧計画の策定

町は、おおむね1週間以内を目途に、緊急点検及び緊急調査に基づく応急復旧計画を策定する。

(2) 応急復旧の実施及び連絡

町は、応急復旧計画に基づき、指定避難所等に連結する下水道等施設を優先して次のとおり応急復旧を実施し、施設の利用を再開するとともに、応急復旧状況等を県に連絡する。

ア 管渠

管路施設の構造的、機能的被害程度、他施設に与える影響程度を判断し、下水道管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、バキュームカー等による下水の排除、仮管渠の設置、マンホールの切下げ等を講ずる。

イ 処理センター・浄化センター

本復旧までの一時的な処理場機能の確保をするため、コーキング、角落しによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、バキュームカー等による揚水、急結セメントによる復旧、固形塩素剤による消毒等を講ずる。

ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の被害程度の調査、バキュームカー等による下水の排除を行う。

4 本復旧による対応

町は、おおむね1ヶ月以内を目途に本復旧を実施するために必要な調査を実施し、その施設に要求される機能及び水準を適切に判断して策定する本復旧計画に基づき、本復旧を実施する。

(1) 災害査定の実施

町は、災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行いながら災害査定のための調査及び準備を行い、災害査定を受ける。

(2) 本復旧の実施

町は、本復旧計画に基づき、下水道施設等の本復旧を実施する。

5 町民等への周知等

町は、下水道施設等の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合は、防災行政無線、スマートフォン等のSNS等の通信機能、ホームページ、チラシ等によるほか自主防災組織や消防団の協力を得て、町民等に対して施設の破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置、応急復旧及び本復旧の状況並びに復旧の見通しについて周知し、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力要請するとともに、異常を発見した場合には町へ通報するよう呼びかける。

6 応援依頼

(1) 県への依頼

町は、被災調査又は応急復旧に必要な資機材、仮設資材等が確保できない場合及び調査、復旧工法等技術的支援が必要な場合は、県に支援を依頼する。

(2) 応援協定市町村等への要請

町は、町の体制では災害対応業務の実施が困難な場合は、応援協定市町村又は応援協定業者に応援を依頼する。

第30節 危険物等施設応急対策

【実務担当】 総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物施設等（危険物施設・火薬類貯蔵施設・高圧ガス施設・毒劇物保管施設・有害物質取扱施設・放射線物質施設等）の災害等による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はその恐れがある場合には、あらかじめ付近の避難行動要支援者を把握し、事業所及び関係機関と協力し避難等を行う。

(3) 降雪期の対応

緊急時応急対策が行われるよう、災害発生現場への車両等の通行を確保するため、関係機関に除雪等を要請する。

2 被害情報の収集

町は、県、柏崎市消防本部及び事業者を通じて危険物等施設の被害情報を収集する。

3 避難指示等の発令等

町長は、危険物等災害から町民等の生命及び身体を保護するため必要と認められる場合は、避難指示等もしくは屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令し、又は警戒区域を設定し、関係する自主防災組織及び消防団に協力を求めて町民等の避難誘導にあたりるとともに、被災者及び付近住民等の安否を確認し、被災者の救護にあたる。

4 火気の使用制限等

(1) 火気の使用制限

町は、危険物等の流出により火災の危険がある場合は、町民等に対し火気の使用を制限する。

(2) 飲料水の取水制限

町は、危険物等の流出により飲料水が汚染される可能性がある場合は、直ちに水道水の取水制限を実施するとともに、井戸水を使用しないよう町民に呼びかける。

5 広報

町は、危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合は、関係する自主防災組織や消防団等関係機関に連絡して町民等の避難誘導の実施を要請するとともに、直ちに防災行政無線、スマートフォン等のSNS等の通信機能、ホームページ、消防団車両等で災害の状況や避難又は屋内での待避等の安全確保措置の必要性、火気の使用制限等を広報し、県、柏崎市消防本部、与板警察署及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第31節 漁港・河川・海岸施設の応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により漁港・河川・海岸施設（以下「漁港施設等」という。）が被害を受けた場合には、速やかに県に連絡するとともに、二次災害の防止措置について協力し、人的被害の防止に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

漁港施設等に被害が及ぶと予想される時は、早期に高齢者等避難を発令し、逃げ遅れの無いよう情報提供を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る漁港施設等にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集伝達に特に配慮するものとする。

(3) 降雪期での対応

漁港等施設管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、降雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、周辺住民に周知すると共に、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

2 県との協力体制

町は、町民等からの通報又はパトロール等により漁港施設等の被災を覚知した場合、県に通報するとともに、二次災害を防止するため、県と協力して迅速な警戒避難態勢を構築する。

3 町民等に対する広報

町は、被災した漁港施設等が気象状況等により被害が拡大し、二次災害が発生するおそれがあるため、施設の被害程度、立入禁止措置の状況、応急復旧状況及び復旧の見通しについて、県の指示のもと、町民等に周知する。

第32節 土砂災害・斜面災害応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害及び斜面災害等（以下この節において「土砂災害等」という。）の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、県、消防団及び自主防災組織等関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、自主防災組織、民生委員・児童委員等に迅速かつ的確な避難指示等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 降雪時期の対応

自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

2 土砂災害等の把握及び連絡

町は、町民等から土砂災害等の通報を受けた場合及びパトロール等により土砂災害等を確認した場合、県及び関係機関へ連絡する。

3 人的被害防止措置

町長は、土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、次のとおり人的被害を防止するための措置を指示する。

(1) 避難指示等の発令

国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、町民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。

また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所、避難路、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

(2) 屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令

指定避難所まで避難することにより、かえって町民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、近隣の安全な場所への一時避難及び垂直避難等の安全確保措置の指示を発令する。

4 土砂災害等の概要調査及び措置

町は、国及び県の協力のもと、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認するとともに、必要な措置を講ずる。

(1) 被害拡大の可能性が高い場合の措置

関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。

(2) 被害拡大の可能性が低い場合の措置

被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

(3) 重大な土砂災害が想定される場合の措置

土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

5 応急対策工事

(1) 応急対策工事の実施

町は、被災詳細調査の結果により必要があるときは、国及び県の協力のもと、斜面崩壊により発生した土砂の除去、崩壊面の補強等、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

(2) 警報装置の設置

町は、国又は県の協力のもと、ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置及び監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについて検討する。

6 雪崩応急対策

町は、国及び県の協力のもと、雪崩危険箇所について、土砂災害の場合に準じて応急対策を講ずる。

第33節 農地・農業用施設等の応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

町、県、農業協同組合、森林組合及び各施設管理者等は、連携して気象情報や洪水発生等の水象情報の収集、連絡にあたるとともに、各々が管理管轄する各施設等の緊急点検による被害状況の把握及び二次災害防止措置、緊急的応急対策を速やかに実施し、農地、農業用施設等の機能回復を行う。

また、ため池等排水施設管理者は、時間雨量 20 mm以上又は連続雨量 80 mm以上の降雨があり、かつ継続し、災害発生の恐れがある場合は、概ね1時間以内に警戒配備につき、ため池等の適切な操作を行い、災害の未然防止に全力で取り組む。

(2) 危険箇所についての避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、町民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(3) 降雪期の対応

融雪期の出水の場合など、地上から緊急点検を実施できない場所又は地上からのアクセスが危険だと予見される場合は、県の防災ヘリコプター等を依頼し、雪崩の発生を誘発しない範囲で、上空からの緊急点検を実施する。

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、速やかに二次災害防止措置を講ずる。

2 被害防止対策の実施

町は、災害が発生するおそれがあるときは、気象情報や河川水位等の情報を収集して関係団体に連絡するとともに、連携して農地及び農業用施設の巡回監視を行い、事前に被害防止対策を講ずる。

3 応急対策の実施

(1) 被害状況の把握

町は、災害が発生したときは、気象情報や河川水位等の情報を収集して関係団体に連絡するとともに、パトロール要員等配置し、連携して農地及び農業用施設の巡回監視、緊急点検を行うとともに、農業協同組合、農業共済組合その他の関係団体等の協力を得ながら、専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施するなど、農地及び農業用施設の被害状況を把握し、県に報告する。

(2) 二次災害防止対策及び応急対策の実施

町は、施設被害の拡大及び二次災害を防止するため、農業協同組合、農業共済組合その他の関係団体等と情報を共有し、協力しながら次の応急対策を実施する。

ア 二次災害防止措置の実施

町は、巡回監視等により危険性が高いと判断した箇所について、不安定土砂の除去及び仮設防護柵等の設置を行う。

イ 応急排水対策

町は、浸水区域において、締め切り工事を行うとともに、排水ポンプにより排水対策を実施する。

不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。

ウ 住民避難

町は、農地の地すべり、ため池堤の損壊等により、人家や道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合には、速やかに町民等に避難指示等を発令する。

第34節 農林水産業応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

農林水産業生産者、農林水産業用施設の所有者・管理者は、災害が懸念される時には、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。

また、町、県および関係団体等は、これに必要な情報提供や指導を行う。

被災に至った場合には、関係団体が連携して、農林水産物の被害状況の調査集約を行い、この結果により、応急処置、二次災害防止、各種保険、共済制度の手続き等の事後対策を実施し、施設及び生産者等の損失を最小限に食い止める。

(2) 降雪期の対応

積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係する機関、団体、生産者等が連携して速やかに防止措置を講ずる。

2 注意喚起

町は、災害が発生するおそれがあるときは、気象情報や河川水位等の情報の収集あたるとともに、関係団体等と協力して、安全に活動できる段階での施設の点検及び被害防止対策について農林水産業者に注意を呼びかける。

3 農業の応急措置

(1) 被害状況の把握

町は、災害が発生したときは、農業協同組合、農業共済組合等関係団体と連携して農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、地域振興局に報告する。

(2) 二次被害防止指導

町は、農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

ア 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置

イ 農業用燃料及び農薬の漏出防止措置

ウ 土砂崩れ、雪崩、余震等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置

エ 農舎、農業施設等の火災防止措置

(3) 応急対策

町は、農業協同組合等の協力を得ながら、農作物の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防のための措置
- イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保
- カ 消雪促進のための措置
- キ 農業用施設の応急工事等の措置

3 畜産業の応急措置

(1) 被害状況の把握

町は、災害が発生したときは、畜産飼養者の被害状況を把握して県に報告するとともに、地域振興局及び家畜保健衛生所が実施する現地調査に協力する。

(2) 二次災害防止対策

町は、家畜飼養者、酪農組合等に対し、次の二次災害防止対策を指示する。

- ア 畜舎の二次倒壊防止措置
- イ 停電発生農場への電源供給
- ウ 生存家畜の救出
- エ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による町民等への危害防止措置

(3) 応急対策

町は、県と連絡をとりながら、県が講じる次の応急対策について実施、協力する。

- ア 死亡・廃用家畜の処理
 - (ア) 死亡家畜の受け入れ体制確保
 - (イ) 死亡家畜の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査
 - (エ) 家畜廃用認定
 - (オ) 家畜緊急輸送
- イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置
 - (ア) 家畜飼養者に対する衛生指導
 - (イ) 被災家畜の健康診断、畜舎消毒
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保
- ウ 動物用医薬品及び飼料等の供給
 - (ア) 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請
 - (イ) 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請

4 林業の応急措置

(1) 被害状況の把握

町は、災害が発生したときは、森林組合等関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集し、把握した被害状況及び必要な緊急措置等を地域振興局に連絡する。

(2) 二次災害防止対策

町は、緊急に必要なときは、二次災害を防止するため、生産者や関係団体等に対し、次の指導等を行う。

- ア 倒木等の除去
- イ 林業等関係施設の倒壊防止措置
- ウ 燃料、ガス等漏出防止措置

(3) 応急対策

町は、地域振興局及び関係団体と協力しながら、林産物、製材品及び林業用関係施設の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。

- ア 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置
- イ 病虫害発生予防措置
- ウ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- エ 応急対策用資機材の円滑な供給
- オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導

5 水産業の応急措置

(1) 被害状況の把握

町は、災害が発生したときは、漁業協同組合等関係団体と連絡をとりながら、水産物及び水産業施設の被害状況を把握し、県に報告する。

なお、被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、県に支援を要請する。

(2) 二次災害防止対策

町は、二次災害を防止するため、漁業協同組合等に対し、船舶燃料等の漏出防止措置と流出油への引火防止措置を指示するとともに、大規模な燃料流出等が発生した場合は、知事に応急対策を要請する。

(3) 応急対策

町及び県は、漁業協同組合の協力のもと、水産施設の被害状況に応じ、次の措置を講ずる。

- ア 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕
- イ 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害状況の提供
- ウ 冷凍・冷蔵水産物の受入れ先の確保及び調整等
- エ 応急対策用水産資材の円滑な供給

(4) 災害査定前着工

町又は漁業協同組合は、施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、県に相談し、指示に従い災害査定前に復旧工事に着手する。

第35節 商工業応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

天気予報等の情報により、災害の発生が予見される場合には、観光イベント等の中止も含めた事前対応を行い、被害を最小限に留めるため、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講ずる。

災害に至った場合には、町及び関係団体は協力して事業所等の被害状況を把握し、状況に即した支援策を創設、あるいは国及び県に必要な支援策を要請する。

また、被災中小企業者のための相談窓口の設置し、各事業所の詳細な状況を把握するとともに、行政等の支援策について周知する。併せて、広報等により周知を徹底する。

観光産業の事業者等は、町と連絡を密に取り、観光客等が遅滞無く避難できるよう適切に誘導する。

(2) 降雪期の対応

国道、県道、市道を含め、関係機関と十分協議し、交通の確保を図るとともに、除雪、排雪支援を行なう。

また、除雪作業中の二次災害防止のための広報等を実施し、十分な注意喚起を促す。

2 商工業の応急措置

(1) 事業継続計画の策定

ア 企業・事業所の責務

企業・事業所は、災害による事業中断を最小限にとどめるため、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の構築を行うなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれに基づき必要な初動対策を講じる。

イ 事業継続計画及び事業継続マネジメントの整備に向けた活動

町は、商工会の協力を得て、事業継続計画の策定状況及び事業継続マネジメントの構築状況の実態把握に努めるとともに、未整備の企業・事業所に対し、計画の策定等に必要な情報を提供する。

(2) 被害状況の把握

町は、商工会その他関係団体に協力を要請して町内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。

(3) 相談窓口の設置協力

町及び商工会は、県が行う被災中小企業者等のための現地相談窓口の設置及びその広報に協力する。

(4) 風評被害対策

町は、県が行う、風評被害対策のための被災地域及び被災状況についての情報提供に協力する。

(5) 観光客の避難

町は、民間施設に滞在している観光客に対し、その施設の管理者を通して速やかに避難指示等を伝達する。

第36節 応急住宅対策

【実施担当】 総務部・建設部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者で、自力で住宅を確保できない被災者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む。）の設置、また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等への住宅の応急修理について、県に協力し、被災者の居住の安定と早期の生活再建を支援する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居についても、県事業に協力し物件情報を提供し、被災者の居住の安定と早期の生活再建を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(3) 降雪期対策

応急仮設住宅の設置では、冬期間の利用の利便を確保するため、施設整備を充実する。特に屋根雪処理、住宅周り雪処理、結露、暖房設備等には配慮するよう県に要請する。

2 応急危険度判定

町は、災害発生後、被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施し、二次被害を防止する。

(1) 応急危険度判定実施の決定

災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

(2) 判定士及び判定資機材等の確保

県、他市町村、建築関係団体等に要請し、応急危険度判定士その他の調査班職員、判定資機材及び車両を確保するとともに、受入体制を確立する。

(3) 実施等の周知

町民に対し、防災行政無線、スマートフォン等のSNS等の通信機能、ホームページ、チラシ等により応急危険度判定の実施、日程、罹災証明との相違等を周知し、二次災害が起こらないよう所有者に判定結果とその意味を十分周知する。

(4) 判定作業の担当課

ア 被災建築物応急危険度判定は、町民課が担当する。

イ 被災宅地応急危険度判定は、建設課が担当する。

(5) 県への報告

応急危険度判定の結果及び応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を災害発生の日から1週間以内を目途に確定し、県に報告する。

3 被害認定

町は、被災者支援策と関連する「罹災証明書」の早期発効のため、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、実施する。

(1) 家屋の被害認定調査

家屋の被害認定調査は、町民課が担当する。

ア 情報の収集

建物等の被害状況を調査、情報収集し、建物等被害の予測を行う。

イ 調査体制の構築

県、他市町村及び町建築士会等関係団体の協力を得て、調査員及び調査備品等を確保し、調査体制を構築する。

ウ 判定基準

次の基準に従って家屋の被害認定調査を実施する。

(ア) 災害の被害認定基準

「災害の被害認定基準について」(令和3年6月24日府政防第670号内閣府政策統括官(防災担当)通知)

(イ) 浸水等による住宅被害の認定

「浸水等による住宅被害の認定について」(平成16年10月28日付府政防第842号内閣府政策統括官(防災担当)通知)

(ウ) 被害認定基準の運用指針等

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月改定)及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料」

エ 調査方法

(ア) 風水害の場合

外観目視及び内部立入による調査を実施する。

(イ) 地震の場合

第1次調査として外観目視による調査を実施し、被災者から申請があった場合は第2次調査として外観目視及び内部立入による調査を実施する。

ただし、状況に応じ第1次調査を省略し、第2次調査を実施することができる。

オ 再調査

(ア) 再調査の実施

罹災証明の判定結果に不服のあった家屋及び被害認定調査ができなかった家屋について、被災者の申出に基づいて再調査を実施する。

(イ) 再調査の申出期間

再調査の申出期間は、災害の発生からおおむね3か月の期間とする。

(2) 罹災証明等

罹災証明書及び被災証明書の発行は、総務課が担当する。

ア 発行体制の構築

町の体制だけでは罹災証明書等発行業務の実施が困難な場合は、次により体制を構築する。

(ア) 派遣要請

県又は他市町村に職員の派遣を要請する。

(イ) あっせん依頼

国又は県に関係機関職員のおっせいを依頼する。

イ 罹災証明書の発行

(ア) 罹災証明書の発行

被災者の申請に基づき、当該災害による家屋の被害の程度（全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水）を証明する罹災証明書を被災者に無償で交付する。

なお、火災による罹災（全焼、半焼、水損）証明書は、柏崎市消防署が損害状況を調査し、発行する。

(イ) 罹災証明書の再交付

再調査の結果家屋の被害の程度が変更された場合は、罹災台帳を修正のうえ改めて罹災証明書を発行して被災者に交付し、被害の程度に変更がなかった場合はその旨を被災者に通知する。

(ウ) 未確認、期限切れの受付

町が調査確認できなかったものについては原則として証明書の発行は行わないが、写真や行政区長等第三者の証明によって罹災を証明することが可能で、かつ、町長が認めた場合に限り証明書を発行する。

ウ 被災証明書の発行

災害により受けた罹災証明の対象以外の被害について、被災者の申請に基づき、被災証明書を発行する。

(3) 広報

被害認定調査の実施、趣旨、日程、建物応急危険度判定との違い等及び罹災証明書の発行開始日、申請窓口、申請手続、再調査の申請手続等について、防災行政無線、ホームページ、チラシ等により町民に広報する。

4 応急仮設住宅の供与

町は、災害救助法が適用される場合、災害のため住家が滅失した被災者のうち自らの資力で住宅を確保することができない者に対し、県及び町が設置した応急仮設住宅を供与する。

(1) 建設による供与

ア 建設候補地の選定

あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として、次の条件を考慮したうえで公有地を選定しておくとともに、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と協議しておく。

- (ア) 建設時に支障が出ないよう、ライフラインの接続が可能であること
- (イ) 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障がないこと
- (ウ) 生活利便施設、交通、教育、被災者の生業の利便等

イ 建設

災害救助法が適用される場合、県が応急仮設住宅を建設するが、県からの委任を受けたとき、又は災害救助法が適用されない程度の災害の場合においても必要があると認めるときは、町が災害救助法の適用基準に準じて応急仮設住宅を建設する。

(ア) 規模及び費用

1戸あたりの建設面積及び費用は、原則として新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。

(イ) 建設にあたっての考慮事項

応急仮設住宅の建設にあたっては、必要に応じて次の事項について考慮する。

- a 入居者のコミュニティ形成、維持のための集会所の設置
- b スロープや手すり等要配慮者のニーズに応じた設備の設置
- c グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置
- d 二次災害への配慮

(ウ) 建設の時期

応急仮設住宅は、災害が発生した日から原則として20日以内に着工し、災害発生から2か月以内に供与できるよう、速やかに完成させる。

ただし、災害救助法が適用される場合において、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、知事を通して内閣総理大臣に着工期間の延長を協議する。

(2) 公営住宅、民間賃貸住宅の確保による供与

ア 公営住宅の確保

行政財産の目的外使用許可手続き等により、空いている町営住宅などの町所有住宅を確保し、不足する場合は、近隣の公営住宅を確保するよう県に要請する。

イ 民間賃貸住宅の確保要請

町内又は近隣の民間賃貸住宅の空き家に被災者が入居できるよう県に要請する。

(3) 入居者の選定及び管理

ア 入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流出した者
- (イ) 仮住宅がなく又は借家等の借り上げもできない者
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者のうち、民生委員・児童委員その他福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められる者（具体的には次の例示のとおり）
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者

- c 特定の資産のない母子世帯、病弱者、障害者、勤労者及び小企業者
- d 前記に準ずる経済的弱者

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、供与対象者を入居者として選定する。

なお、入居者選定に関しては、次の事項に配慮する。

- (ア) 要配慮者のいる世帯を優先して入居させるとともに、相応の応急仮設住宅に入居できるように配慮する。
- (イ) 介護サービスを受ける者の応急仮設住宅を近接させるよう配慮する。
- (ウ) 動物飼育者が飼育しやすいよう配慮する。

ウ 管理

県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、こころのケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、愛玩動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。

ただし、特定非常災害に指定された場合は、存続期間を延長させることができる。

5 住宅の応急修理供与

町は、災害により住家に半壊又は半焼の被害を受けた者で、自らの資力で応急修理ができないものに対して、災害救助法の適用により、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分について、最小限度必要な補修の措置を行う。

(1) 修理供与対象

修理供与の基準は、次のとおりとする。

ア 以下の全ての要件を満たす世帯

- (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること
- (イ) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
- (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- (エ) 応急仮設住宅（公営住宅及び民間賃貸住宅を含む。）を利用しないこと

イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、町又は県において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

(2) 応急修理の範囲

応急修理は、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施する。

(3) 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

(4) 応急修理の期間

応急修理の期間は、原則として災害が発生した日から1か月以内に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議のうえ必要最小限度の期間を延長することができる。

(5) 応急修理の手続

応急修理の手続は、おおむね次のとおりとする。

ア 指定業者リストの作成

イ 住宅応急修理申込書の受領及び指定業者リストの交付

ウ 提出された修理見積書、被害状況や工事予定箇所を示す施工前の写真（各2部）の内容精査及び修理依頼書を委託業者に交付

エ 工事完了届出の及び請求書の受領及び工事検査の実施

オ 請求書に基づく代金支払

(6) 制度の広報

広報紙、チラシ、ホームページ等を通じ、町民に制度概要及び申請期間等を周知する。

第37節 ボランティアの受入れ計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう関係機関と連携し、ボランティアセンターの設置及び災害ボランティア活動を支援する。
- イ 避難者や避難所の状況、被災地の被害状況、ボランティア需要の把握に努め、ボランティアセンターへの確かな情報提供を行う。
- ウ 地域事情や風習等に不案内な他県等のボランティアの受入れに際しては、被災地の事情等を十分に周知し、被災者とボランティアとの良好な関係を保持する。

(2) 降雪期の対応

無雪地域からのボランティア支援については、活動の円滑性と安全性が確保される場合に受入れを行う。

2 ボランティアセンターの設置

(1) 設置主体

社会福祉協議会は、災害が発生し災害ボランティア活動の必要があるときは、町と協議してボランティアセンターを設置する。

(2) 県支援センターへの支援要請

社会福祉協議会及び町は、ボランティアセンターの立ち上げについて、必要に応じ、県支援センターに支援を要請する。

3 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、ボランティアセンターに職員を派遣し、ボランティアセンターの運営に係る統括及び資金管理を行う。

(1) 活動内容

- ア ボランティアセンターの運営及び指定避難所等におけるボランティアニーズの把握
- イ ボランティア需要に基づいた人員の調整及び関係機関などへの情報の発信
- ウ 駆け付けたボランティアの受入、登録、派遣及びその記録
- エ ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分け
- オ その他ボランティアニーズに基づいた活動

(2) 情報及び資機材の提供

町は、指定避難所等で把握したボランティアニーズの情報及びボランティアセンター運営に係る資機材を提供する。

(3) 職員の派遣等

町及び県社会福祉協議会等は、必要に応じて職員をボランティアセンターに派遣し、運営を支援する。

(4) 町との情報共有

ボランティアセンター担当者は、町と定期的な打ち合わせを行うとともに、町の要請に応じて本部会議へ出席し、情報共有を図る。

第38節 義援金の受入れ・配分計画

【実施担当】 総務部・救災部

1 計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ及び保管

受入窓口は、出納室とする。

(1) 義援金受入れの周知

義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、ホームページ及び県、国、報道機関を通じ、次の事項を公表するものとする。

ア 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）

イ 受入窓口

(2) 現金の受入れ

ア 一般から受領した義援金は、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金の「災害義援金」として入金する。

イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、歳計現金として一般会計で歳入する。

(3) 義援金の管理

ア 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害義援金として管理する。

イ 国又は地方公共団体等から町長あての見舞金は、一般会計の歳計現金として管理する。

3 義援金の配分

(1) 義援金配分委員会の設置

寄託された義援金は、必要に応じて義援金配分委員会を組織し、配分を決定するものとする。

(2) 義援金配分委員会の構成

町、日本赤十字社出雲崎町分区、社会福祉協議会、その他義援金受付団体等

(3) 配分計画の決定

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第39節 救援物資受入れ計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

全国から寄せられる大量の救援物資の受入れ、保管、仕分け、配送等の体制を整備し、被災者が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災者へ必要な物資を配分する。

2 義援物資の受入れ、配分

(1) 義援物資の受入れ

ア 受入場所の指定

町は、義援物資の受入れ、保管、仕分け及び配分を行うための物資集配拠点施設を確保する。

イ 受払簿の整備

町は、義援物資の受払簿を作成し、受入れ及び配分の状況を管理する。

ウ 受入れの周知

町は、受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリストをホームページ及び報道機関等を通じて広く周知する。

(2) 義援物資の保管、仕分け及び輸送

町は、義援物資の保管及び仕分けをボランティアの協力を得て行い、輸送は必要に応じて輸送業者等に要請する。

(3) 義援物資の配分

ア 義援物資の配分

町は、町が調達した物資や県等に応援を要請した物資と調整して義援物資の配分方法を決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

イ 配分の周知

町は、義援物資の配分にあたっては、配分の日時、場所、品目、数量等を事前に防災行政無線、スマートフォン等のSNS等の通信機能、ホームページ、チラシ等により町民等に広報する。

ウ 生鮮食料品の優先配分

町は、食料品で保存の利かないものは他に優先して配分する。

第40節 災害救助法による救助

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

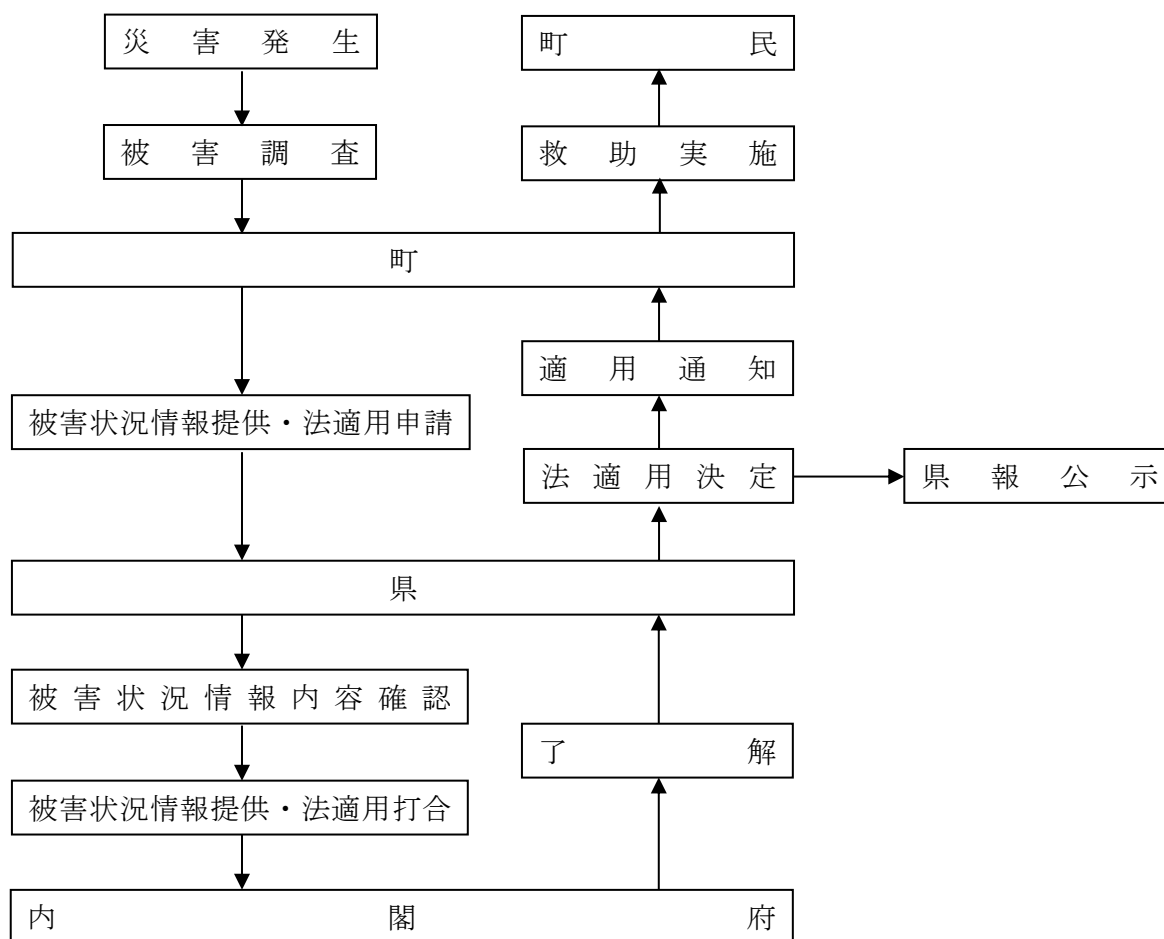
(2) 降雪期の対応

豪雪により、家屋の倒壊等、法の適用基準に達した場合は、法の適用により救助を実施するものとする。

(3) 広域避難への配慮

被災状況により、他県・他市町村へ避難者が必要になる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 業務の体系



3 災害救助法の適用

(1) 救助の実施

知事は、災害救助法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法廷受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

(2) 災害救助法適用の要請

町長は、災害時において災害救助法適用の基準に達する被害が発生した場合は、知事に対して災害救助法の適用を要請する。

(3) 町長への委任

知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(4) 知事が行う救助の補助

町長は、知事の委任により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(5) 事態急迫の場合の措置

町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。

4 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

災害救助法による救助は、次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とするが、例外として次の災害でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

知事は、次のア～オのいずれか一つに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 町内の住家滅失世帯が30世帯以上であるとき。

イ 県内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町内の住家滅失世帯が15世帯以上であるとき。

ウ 県内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること）がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令に定める次の基準に該当するとき。

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 被害状況の判定基準

ア 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂や竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

滅失世帯数＝(全壊・全焼・流失)＋(半壊・半焼×1/2)＋(床上浸水等×1/3)

イ 住家滅失の認定

(ア) 住家全壊（全焼・全流失）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没もしくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、次のいずれかのもの。

a 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家半壊（半焼）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、次のいずれかのもの。

a 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので次のいずれかのものを大規模半壊という。

a 損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの

b 住家の損害割合が40%以上50%未満のもの

中規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので次のいずれかのものを中規模半壊という。

a 損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの

b 住家の損害割合が30%以上40%未満のもの

(ウ) 床上浸水

住家が床上浸水又は土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

5 災害救助法の適用手続

(1) 情報提供、適用申請

町長は、災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して次の事項を速やかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調べ
- エ すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- オ その他必要事項

(2) 適用の決定通知

知事は、町長からの情報提供もしくは要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、災害救助法の適用基準に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは、町長に対し、直ちに災害救助法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助の内容と期間を示して通知する。

6 災害救助法による救助の種類

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在は運用されていない）
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の方法

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給して救助を行うことができる。

7 町長による救助事務の実施

(1) 町長への救助事務の委任

知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(2) 委任の通知

知事は、町長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を町長に通知する。

(3) 町長が行う救助事務

6 (1)の救助事務のうち、応急仮設住宅の供与、医療及び助産並びに生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与以外の救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は災害救助法の適用決定と同時にこれらの救助を町長が行う旨通知する。

(4) 災害救助法の適用決定までに実施した救助の取扱い

災害発生から災害救助法の適用決定までの間に町長が実施した(3)の救助は、災害救助法に基づいて実施したものとみなす。

8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

(1) 一般基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等については、内閣総理大臣が定める「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）に従ってあらかじめ知事が定める。

(2) 特別基準

災害の種類、態様、被災者の構成又は家族事情、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、町長は知事に対し、災害等の実情に即した救助を実施するため、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、特別基準の設定を行うよう要請する。

(3) 救助実施状況の報告

町長は、災害直後における当面の応急的措置及び後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の清算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日ごとに記録、整理して知事に報告する。

9 強制権の発動

(1) 知事の委任に基づく強制権の実施

町長は、知事が迅速な救助を行うため特に必要があると認め、次の知事の権限に属する事務の一部を町長が行うこととし、町長に通知して公示した場合は、これらの事務を実施する。

ア 救助業務従事の命令（災害救助法第7条）

災害救助法に定めた職業の者を救助に関する業務に従事させる権限

(ア) 医療関係者

- a 医師、歯科医師又は薬剤師
- b 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士

(イ) 土木建築工事関係者

- a 土木技術者又は建築技術者
- b 大工、左官又はとび職
- c 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

(ウ) 輸送関係者

- a 鉄道事業者及びその従業者
- b 軌道経営者及びその従業者
- c 自動車運送事業者及びその従業者
- d 船舶運送業者及びその従業者
- e 港湾運送業者及びその従業者

イ 救助に関する業務への協力命令（災害救助法第8条）

被災者及び近隣の者を炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

ウ 施設の管理又は物の使用、保管命令もしくは収用（災害救助法第9条）

(ア) 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- a 病院、診療所又は助産所
- b 旅館又は飲食店

(イ) 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な土地、家屋又は物資を使用する権限

(ウ) 保管命令

災害の混乱時に放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等に保管させる権限

(エ) 収用

災害の混乱時に放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等から収用する権限

(2) 公用令書の交付及び損失補償

町長は、救助業務従事の命令及び施設の管理又は物の使用、保管命令もしくは収用の権限を行使するときは、公用令書を交付し、通常生じる損失を補償する。

10 災害救助法が適用されない場合の救助

(1) 出雲崎町災害救助条例による救助の実施

町長は、災害が発生した場合で災害救助法が適用されないときは、出雲崎町災害救助条例に基づき救助を実施し、被災者の保護を図る。

ア 救助の実施要件

- (ア) 住家が滅失した世帯数が8以上に達した場合
- (イ) 多数の世帯の住家が滅失し、町長が特に必要と認めた場合
- (ウ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

イ 救助の種類

- (ア) 避難所の設置
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (エ) 災害にかかった者の救出
- (オ) 応急仮設住宅の設置（生活困窮者が対象）
- (カ) 災害にかかった住宅の応急修理（生活困窮者が対象）
- (キ) 障害物の除去（生活困窮者が対象）

ウ 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則に定める範囲内、すなわち、内閣総理大臣が定める「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」とおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合には、救助の期間を延長して行うことができる。

(2) 県による救助費用の一部負担

知事は、災害救助法が適用されない災害に際して町長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例に基づきその費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

ア 県との協議

町長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、同条例の適用を受けようとする場合は、次の事項について速やかに知事に協議する。

- (ア) 救助の種類
- (イ) 救助の程度、方法及び期間
- (ウ) 救助費用の見込額
- (エ) その他救助について必要な事項

イ 新潟県災害救助条例の適用基準

- (ア) 町内の住家滅失世帯数が10世帯以上の場合
- (イ) 知事が特に必要と認めた場合

ウ 救助の種類

県は、次の救助について費用の一部を負担するほか、これ以外の救助についても、新潟県災害救助条例の規定により費用の一部を負担することができる。

- (ア) 炊き出しその他による食品の給与
- (イ) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (ウ) 応急仮設住宅の供与（生活困窮者が対象）
- (エ) 被災した住宅の応急修理（生活困窮者が対象）
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給

エ 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則に定める範囲内、すなわち、内閣総理大臣が定める「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」のとおりとする。

第41節 個別災害対策

1 計画の方針

自然災害以外の油等流出事故、海上事故、航空事故、鉄道事故、大規模な道路事故及び集団事故の対策にあたっては、この節に定めるもののほか、各節に定めるところによる。

2 油等流出事故災害対策

町は、海上における船舶の衝突、乗揚げ、転覆等の事故に伴う油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）の大量流出による著しい海洋汚染事故及び陸上施設からの油等の流出による著しい海洋汚染事故が発生した場合、関係機関と協力して被害の拡大及び二次災害を防止するため、迅速かつ効率的に災害応急対策を実施する。

(1) 応急体制の確立

ア 災害対策本部等の設置

事故の態様及び規模により必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、必要な人員及び防除資機材を手配する。

イ 防除作業従事者の安全管理体制

防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導を実施し、必要により救護所を設置する等、防除作業従事者の健康管理を行う体制を整備するとともに、防除作業従事者へ防除作業手順の周知徹底など事故予防に必要な措置及び医療機関等と連携して、万が一の事故発生に備えた救急救護体制を整備する。

ウ 県への要請

県等へ必要な人員の派遣及び防除資機材のあっせんの要請を行うとともに、人員及び物資の受入体制を確立する。

エ 対策調整会議

応急対策に関する防災機関との連絡体制を強化し、強調を円滑に推進するために、県が対策協議会を設置したときは、これに参加する。

オ ボランティアセンターとの協力体制

必要に応じて、ボランティアセンターと情報を共有し、協力体制を構築する。

(2) 情報収集・伝達体制の確立

ア 情報収集

(ア) 関係機関の協力を得て、海岸パトロール及び町民からの通報等により情報の収集に努める。

(イ) 収集した情報は、県をはじめとする関係機関へ伝達する。

(ウ) 災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を報告する。

イ 収集・伝達する主な情報

(ア) 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）

- (イ) 町が実施した防除活動に関する情報
- (ウ) 資機材に関する情報
- (エ) 自衛隊の災害派遣に関する情報（回収の困難な地域の把握）

ウ 沿岸住民への周知

柏崎市消防本部の協力を得ながら、防災行政無線、車両等を活用し、沿岸住民に対し次に掲げる事項の周知に努める。

- (ア) 事故の状況
- (イ) 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- (ウ) 防災活動の状況
- (エ) 避難準備等の一般的注意事項
- (オ) その他必要事項

(3) 防除活動

ア 防除活動の実施

関係機関の協力のもと、対策調整会議にて検討された漂着油等の防除及び回収油等の処分等を実施する。

イ 記録の整理・保存

事故原因者等に対する補償請求の根拠とするため、防除活動に係る記録を整理・保存する。

(4) 環境保全

ア 環境影響調査

県の協力のもと、地域の実情に応じた環境影響調査を実施する。

イ 環境汚染の応急対策

沿岸における環境汚染状況等に関する情報を随時県に報告するとともに、県から提供される環境情報及び自ら実施する環境影響調査の結果について、町民等に広報する。

ウ 被害鳥獣保護対策

県からの要請に応じ、野生鳥獣類の救護に協力する。

(5) 油濁損害賠償補償制度

油濁損害賠償補償制度については、国際条約等に基づき船舶所有者の責任が明確化されているとともに、その賠償責任、さらには国際的な補償制度が確立されている。

なお、条約を受けて、国内法である油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）により、この油濁損害賠償保障制度を規定している。

ア 船舶所有者の賠償責任及び責任の制限等

油濁損害が生じたときは、油濁損害に係る油を積載していた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する。

イ 国際油濁補償基金による補償

責任限度額を超えた油濁損害の金額については、国際油濁補償基金に対して補償を求めることができる。

ウ 賠償・補償請求の対象

油等による汚染により生ずる損害、並びに油が流出し、又は排出された事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる措置に要する費用及びその措置により生ずる損害は、賠償・補償請求の対象とされる。

具体的には、油等の防除・清掃に要する人件費、資機材の購入（賃借）費用、回収した油の処理費用、油流出の対応策、損害の程度を調べる調査・研究費、漁業損害、旅館・ホテル等の損害が認められている。なお、野生動物の救護費用等については、汚染動物の洗浄費用等、限定的な範囲でのみ認められている。

認定にあたっての一般的な基準は次のとおりである。

- (ア) 費用・損失又は損害は発生したものであること
- (イ) 費用は合理的で必要のある措置に要したものであること
- (ウ) 費用・損失又は損害と油の流出による汚染との間に相当因果関係があること
- (エ) 経済的損失（逸失利益）については、金銭的に計算できる損失であること
- (オ) 適切な書類その他の証拠書類により、費用、損失又は損害の額を証明できるものであること

エ 賠償・補償請求

(ア) 請求の主体

防除のために講じた各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、賠償・補償請求の対象となる損害を被った個人・法人は、請求主体となることができる。

また、複数の者が同様の損害を被った場合は、共同で請求をすることができる。

なお、油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することが適当と認められる場合には、県が請求事務を行うものとする。

(イ) 費用及び損害の把握

請求主体は、法に基づく賠償・補償請求を行うため、その費用又は損害の状況について速やかに把握するとともに、賠償・補償請求に必要な写真、作業日報、領収書等の証拠書類及び費用の必要性、妥当性等を証明できる関係書類の整備に努める。

(ウ) 請求の方法

請求主体は、海事鑑定人（サーベイヤー）等と協議のうえ、文書にて請求する。

なお、請求の相手先は、船舶所有者の故意又は過失の有無によって、決定されることになるが、一般的には故意又は過失の有無の確定までに時間がかかるため、故意又は過失の有無が確定しない間であっても、国際油濁補償基金から補償が行われている場合が多い。

3 海上事故災害対策

町は、海上における船舶の衝突、乗揚げ、転覆等の事故及び旅客船、漁船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難並びに木材、コンテナ等の積荷等の漂流が発生した場合、関係機関と協力して被害の拡大及び二次災害を防止するため、迅速かつ効率的に災害応急対策を実施する。

(1) 応急体制の確立

ア 情報収集

事故を覚知したときは、情報収集のため、直ちに事故現場に職員を派遣する。

イ 合同対策調整会議

応急対策に関する防災機関との連絡体制を強化し、強調を円滑に推進するために、県が合同対策協議会を設置したときは、これに参加する。

(2) 応急対策の実施

第九管区海上保安本部、県、柏崎市消防本部、県警察、消防団、医療機関等と相互に情報共有を図り、海上事故の被災者に対して次の応急対策を迅速かつ適切に実施する。

ア 水難救護法による人命、船舶の救助

イ 地先水面の海岸パトロール

ウ 人命救助、初期消火及び延焼防止措置

エ 火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警戒

オ 救護所の設置及び県への医療活動支援要請

(3) 町民等への広報

町民等に対し、被害状況、応急対策の概要、漂流物に関する情報等を的確迅速に伝達する。

(4) 人的被害の防止措置

町長は、海上事故災害が発生した場合において、町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して、避難指示等の発令や立入り禁止等必要な措置を講じるとともに、防災行政無線、スマートフォン等のSNS等の通信機能、ホームページ、消防団車両等により周知する。

(5) 漂流物の回収対策

漂流物が沿岸部に漂着した場合、事故原因者との調整に基づき、漂着物の回収活動の支援に努める。

4 航空事故災害対策

町は、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したときは、県及び関係機関と相互に連携し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 応急体制の確立

ア 災害対策本部等の設置

航空機事故の態様及び規模により必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

イ 情報収集

事故を覚知したときは、情報収集のため直ちに事故現場に職員を派遣する。

ウ 県への要請等

収集した事故現場の情報を県に報告するとともに、応急対策に必要な事項を要請する。

(2) 応急対策の実施

県、柏崎市消防本部、県警察、消防団、自主防災組織、医療機関等と相互に情報共有を図り、航空機事故の被災者に対して次の応急対策を迅速かつ適切に実施する。

ア 現地における救護所の設置及び管理

イ 医師会に対する医療救護班の編成及び救護所又は事故現場への派遣要請

ウ 事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）の実施

エ 遺体の収容場所の確保及び管理

オ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整

カ 関係機関が行う遺体の検案に対する協力

キ 遺体の処理

(3) 避難指示等の発令

町長は、航空機事故災害が発生した場合において、町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難指示等又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令し、防災行政無線、スマートフォン等のSNS等の通信機能、緊急速報メール、ホームページ、消防団車両等により周知する。

(4) 警戒区域の設定

町長は、航空機事故災害が発生した場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(5) 広報

町民に対し、県警察、柏崎市消防本部、航空会社、防災関係機関、報道機関等と連絡、調整を密にして被害状況、応急対策の概要、避難指示等の情報を的確迅速に伝達する。

5 鉄道事故災害対策

町は、列車の脱線、転覆、衝突、火災、危険物の流出等により乗客、乗員、町民等に多数の死傷者が発生し、又は町民等に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害の発生を覚知した場合は、航空事故災害の場合に準じて応急対策活動を実施する。

なお、鉄道事故に伴い危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、避難指示等もしくは屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令、警戒区域の設定又は火気の使用制限の措置を講ずる。

6 道路事故災害対策

町は、大規模な道路事故災害の発生を覚知したときは、下記によるほか航空事故災害及び鉄道事故災害の場合に準じて応急対策活動を実施する。

(1) 事故災害発生情報及び被害情報の収集、伝達

道路管理者は、事故発生情報を覚知したときは、直ちに県警察及び柏崎市消防本部に連絡する。

また、町は、人的・物的被害状況を調査し、県に連絡する。

(2) 応急体制の確立

道路管理者は、事故の規模及び被害状況に応じて応急体制の確立を図る。

(3) 応急対策の実施

道路管理者は、事故災害による負傷者等の救護、消火活動及び拡大防止について、県警察、柏崎市消防本部等に協力するとともに、被災した道路及び施設の応急復旧を行う。

(4) 危険物流出時の対策

道路管理者は、事故災害により危険物が流出したときは、県警察と連携し、柏崎市消防本部とともに防除活動にあたる。

7 集団事故災害対策

町は、祭礼、興行その他の行事等（以下「催事等」という。）の会場及びその周辺など特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動又は会場となる施設の事故等（以下「集団事故」という。）による死傷者の発生を防止するため、催事等における安全確保体制を確立する。

(1) 主催者等への周知

町は、催事等の主催者及び施設管理者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

ア 催事等の開催にあたり、安全確保のための措置を講ずるとともに、事故発生時の対応等に係る体制整備を図り、事前に与板警察署、柏崎市消防本部等と所要の調整を行うこと。

イ 事故が発生した場合には、直ちに与板警察署及び柏崎市消防本部に通報すること。

(2) 開催時の支援

町は、催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、支援を行う必要があると判断したときは、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、消防機関とともに催事等の開催に際して所要の支援を行う。

(3) 集団事故発生時の対応

町は、集団事故が発生したときは、必要に応じて次の活動を行う。

ア 負傷者の救出や搬送など現場での救助活動への協力

イ 県及び医師会に対する医療救護班の派遣等の支援要請

ウ 救護所の設置及び初期医療活動の実施

エ 催事等の参加者の安否情報の収集

第4章 災害復旧計画

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

災害により被害を受けた町民等の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復及び事業経営の安定を図るため、融資や貸付等の金融支援、弔慰金や見舞金の支給、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 被災者のための相談、支援

(1) 相談窓口の開設

町及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び役場などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

町及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施するものとする。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

ア 被災者台帳の整備、活用

町及び県は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置、災害救助の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（カルテ）を作成し、被災者情報を共有化して迅速かつ確かな支援に努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 被災者台帳に記載、記録する事項

町は、被災者台帳に次の事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (カ) 援護の実施の状況
- (キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (ク) 電話番号その他の連絡先

- (ケ) 世帯の構成
 - (コ) 罹災証明書の交付の状況
 - (サ) 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - (シ) (サ)に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - (ス) その他、被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
- ウ 各種申請情報の活用
- 町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の町長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき、被災者台帳を作成することができる。
- エ 被災者に関する情報の内部利用
- 町は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- オ 関係地方公共団体の長等に対する情報提供の求め
- 町は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- カ 台帳情報の内部利用及び外部提供
- 町は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載又は記録された情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は外部提供することができる。
- (ア) 台帳情報によって識別される特定の個人（以下この節において「本人」という。）の同意があるとき又は本人に提供するとき
 - (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
 - (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき
- キ 台帳情報の提供に係る申請
- 町は、カ(ア)又は(ウ)により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）から次に掲げる事項を記載した申請書の提出があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。
- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な事項
 - (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他、台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 町及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 町、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

エ 町は、県の協力を得て、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者再建支援を行うための体制整備に努めるとともに、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

町、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 雇用の安定

柏崎公共職業安定所及び長岡労働基準監督署は、次の雇用安定化対策等を実施する。

- (1) 特別相談窓口の設置
- (2) 被災者の雇用促進
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 労働保険料の申告・納付期限の延長

4 応急金融対策

日本銀行新潟支店及び財務省関東財務局新潟財務事務所は、関係機関と協力して次の雇用安定化対策等を実施する。

- (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融上の措置
- (5) 各種措置に関する広報

5 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行うとともに、生活関連物資の価格が著し

い上昇等により県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定して供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

6 住宅対策

(1) 被災者入居のための公営住宅の建設

町及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、町及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努めるものとする。

(2) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

7 保険及び共済制度の普及促進

保険及び共済制度は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町及び県等は、制度の普及促進に努める。

8 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 町の特例措置

ア 町税の特例

町は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法及び町税条例の規定に基づき、町税の納税緩和措置として、町税の申告・納付等の期限の延長、徴収猶予、減免等適切な措置等を講じる。

(ア) 申告・納付等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税の納付もしくは納入をすることができないと認められるときは、条例に基づき当該期限を延長する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が村税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(ウ) 減免

被災した納税義務者等に対しては、該当する各税目等について次により減免する。

- a 町民税
納税義務者の被災状況及び所得に応じて軽減又は免除する。
- b 国民健康保険税及び軽自動車税
a に準じて軽減又は免除する。
- c 固定資産税
災害により著しく価値が減じた固定資産に対し、納税義務者の被災状況に応じて減免する。
- d 特別土地保有税
c に準じて軽減又は免除する。

イ 介護保険の特例

災害により定められた期間内に要介護認定又は要支援認定更新の申請をすることができなかった被保険者は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、町に対し申請をすることができる。

ウ その他の特例措置

町は、災害の状況により必要と認める場合は、被災した町民に対して、各種手数料又は使用料（住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本、所得証明、納税証明等の発行手数料、水道・下水道使用料等）の減免を行う。

(2) 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

9 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

郵便事業株式会社信越支社長の決定により、以下の措置を講ずる。

- ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる。

- ア 避難指示等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免
- イ 被災者の電話移転工事費の減免

(3) 電気事業

一般電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要（以下は過去の例）。

- ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸
- イ 不使用月の電気料金の免除

- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る。）
 - エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
 - オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
 - カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除
- (4) ガス事業
- ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東経済産業局長の認可が必要。
- ア 被災者のガス料金の納期の延伸
 - イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除
 - ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

10 町民への制度の周知

町、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図るものとする。

- (1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- (2) 防災行政無線、広報車、広報紙等
- (3) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた町民等が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町
	災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	
	被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(公財)都道府県センター
貸付	災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	町
	生活福祉資金 (1) 福祉費(災害臨時経費) (2) 福祉費(住宅改修等経費)	低所得者世帯等	町社会福祉協議会
	母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	長岡地域振興局
	住宅金融支援機構資金(災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関
	新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	町 金融機関
	天災融資制度	被害農林漁業者で町長の認定を受けた者	えちご中越農協 中越よつば森林組合 新潟漁協 銀行
	日本政策金融公庫資金(農林水産事業部)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関
	中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	町 金融機関 県信用保証協会

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

町は、災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和2年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	(1) 1市町村で5世帯以上の住家が滅失した災害 (2) 新潟県内で5世帯以上の住居が滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 新潟県内で災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 (4) 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (5) 新潟県内で新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害
事業主体 根拠法令等	(1) 実施主体 町(出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例) (2) 経費負担 ア 対象災害区分が(1)～(4)の場合(災害弔慰金の支給等に関する法律) 国1/2、県1/4、町1/4 イ 対象災害区分が(5)の場合(新潟県災害弔慰金等に関する要綱) 県1/2、町1/2
支給対象者	(1) 災害弔慰金の支給対象者及び支給順位は、次のとおりとする。 ア 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(ウの遺族を除く。)を先にし、その他の遺族を後にする。 イ 同順位の場合は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母の順とする。 ウ 死亡者の死亡当時においてイの遺族が存せず、かつ、同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹に支給する。
支給限度額 (1人につき)	(1) 主たる生計維持者の場合、500万円 (2) 主たる生計維持者以外の場合、250万円
支給の制限	(1) 災害弔慰金は、次のいずれかに該当する場合は支給しない。 ア 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 イ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 ウ 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不適当と認めた場合

(2) 災害障害見舞金

町は、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。(令和2年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	(1) 1市町村で5世帯以上の住家が滅失した災害 (2) 新潟県内において5世帯以上の住居が滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 (4) 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害
事業主体 根拠法令等	(1) 実施主体 町(出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例) (2) 経費負担 国1/2、県1/4、町1/4(災害弔慰金の支給等に関する法律)
支給対象者	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に掲げる程度の障害がある者
支給限度額	(1) 主たる生計維持者の場合、250万円 (2) 主たる生計維持者以外の場合、125万円
支給の制限	(1) 災害弔慰金は、次のいずれかに該当する場合は支給しない。 ア 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 イ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 ウ 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不適当と認めた場合

(3) 被災者生活再建支援金

(公社)都道府県センターは、県の支給事務委託を受け、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。(令和2年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害 (6) (1)もしくは(2)の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)
事業主体 根拠法令等	(1) 事業主体 県、ただし、支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県センター

	<p>へ委託</p> <p>(2) 経費負担 国 1/2、県 1/2 (被災者生活再建支援法)</p>
支援対象世帯	<p>(1) 住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)</p>
支給額	<p>(1) 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4の額となる。</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)</p> <p>(ア) 全壊、解体、長期避難 100万円</p> <p>(イ) 大規模半壊 50万円</p> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)</p> <p>(ア) 建設・購入 200万円</p> <p>(イ) 補修 100万円</p> <p>(ウ) 賃借 (公営住宅以外) 50万円</p> <p>なお、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入 (又は補修) する場合は、合計で200 (又は100) 万円</p>

(4) 災害援護資金

町は、災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。(令和2年4月1日現在)

貸付対象	<p>(1) 貸付対象世帯 地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯。</p> <p>ア 1人 220万円</p> <p>イ 2人 430万円</p> <p>ウ 3人 620万円</p> <p>エ 4人 730万円</p> <p>オ 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>※その世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円となる。</p>
実施主体 根拠法令等	<p>(1) 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>(2) 事業主体 町 (出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例)</p> <p>(3) 経費負担 国 2/3、県 1/3 (災害弔慰金の支給等に関する法律)</p>

	(4) 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害
貸付金額	<p>【貸付区分及び貸付限度額】</p> <p>(1) 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>(2) 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>(3) (1)と(2)が重複した場合</p> <p>ア (1)と(2)のアの重複 250万円</p> <p>イ (1)と(2)のイの重複 270万円</p> <p>ウ (1)と(2)のウの重複 350万円</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>ア (2)のイの場合 250万円</p> <p>イ (2)のウの場合 350万円</p> <p>ウ (3)のイの場合 350万円</p>
貸付条件	<p>(1) 据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）</p> <p>(2) 償還期間 10年（据置期間を含む。）</p> <p>(3) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>(4) 貸付利率 年3%（据置期間中は無利子）</p> <p>(5) 延滞利息 年5%</p>

(5) 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費及び住宅改修等経費））

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、生活福祉資金を貸し付ける。（令和2年4月1日現在）

貸付対象	<p>(1) 災害臨時経費及び住宅改修等経費</p> <p>ア 低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）</p> <p>イ 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内）</p> <p>ウ 障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く。）</p>
対象経費	<p>(1) 災害臨時経費 災害による困窮からの自立更生に必要な経費</p> <p>(2) 住宅改修等経費 被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費</p>
事業主体	(1) 災害臨時経費及び住宅改修等経費

根拠法令等	<p>ア 実施主体 県社会福祉協議会（窓口は町社会福祉協議会）</p> <p>イ 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱</p>
貸付限度額	<p>(1) 災害臨時経費 1世帯 150万円以内</p> <p>(2) 住宅改修等経費 250万円以内</p>
貸付条件	<p>(1) 災害臨時経費及び住宅改修等経費</p> <p>ア 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内</p> <p>イ 償還期間 7年以内</p> <p>ウ 貸付利率</p> <p>(ア) 連帯保証人を立てる場合は無利子</p> <p>(イ) 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5%</p> <p>エ 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>オ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>カ 申込方法 原則として、町の発行する罹災証明書を添付のこと。</p>

(6) 母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金）の貸付

県は、災害救助法の適用に至らない小災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、母子寡婦福祉資金を貸し付ける。（令和2年4月1日現在）

貸付対象	(1) 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
対象資金	(1) 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金
事業主体 根拠法令等	<p>(1) 実施主体 県（窓口は長岡地域振興局健康福祉（環境）部）</p> <p>(2) 根拠法令</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条</p> <p>イ 法施行令通知</p>
貸付限度額	(1) 200万円
貸付条件	<p>(1) 据置期間 貸付の日から6ヶ月</p> <p>(2) 償還期間 7年以内</p> <p>(3) 利率(年利)</p> <p>ア 連帯保証人を立てる場合は無利子</p> <p>イ 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.0%</p>
償還の猶予	<p>(1) 根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7、第38条、</p>

	<p>附則第7条及び附則第8条</p> <p>(2) 内容</p> <p>災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。</p> <p>ア 猶予期間 1年以内（1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる。）</p> <p>イ 添付書類 町の被災証明書</p>
<p>違約金の不徴収</p>	<p>(1) 根拠法令</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条</p> <p>(2) 内容</p> <p>支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。（添付書類として町の被災証明書が必要）</p>
<p>母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長</p>	<p>(1) 根拠法令</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条</p> <p>(2) 内容</p> <p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。</p> <p>住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。</p> <p>ア 事業開始資金</p> <p>(ア) 15,000円以上30,000円未満 6か月</p> <p>(イ) 30,000円以上 1年</p> <p>イ 事業継続資金・住宅資金</p> <p>(ア) 15,000円以上30,000円未満 6か月</p> <p>(イ) 30,000円以上45,000円未満 1年</p> <p>(ウ) 45,000円以上 1年6か月</p>
<p>所得制限適用除外</p>	<p>(1) 根拠法令</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第32条第2項ただし書き</p> <p>(2) 内容</p> <p>災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。</p> <p>※ 通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり</p>

(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害により被害を受けた住宅の所有者に対し、住宅復旧のための建設資金又は補修資金の貸付を行う。

町及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(8) 新潟県災害被災者住宅再建資金貸付制度

県は、災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、一定額以上の借入れを行う者に低利の上乗せ融資を行う。

貸付対象者、貸付限度額、貸付条件等は、災害ごとに県が定める規定等による。(平成19年10月29日中越沖地震対応時)

貸付対象	(1) 県内において、自ら居住するための住宅の建設又は購入、若しくは補修をするために、住宅金融公庫（災害復興住宅融資に限る）又は金融機関から次に掲げる金額を借り入れても、資金が不足する者 ア 住宅の建設・購入 1,100万円 イ 住宅の補修 590万円
実施主体 根拠法令	(1) 実施主体 県 (2) 根拠法令 新潟県災害被災者住宅再建資金貸付要綱
貸付金額等	(1) 貸付限度額 ア 建設、購入 800万円（50万円以上10万円単位） イ 補修 400万円（50万円以上10万円単位） (2) 貸付期間 ア 建設、購入 25年以内 イ 補修 20年以内 (3) 貸付利率 ア 当初10年 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1% イ 11年目以降 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利と同じ

(9) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。(令和2年4月1日現在)

ア 経営資金

貸付対象事業	(1) 種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金
--------	--

貸付の相手方	(1) 一定以上の被害を受けた農林漁業者
貸付限度額	(1) 200万円、ただし、激甚災害の場合は250万円
利率	(1) 被害程度によって3.0%以内、5.5%以内、6.5%以内（利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。）
償還期間 (措置なし)	(1) 3～6年以内、ただし、激甚災害の場合は4～7年以内

イ 事業資金

貸付対象事業	(1) 被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金
貸付の相手方	(1) 災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等
貸付限度額	(1) 組合 2,500万円、ただし、激甚災害の場合は5,000万円 (2) 連合会 5,000万円、ただし、激甚災害の場合は7,500万円
利率	(1) 6.5%以内（利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。）
償還期間 (措置なし)	(1) 3年

(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

日本政策金融公庫は、農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

(11) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等（令和2年4月1日現在）

(ア) セーフティネット資金（経営支援枠）自然災害要件

資金用途	(1) 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）
対象企業	(1) 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者
融資限度	(1) 3,000万円（別枠）
融資利率	(1) 融資期間3年以内 年1.15% (2) 融資期間3年超5年以内 年1.35% (3) 融資期間5年超7年以内 年1.55%
融資期間	(1) 7年以内（うち据置期間2年以内）
担保及び保証人	(1) 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。
信用保証	(1) 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。
申込窓口	(1) 第四北越銀行、柏崎信用金庫、新潟大栄信用組合及びえちご中越農協等

(イ) 地方産業育成資金（出雲崎町地方産業育成資金貸付規程）

資金用途	(1) 運転資金、設備資金
対象企業	(1) 出雲崎町内に住所若しくは事業所を有する中小企業者
融資限度	(1) 1,000万円（被災状況に応じて町長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）
融資利率	(1) 新潟県信用保証協会の保証付き（責任共有制度対象外） 年1.70% (2) 新潟県信用保証協会の保証付き（責任共有制度対象） 年1.90% (3) 保証なし 年2.20%
融資期間	(1) 運転資金 5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） (2) 設備資金 7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により町長が認めた場合は融資期間を超えることも可）
担保及び保証人	(1) 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。
申込窓口	(1) 第四北越銀行出雲崎支店 (2) 柏崎信用金庫出雲崎支店 (3) 新潟大栄信用組合出雲崎支店
信用保証	町長の定めるところによる。

(ウ) 災害貸付

資金用途	(1) 設備資金、運転資金
対象企業	(1) 災害により被害を受けた中小企業者
融資限度	(1) それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額
融資利率	(1) それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）

融資期間	(1) それぞれの融資制度の期間以内
担保及び保証人	(1) 日本政策金融公庫の定めるところによる。
申込窓口	(1) 日本政策金融公庫（国民生活事業）各支店

(エ) 災害復旧貸付

資金使途	(1) 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
対象企業	(1) 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
融資限度	(1) 直接貸付別枠 1億5,000万円 (2) 代理貸付上記限度の範囲内で別枠 7,500万円
融資利率	(1) 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）
融資期間	(1) 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内） (2) 設備資金 15年以内（うち据置期間2年以内）
担保及び保証人	(1) 日本政策金融公庫の定めるところによる。
申込窓口	(1) 日本政策金融公庫（中小企業事業）新潟支店及び代理店

(オ) 災害復旧資金

資金使途	(1) 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期）
対象企業	(1) 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資限度	(1) 金庫所定の限度内
融資利率	(1) 金庫所定の金利
融資期間	(1) 運転資金 10年以内（うち据置期間3年以内） (2) 設備資金 20年以内（うち据置期間3年以内）
担保及び保証人	(1) 商工組合中央金庫の定めるところによる。
申込窓口	(1) 商工組合中央金庫各支店

(カ) 災害保証

保証対象要件	(1) 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者（町長の証明を要する。）
保証限度額	(1) 個人・法人 2億8,000万円 (2) 組合 4億8,000万円
保証料率	(1) 年0.80%
保証期間	(1) 10年以内（うち据置期間3か月以内）
申込窓口	(1) 新潟県信用保証協会本店及び支店

(キ) セーフティネット保証（4号要件）

保証対象要件	(1) 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（町長の証明を要する。）
保証限度額	(1) 個人・法人 2億8,000万円 (2) 組合 4億8,000万円

保証料率	(1) 年 0.80%
保証期間	(1) 原則として 10 年以内
申込窓口	(1) 新潟県信用保証協会本店及び支店

4 制度の町民等への広報等

町は、被災者支援のための各種制度が円滑かつ有効に運用されるよう、被害の状況に応じて次の措置を講じる。

(1) 相談窓口及び制度内容の周知

県及び金融機関等に確認のうえ、広報紙、チラシ、防災行政無線、ホームページ等により支援制度の相談窓口及び制度内容等を周知する。

(2) 県及び金融機関等との協力による現地相談所の開設

(3) 金融機関に対する審査手続きの簡便化、貸出・支給等の迅速化、貸出条件の緩和等の要請

(4) 県及び金融機関に対する既存制度の拡充措置又は特別制度の創設の要請

(5) 信用保証協会に対する信用力や担保力が不足した中小企業者への保証枠の増大等の要請

第3節 公共施設等の災害復旧計画

1 計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、県が決定した災害復旧の基本方向に基づいて、速やかに将来の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設、改良にも十分配慮した復旧計画を策定し、早期に事業を実施する。

2 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

公共施設等の管理者は、災害により被害が発生した場合、被害状況を迅速かつ的確に把握し町又は県等所管関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

町は、被害報告を受けたときは、集計結果を速やかに県災害対策本部に報告する。

(3) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等
(1) 公共土木施設災害復旧事業	河川 海岸 砂防設備 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 下水道施設 公園
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業	農地・農業用施設 林業用施設 漁港・漁業用施設 共同利用施設（農業用・林業用・漁業用） 農業集落排水施設 林地荒廃防止施設
(3) 文教施設等災害復旧事業	公立学校施設 公立社会教育施設 文化財
(4) 厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設等 医療施設等 水道施設 精神障害者社会復帰施設等 戸別合併処理浄化槽

(5) 都市災害復旧事業（都市施設等）堆積土砂排除事業	街路、都市排水施設等（都市排水施設、公堆積土砂排除事業園等の施設） 市街地の堆積土砂
(6) 公営住宅等災害復旧事業	災害公営住宅の建設 既設公営住宅
(7) その他の災害復旧事業	中小企業共同施設
(8) 災害復旧に係る財政支援措置	特別交付税に係る業務 普通交付税に係る業務 地方債に係る業務

3 災害復旧事業計画書の作成

(1) 復旧の基本方向の決定

町は、復旧の基本方向の決定について、被災の状況、地域の特性及び被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧、災害の再発防止、災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等を配慮するよう県に求めるものとする。

(2) 災害復旧事業計画書の作成

施設管理者は、県が決定した復旧の基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

4 緊急災害査定の実施

町は、災害発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速な実施が期されるよう努めるものとする。

5 復旧技術員の確保

町において、被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための技術員に不足を生じたときは、県及び関係機関等に応援を求めて技術員の確保を図るものとする。

6 激甚災害指定の促進措置

(1) 激甚災害指定のための調査への協力

町は、著しく激甚な災害が発生した場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため県が調査等を行うときは、これに協力し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して復旧が円滑に行われるよう努める。

(2) 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
<p>法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助</p>	<p>(1) A基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5%</p> <p>(2) B基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2%かつ、次の要件のい ずれかに該当する都道府県が1以上 ア 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% イ 都道府県内市町村分の査定見込額＞都道府県内市町村の標 準税収入額×5%</p>
<p>法第5条 農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別 措置</p>	<p>(1) A基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(2) B基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15%かつ、次の要件のい ずれかに該当する都道府県が1以上 ア 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額× 4% イ 都道府県内査定見込額＞10億円</p>
<p>法第6条 農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補 助の特例</p>	<p>(1) 次のいずれかの要件に該当する災害 ア 激甚法第5条の措置が適用される場合 イ 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8 条の措置が適用される場合 (ただし、ア、イとも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。)</p> <p>(2) 上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係る ものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額 を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 ウ 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% エ 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で法第8条の 措置が適用される場合 (ただし、ウ、エとも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千 万円以下の場合を除く。)</p>
<p>法第8条 天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、 災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じ て個別に考慮 ア A基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% イ B基準</p>

	<p>農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%かつ、1つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の農業者×3%に該当する都道府県が1以上</p>
<p>法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</p>	<p>(1) 法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの</p> <p>ア 浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域</p> <p>イ 排除される湛水量30万m³以上</p> <p>ウ 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること</p>
<p>法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>(1) A基準 林業被害見込額（樹木に係るもの）＞全国生産林業所得推定額（木材生産部門）×5%</p> <p>(2) B基準 林業被害見込額（樹木に係るもの）＞全国生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5%かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>ア 都道府県林業被害見込額＞当該都道府県生産林業所得推定額×60%</p> <p>イ 都道府県内林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%</p>
<p>法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則第9条 旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例</p>	<p>(1) A基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>(2) B基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>ア 1つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>イ 1つの都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円</p>
<p>法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>(1) 激甚法第2章の措置が適用される場合適用</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>

<p>法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</p>	<p>(1) A基準 被災地全域滅失住宅戸数$\geq 4,000$戸</p> <p>(2) B基準 次のア、イのいずれかに該当する災害</p> <p>ア 被災地全域滅失住宅戸数$\geq 2,000$戸かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥ 200戸</p> <p>(イ) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数$\geq 10\%$</p> <p>イ 被災地全域滅失住宅戸数$\geq 1,200$戸かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥ 400戸</p> <p>(イ) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数$\geq 20\%$</p>
<p>法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合適用</p> <p>(2) 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合適用</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>(1) 災害発生のおとど、被害の実情に応じて個別に考慮される。</p>

(3) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
<p>法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助</p>	<p>【次のいずれかに該当する災害】</p> <p>(1) ア 査定事業費$>$町の標準税収入$\times 50\%$(ただし、当該査定事業費10,000千円未満は除外)</p> <p>イ 町の標準税収入が50億円以下であり、かつ、町が負担する査定事業費が2億5千万円を超える場合 査定事業費$>$町の標準税収入$\times 20\%$</p> <p>ウ 町の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億以下の場合 査定事業費$>$町の標準税収入$\times 20\%$ + (町の標準税収入-50億円) $\times 60\%$</p> <p>ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>(2) 査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することが見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置 法第6条</p>	<p>【次のいずれかに該当する災害】</p> <p>(1) 町の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額$>$町の農業所得推定額$\times 10\%$(ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外)ただし、町の当該経費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。</p>

<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</p>	<p>又は 町の漁業被害額>農業被害額 かつ、漁船等の被害額>町の漁業所得推定額の10%（ただし、当該漁船等の被害額が10,000千円未満は除外） ただし、町の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
<p>法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>(1) 林業被害見込額>町の生産林業所得推定額×150%（ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く。）かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね300ha、その他の災害にあつては、町の民有林面積（人工林に係るもの）のおおむね25%を超える場合</p>
<p>法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則第9条 旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例</p>	<p>(1) 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10%（ただし、被害額が10,000千円未満は除外）に該当する市町村が1以上 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。</p>
<p>法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>(1) 法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>

7 緊急融資の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるよう努めるものとする。

8 町民及び関係団体等に対する情報提供

町及び県は、町民及び関係団体等に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、町民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、町民、事業者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

復興計画に基づき、町民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急を実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

2 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア 町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、総合的な組織・体制の整備を図る。

イ 復興対策の遂行にあたり、町は、必要に応じ県、国及び他自治体からの職員派遣その他の協力を得る。

(2) 復興基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、町が主体となって町民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、まち構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ 町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び他市町村との連携）を行う。

ウ 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

3 防災まちづくり

ア 町は、再度災害防止とより快適な環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、まちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

イ 町民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに町民のコンセンサスを得るよう努める。

ウ 町は、学校施設が被災した場合の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

エ 町は、防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難場所、道路、公園、河川等の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分町民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。

オ 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業にあたり、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

カ 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を、町民に対して提供する。

キ 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

ク 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

出雲崎町地域防災計画
(風水害・震災等対策編)

令和5年2月修正

発行 出雲崎町総務課